

やまとの環境

— 環境基本計画年次報告書 —

令和5年度版（令和4年度実績）



大 和 市

やまとの環境（大和市環境基本計画年次報告書）について

やまとの望ましい環境像「自然の恵みを取り入れた、健康に生活できる、一生を安心して暮らせるふるさと」の実現のために、大和市では平成 10 年度に環境基本計画を策定しました。平成 29 年度には、目標設定水準や施策の見直し、地球温暖化対策実行計画との総合的な管理の推進などを踏まえ、2 回目の改定をしました。

本計画では、目標の達成度や、施策の進行状況を定期的に把握・評価し、必要に応じて見直しや修正を行っていきます。このことから、やまとの環境の現況と、環境基本計画に基づく施策の進行状況等を明らかにするため、ここに年次報告書として取りまとめ、公表することにより、情報の公開と共有を図るものです。

自然の恵みを取り入れた、健康に生活できる、一生を安心して暮らせるふるさと

望ましい環境像の実現

生活環境

健康に生活できる
きれいなまち

空気

深呼吸したくなるまち

水

きれいな川のあるまち

音

静けさを感じるまち

美化

散乱ごみのないきれいなまち

自然環境

人と自然が共生する
うるおいのあるまち

緑

緑豊かなまち

生物

多様な生物とのふれあいのあるまち

都市環境

ゆとりとやすらぎの
ある快適なまち

景観

魅力ある街並み

安全

安心して生活できるまち

産業

農・工・商の調和するまち

基地

航空機騒音のないまち

都市空間

都市空間のゆとりのあるまち

地球環境

地球環境への負荷の
少ないまち

地球環境

地球市民としての自覚を持って
行動するまち

循環

循環を基調とした社会
システムのあるまち

水循環

水との親しみのあるまち

資源

物質循環のなされているまち

エネルギー

エネルギーを有効に利用するまち

環境保全活動

気づき知り環境を守る
市民の連帯のあるまち

環境保全活動

環境にやさしい市民のまち

「やまとの環境」(環境基本計画年次報告書)令和5年度版につきまして

1. 概要

「大和市環境を守り育てる基本条例」第13条「毎年、環境の現況及び環境基本計画に基づく施策の進行状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない」に基づき、毎年とりまとめ、発行しているものです。

2. 令和4年度の特徴

(1) コロナ禍による影響

「⑩環境保全活動」の「やまとみどりの学校プログラムへの参加校」について、参加校が令和3年度と同程度にとどまったり、清掃の日が中止されたりするなど、未だコロナ禍の影響が生じています。

その一方で、令和2年度と3年度は中止されていた研修会(指標40)やセミのぬけがら調査(指標47)が再開されたり、制限されていた活動を再開したり(市の役割その65)するなど、コロナ禍前の活動を再開する動きもあります。

(2) 本市の温室効果ガス排出量削減の順調な進展

国などの統計に基づき、最新値となる令和3年度の温室効果ガス排出量を算定しました。その結果、令和3年度の排出量は、基準年度である平成25年度と比較して26.2%削減となり、令和2年度の22.9%削減から、さらに削減されました。コロナ禍における在宅ワークの増加を受け、増加していた家庭部門の排出量が落ち着いたことや、プラスチックごみや繊維ごみのリサイクル及び使用削減(リデュース)が進んだことによる廃棄物分野の排出量の削減によるものと考えられます。

本市では、令和4年4月に策定した「大和市地球温暖化対策実行計画」において、令和12年度までに平成25年度と比較して排出量を46.0%削減することとしています。今後も、市民や事業者の皆さまのご協力をいただき、国や県などと連携しながら、より一層の排出量削減を進め、目標達成を目指してまいります。

3. 各環境要素の数値目標と達成状況

色付き部分は未達成

| 環境要素 | 数値目標 | 目標値(令和9年度) | R3年度数値 | R4年度数値 | 備考 |
|---------|------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------|
| ①空気 | 二酸化窒素濃度 | 0.04ppm以下 | 0.027ppm | 0.027ppm | 目標達成を維持 |
| ②水 | BOD (生物化学的酸素要求量) | 境川 3.0mg/ℓ以下 引地川 2.0mg/ℓ以下 | 境川 1.4mg/ℓ 引地川 1.1mg/ℓ | 境川 1.6mg/ℓ 引地川 1.3mg/ℓ | 目標達成を維持 |
| ③音 | 市内全調査地点で環境基準をクリア | 100% | 67% | 83% | 改善傾向 |
| ④美化 | 「散乱ごみの少ないきれいなまち」だと思える市民割合 | 50% | 市民 53% 事業者 45% | 市民 51% 事業者 51% | 目標達成 アンケート結果 |
| ⑤緑 | 保全緑地契約面積等 | 26.2ha | 26.5ha | 26.5ha | 目標達成を維持 |
| ⑥生物 | 「身近に多くの種類の動植物とのふれあいのあるまち」だと思える市民割合 | 50% | 市民 40% 事業者 38% | 市民 31% 事業者 41% | 減少傾向 アンケート結果 |
| | 市内でミンミンゼミの生息が確認されていること | 生息を確認 | 生息を確認 | 生息を確認 | 目標達成を維持 |
| ⑦景観 | 「魅力ある街並みを持っているまち」だと思える市民割合 | 40% | 市民 31% 事業者 26% | 市民 26% 事業者 26% | 減少傾向 アンケート結果 |
| ⑧安全 | 各環境中の基準濃度を超過した有害化学物質数 | 0種類 | 3種類 | 3種類 | 横ばい傾向 |
| ⑨産業 | 環境に配慮した事業活動を行っている事業者割合 | 50% | 58% | 54% | 目標達成を維持 アンケート結果 |
| ⑩基地 | 航空機騒音に係る環境基準の達成率 | 100% | 60% | 60% | 横ばい傾向 |
| | 航空機騒音を軽減させるよう取り組む | 取り組んでいる | 取り組んでいる | 取り組んでいる | 目標達成を維持 |
| ⑪都市空間 | 一人当たりの都市公園等面積 | 6.8㎡以上 | 6.88㎡ | 6.85㎡ | 目標達成を維持 |
| ⑫地球環境 | 温室効果ガス排出量削減率(2013年度比) | 40%削減 | 26.2%削減 | *統計一年遅れで公表 | 改善傾向 |
| ⑬水循環 | 雨水貯留槽購入費補助申請累積件数 | 650件 | 470件 (8件) | 477件 (7件) | 横ばい傾向 申請件数の伸び悩み |
| ⑭資源 | 資源化率 | 32.2% | 29.2% | 29.0% | 横ばい傾向 資源品目軽量化の影響 |
| | 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 | 438g未滿 | 421g | 413g | 目標達成を維持 |
| ⑮エネルギー | 住宅用太陽光発電システム補助累積件数 | 2500件 | 1862件 (73件) | 1952件 (90件) | 大幅に改善 |
| ⑯環境保全活動 | やまとみどりの学校プログラムへの参加校 | 市内小中学校全校 28校 | 21校 | 21校 | 横ばい傾向 コロナの影響 |
| | 「環境に配慮したり、環境保全活動に取り組む人が多い」と感じる市民割合 | 50% | 市民 38% 事業者 34% | 市民 35% 事業者 39% | 改善傾向 アンケート結果 |

※ () 内の数字は単年当たりの件数

目次

| | ページ |
|--------------------------|-----|
| 第1章 市の地域特性 | |
| 1 地勢及び位置 | 2 |
| 2 地形及び地質 | 3 |
| 3 気象 | 4 |
| 4 人口の推移 | 5 |
| 5 土地利用 | 5 |
| 6 産業 | 6 |
| 第2章 環境の現況と課題 | |
| 1 生活環境(空気・水・音・美化) | 8 |
| 2 自然環境(緑・生物) | 9 |
| 3 都市環境(景観・安全・産業・基地・都市空間) | 9 |
| 4 地球環境 | 11 |
| 5 循環(水循環・資源・エネルギー) | 11 |
| 6 環境保全活動 | 12 |
| 第3章 施策の進行状況 | |
| 1 空気 | 14 |
| 2 水 | 20 |
| 3 音 | 25 |
| 4 美化 | 30 |
| 5 緑 | 34 |
| 6 生物 | 41 |
| 7 景観 | 46 |
| 8 安全 | 50 |
| 9 産業 | 56 |
| 10 基地 | 60 |
| 11 都市空間 | 65 |
| 12 地球環境 | 72 |
| 13 水循環 | 77 |
| 14 資源 | 81 |
| 15 エネルギー | 90 |
| 16 環境保全活動 | 94 |

| | ページ |
|--------------------|-------|
| 第4章 重点施策の進行状況 | |
| 1 地球温暖化対策の推進 | 1 0 2 |
| 2 循環型社会の構築 | 1 1 2 |
| 3 緑の保全・創出 | 1 1 4 |
| 4 環境保全活動の推進 | 1 1 8 |
| 第5章 資料 | |
| 1 市の環境政策等の変遷 | 1 2 4 |
| 2 現在の環境施設農政部の組織 | 1 2 7 |
| 3 大和市環境審議会 | 1 2 8 |
| 4 環境に関する市民アンケート結果 | 1 2 9 |
| 5 環境に関する事業者アンケート結果 | 1 3 5 |
| 6 大和市環境を守り育てる基本条例 | 1 4 1 |
| 7 大和市環境基本計画 | 1 4 3 |
| 8 用語集 | 1 4 4 |

第1章

市の地域特性

市の地域特性

1 地勢及び位置

本市は神奈川県のおぼ中央部に位置し、東は横浜市、西は座間市、海老名市、綾瀬市、南は藤沢市、北は相模原市、町田市にそれぞれ囲まれています。

市の面積は 27.09k m²、東西 3.22km、南北 9.79km と南北に細長く、丘陵起伏がほとんどない都市です。

鉄道は中央部を東西に相鉄線、南北に小田急江ノ島線が走るほか、北部には東急田園都市線が乗入れ、狭い市域に 8 駅があります。このため、市内のどこからでも最寄りの駅まで徒歩 10 分前後で行けるという便利さがあります。また、道路についても、国道 246 号線や国道 467 号線、主要地方道丸子中山線などが東西、南北に走り、車での移動も良好な交通環境となっています。



| | 経度 | 地名 | 方位 | 緯度 | 地名 |
|----|-----------------|------------|----|----------------|----------|
| 東端 | 東経 139° 28′ 50″ | 上和田字宮久保 | 南端 | 北緯 35° 25′ 23″ | 福田甲 6 区 |
| 西端 | 東経 139° 25′ 45″ | 中央林間西 7 丁目 | 北端 | 北緯 35° 31′ 14″ | 下鶴間甲 1 号 |

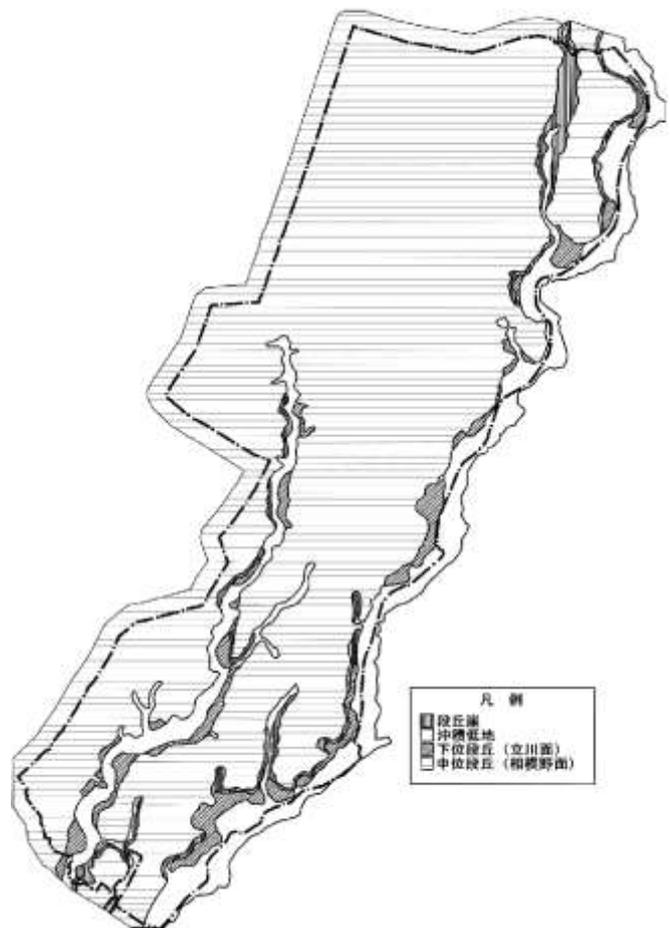
| 面積 (K m ²) | 海拔 (m) | |
|------------------------|--------|--------|
| | 最高 | 最低 |
| 27.09 | 91.149 | 28.247 |

(出典：令和 4 年度統計概要)

2 地形及び地質

本市は、相模野台地と呼ばれる平坦な台地上にあります。相模野台地は、城山町から藤沢市にいたる弓形の台地で、西側を座間市の座間丘陵・高座丘陵、東側を横浜市の多摩丘陵に囲まれており、北から南にかけて低くなる地形となっています。市域の西側、及び東側には、この台地を開析して、南北に引地川、多摩丘陵との間に境川が流れています。

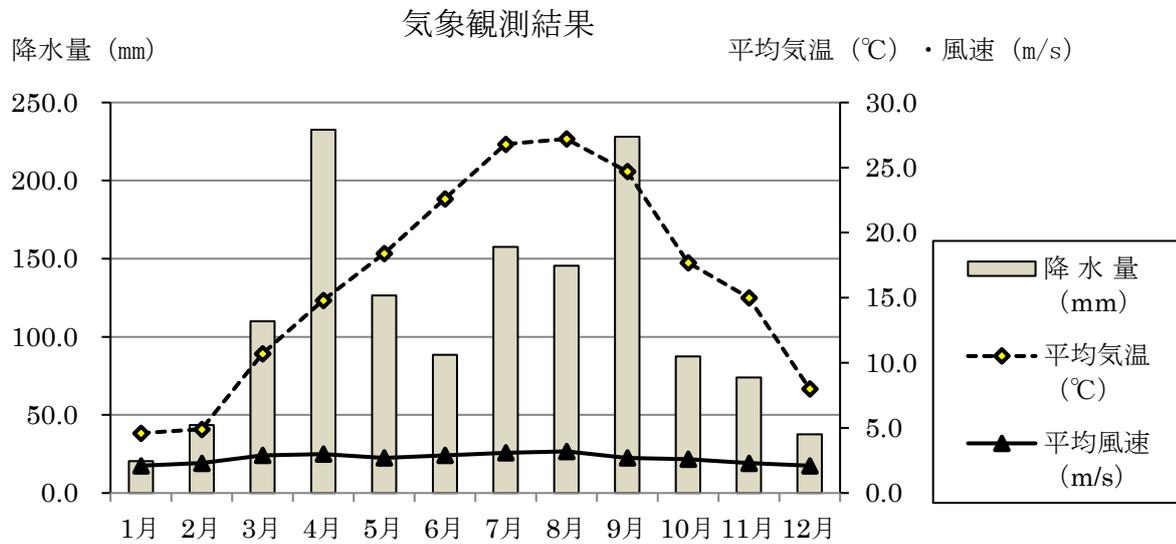
この相模野台地は、第三紀上総層群の砂泥互層の上部に相模野レキ層を基盤として、箱根及び富士山を起源とする関東ローム層より構成されています。この関東ローム層は、いわゆる武蔵野面上の武蔵野ローム層に相当し、一部引地川・境川の河川沿いに立川面がみられ、それらには、立川ローム層が覆っています。さらに、両河川沿いには沖積低地が発達しています。



(出典：平成 11 年度防災アセスメント調査)

3 気象

令和4年の大和市の気象観測結果は、次のとおりでした。



(出典：令和4年度版 統計概要)

令和4年気象観測表

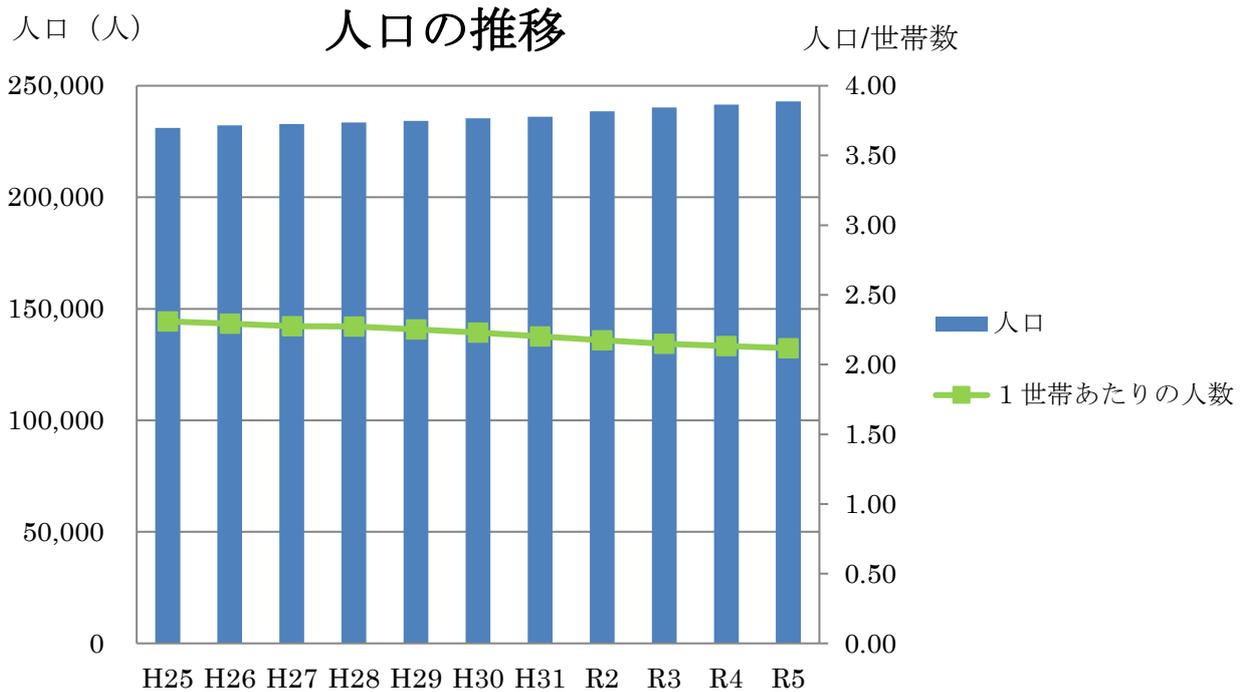
| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 備考 |
|------------|------|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|------|------|-----------------|
| 平均気温 (°C) | 4.6 | 4.9 | 10.7 | 14.8 | 18.4 | 22.6 | 26.8 | 27.2 | 24.7 | 17.7 | 15.0 | 8.0 | 年間平均 16.3 |
| 降水量 (mm) | 20.5 | 43.5 | 110.0 | 232.5 | 126.5 | 88.5 | 157.5 | 145.5 | 228.0 | 87.5 | 74.0 | 37.5 | 年間降水量 1351.5 |
| 平均風速 (m/s) | 2.1 | 2.3 | 2.9 | 3.0 | 2.7 | 2.9 | 3.1 | 3.2 | 2.7 | 2.6 | 2.3 | 2.1 | 年間平均 2.7 |
| 主な風向 | 南西 | 北北西 | 南南西 | 南西 | 南 | 南西 | 北北西 | 南 | 南西 | 南南西 | 南南西 | 南西 | 最大時の風向 南西 |

(出典：令和4年度版 統計概要)

4 人口の推移

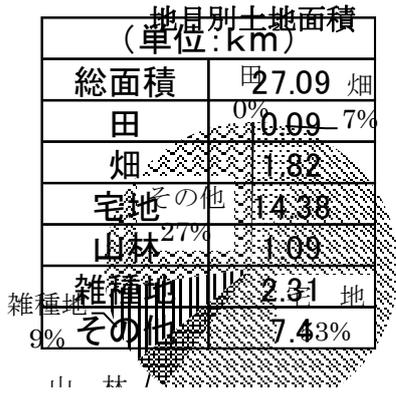
昭和 34 年、県下 14 番目の市として市制施行して以来、都心から 40km 圏内に位置する本市は、交通の利便性、平坦な台地、温暖な気象条件等、都市的素材に恵まれたこともあって、市制施行当時 3 万 6 千人だった人口も、24 万人を越えており、県内でも川崎市に次いで人口密度の高い都市になっています。

令和 5 年 4 月 1 日現在の人口・世帯数は、242,983 人（114,741 世帯）です。1 世帯当りの人員は減少傾向にあるほか、少子化、高齢化が進んでいる状況です。



5 土地利用

急激な都市化による農地や山林の宅地化は鈍化していますが、工場や事業所の跡地が高層のマンションに変わるなど、土地利用の状況は大きく変化しています。都市計画法で定める市街化区域面積は 20.08 k m² で全体の約 74% を占めており、残る 7.01 k m² が市街化調整区域となっていますが、市域全体の市街化が進んでいます。



(出典：令和 4 年度版 統計概要)

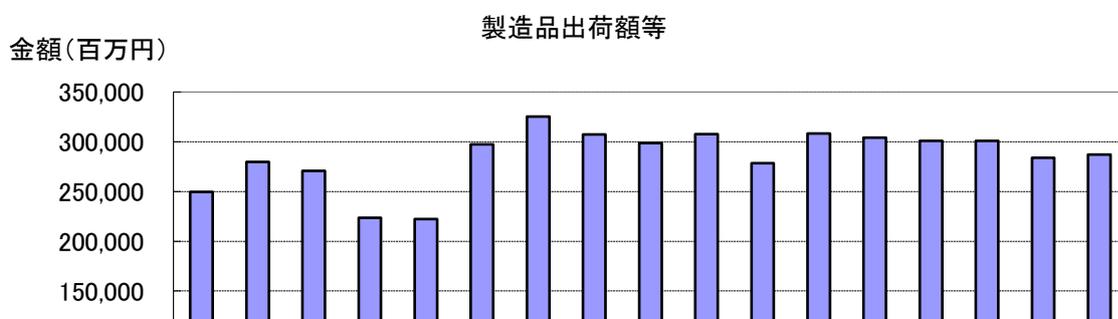
| | 平成 13 年 | 平成 18 年 | 平成 24 年 | 平成 28 年 | 令和 3 年 |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 第 1 次産業 (農・林・漁業) | 5 | 4 | 7 | 5 | 7 |
| 第 2 次産業 (建設・製造業) | 1,700 | 1,761 | 1,611 | 1,438 | 1,227 |
| 第 3 次産業 (卸売・小売業等) | 6,945 | 7,212 | 7,383 | 7,099 | 6,358 |
| 総 数 | 8,650 | 8,977 | 9,001 | 8,542 | 7,589 |

6 産業

事業所数及び従業者数は平成 8 年までは着実に増加しており、特に卸売・小売業や運輸・通信業などの第 3 次産業の伸び率は高くなっていました。しかし平成 13 年の調査では、全ての産業において事業所数が減少し、平成 18 年の調査では、卸売・小売業が著しく減少していることがわかりました。そして令和 3 年の調査では、新型コロナウイルスの影響のためか、第 3 次産業の事業所数が大きく減少しました。

産業別事業所数の経年変化

長引く不況の中、平成 17 年まで製造業の製造品出荷額の低下傾向が続いていましたが、平成 18 年は 3 年ぶりに上昇しました。しかし、平成 20 年に起きたリーマンショックの影響により製造出荷額が低下し、その後、平成 23 年以降は大きな変化はありません。



第2章

環境の現況と課題

1 生活環境（空気・水・音・美化）

市内の大気状況は、ほぼ環境基準を下回っており、概ね良好な状態が保たれています。低公害車の普及などにより二酸化窒素濃度は改善傾向にあります。

下水道の普及等により、市内の河川の水質は維持されています。今後も工場・事業場に対して指導を行うとともに、市民参加の河川清掃などを通じて、自然の浄化機能の回復を図っていきます。

近年の公害苦情では、幹線道路の交通騒音のほか、店舗などの営業騒音や日常的な生活騒音に関する内容が多くなっています。営業騒音については、実態調査を実施し、事業者に指導を行います。また、生活騒音については、広報等で意識啓発活動を行います。

不法投棄ごみは増加傾向にあり、特に人目につきにくい場所へのポイ捨てや不法投棄があります。「清掃の日」の美化活動などを通じて、美化意識の向上やポイ捨てなどの未然防止に向けた意識啓発を行い、状況の改善を目指していきます。

■空気の取組むべき課題... 14 ページ参照

- ★自動車交通に伴う大気汚染の防止
 - ・自動車交通量低減対策の推進
 - ・道路周辺の大気の監視
 - ・自動車の利用方法の転換促進
- ★事業活動に伴う大気汚染の防止
 - ・ばい煙等大気汚染物質対策の推進
 - ・悪臭や粉じん対策の推進
- ★大気環境の監視と適切な情報提供
 - ・大気の状態の把握・情報提供

■水の取組むべき課題... 20 ページ参照

- ★事業活動に伴う水質汚濁の防止
 - ・工場・事業場排水対策の推進
- ★生活排水による水質汚濁の防止
 - ・生活排水対策の推進
- ★さらなる河川水質の向上
 - ・自然浄化機能の回復
 - ・健全な水循環の推進
 - ・水域の状態の把握

■音の取組むべき課題... 25 ページ参照

- ★事業活動等に伴う騒音・振動の防止
 - ・工場・事業場の騒音・振動防止対策の推進
 - ・屋外作業に伴う騒音・振動防止対策の推進
 - ・営業騒音防止対策の推進
 - ・建設作業の騒音・振動防止対策の推進
 - ・生活騒音防止対策の推進
- ★交通に伴う騒音・振動の防止
 - ・道路交通騒音・振動防止対策の推進
 - ・鉄道騒音・振動防止対策の推進

■美化の取組むべき課題... 30 ページ参照

- ★地域美化のさらなる推進
 - ・不法投棄・ポイ捨ての防止
 - ・美化活動の推進
- ★市民・事業者の美化意識の向上
 - ・美化意識の普及・啓発

2 自然環境（緑・生物）

首都圏に位置し、交通などの利便性が高い本市では、これまでの人口増加に伴い農地や樹林等の宅地化が進行したため、緑地が減少しており、かつてほどの多くの種類の動物は見られなくなりました。

近年は、外来生物による生態系への影響などが問題になっており、本市においても特定外来生物の捕獲や情報収集に努めています。

■緑の取組むべき課題... 34 ページ参照

- ★既存の良好な緑の保全
 - ・緑の拠点づくり
 - ・農地の保全と活用
- ★緑豊かな都市空間の創出
 - ・緑の動脈の形成と公共施設の緑化推進
 - ・住宅地・商工業地の緑化推進
- ★市民・事業者との連携・協力
 - ・緑の意識啓発
- ・樹林地の保全と活用
- ・都市型緑化の推進
- ・参加のシステム・ネットワークづくり

■生物の取組むべき課題... 41 ページ参照

- ★豊かな都市生態系の保全
 - ・野生動植物の保護
- ★野生動植物の生息・生育状況の把握
 - ・野生動植物の生息・生育場所に関する情報の蓄積
 - ・野生動植物の生息・生育場所の確保

3 都市環境（景観・安全・産業・基地・都市空間）

都市化の進展により、樹林や田園などが織り成す自然景観は減少しつつあります。本市では景観形成方針を定め、地域環境と調和した景観づくりに取り組んでいます。

安全に関しては、大規模地震や大雨・洪水への備えとして、公共施設の耐震補強や避難場所の確保など、災害に強い街づくりを進めています。

■景観の取組むべき課題... 46 ページ参照

- ★残された自然景観の保全・活用
 - ・自然環境と共生した景観づくり
- ★良好な街並み景観の形成
 - ・緑豊かな落ち着いた住宅地の景観づくり
 - ・個性と活力ある都心の景観づくり
 - ・安全で市民にやさしい景観づくり
- ★歴史を物語る景観資源の保全・活用
 - ・歴史と文化を生かした景観づくり

■安全の取組むべき課題... 50 ページ参照

- ★地震や異常気象に伴う自然災害への対応
 - ・自然災害対策
- ★有害化学物質等による環境リスクの最小化
 - ・ダイオキシン類への対応
 - ・有害化学物質など環境リスクへの対応

■産業の取組むべき課題... 56 ページ参照

- ★農業における環境対策の促進
 - ・環境保全型農業の推進
 - ・農地の保全と活用
- ★工業における環境対策の促進
 - ・環境共生型工業の推進
- ★商業における環境対策の促進
 - ・環境配慮型商業の推進

■基地の取組むべき課題... 60 ページ参照

- ★航空機騒音の軽減に向けたはたらきかけの継続
 - ・着陸訓練の中止要請
 - ・航空機騒音の監視
 - ・基地の機能縮小・返還への取組み
 - ・障害の防止・軽減対策の推進
- ★基地に係る安全性の確保
 - ・基地に係る環境汚染の防止
 - ・災害時の対策

■都市空間の取組むべき課題... 65 ページ参照

- ★基盤整備による環境負荷の低減
 - ・人と環境にやさしい社会基盤の整備
- ★都市空間の質の向上
 - ・公園等の整備
 - ・光害対策
 - ・親水性の確保
 - ・ヒートアイランド対策
- ★土地利用における環境対策の推進
 - ・開発等に伴う環境配慮
 - ・土地利用における共生
- ★快適な歩行者空間づくり
 - ・歩行者空間の整備

4 地球環境

地球温暖化対策はパリ協定に基づく国際的な取組みが進められていましたが、2021年（令和3年）のグラスゴー気候合意によりその取組みは更に加速することになりました。本市でも令和4年に「大和市気候非常事態宣言」を行うとともに、「大和市地球温暖化対策実行計画」を改定し、地域脱炭素に向けた取組みをより一層推進しています。

■地球環境の取組むべき課題... 72 ページ参照

★地球温暖化の防止・適応に向けた取組みの推進

- ・産業での省エネルギーの推進
- ・再生可能エネルギーの活用
- ・交通・運輸での省エネルギーの推進
- ・地球温暖化防止対策の推進
- ・民生での省エネルギーの推進
- ・廃棄物・廃熱の有効利用
- ・緑の保全と創造
- ・気候変動への適応

★オゾン層の保護・酸性雨対策の継続的な推進

- ・特定フロン等の排出量の削減
- ・窒素酸化物の排出抑制対策

★市民・事業者との連携・協力

- ・行動促進に向けた意識啓発

5 循環（水循環・資源・エネルギー）

都市部では宅地化が進み、道路整備に伴うアスファルト舗装によって水循環のバランスが失われている可能性があります。本市では、雨水浸透柵の設置促進や雨水貯水槽の購入補助などを行い、雨水の有効利用を促進しています。

ごみの分別収集を徹底し、ごみの減量化・資源化と適正処分に取り組んでいます。

また、省エネルギーを推進する一方で、再生可能エネルギー利用設備を公共施設に導入するほか、家庭への太陽光発電システム等の導入の支援を行っています。

■水循環の取組むべき課題... 77 ページ参照

★健全な水循環の確保

- ・雨水の活用
- ・水の再利用
- ・水の使用量抑制

★河川の水辺環境の保全

- ・親水性の確保
- ・治水に対する取組み

★地下水・土壌の保全

- ・雨水の地下浸透
- ・地下水のくみ上げ抑制
- ・汚染の防止

■資源の取組むべき課題... 81 ページ参照

- ★ごみの適正処理
 - ・適正な収集・運搬の推進
 - ・適正な処理・処分の推進
- ★資源循環の促進
 - ・資源循環型の消費活動の促進
- ★廃棄物の減量化・資源化のさらなる推進
 - ・廃棄物の減量化
 - ・使用済み製品の再使用
 - ・ごみの資源化
 - ・事業活動に伴う廃棄物の減量と資源化

■エネルギーの取組むべき課題... 90 ページ参照

- ★さらなる省エネルギーの推進
 - ・産業での省エネルギーの推進
 - ・民生での省エネルギーの推進
 - ・省エネ意識の普及啓発
 - ・交通・運輸での省エネルギーの推進
- ★再生可能エネルギーの普及促進
 - ・再生可能エネルギーの活用
 - ・廃棄物・廃熱の有効利用

6 環境保全活動

社会経済システムに環境配慮を織り込んでいくため、国連が提唱する持続可能な開発のための教育の動きや学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、より環境教育を充実させる必要があります。

■環境保全活動の取組むべき課題... 94 ページ参照

- ★持続可能なコミュニティづくりの推進
 - ・環境学習の推進
 - ・活動の推進拠点の整備
- ★参加の実現
 - ・参加の実現
- ★連携・協力による環境保全活動
 - ・各主体の協力による取組み

第3章

施策の進行状況

ここでは、16の環境要素について、全体の「数値目標」、「個別指標」、「市の役割」の進行状況を報告します。

「個別指標」の項目、数値について見直しを実施しています。過年度の報告結果と異なる場合があります。

「達成状況」の欄内の【人日／円】は【投入人員／決算額】を表しています。また、それ以外に参考となる実績も、その旨と共に記載しています。（例：【新規登録団体数7団体】）

「取組計画」の欄内の【円】は予算額を表しています。

1. 「空気」

目 標 : 深呼吸したくなるまち

数値目標 : 二酸化窒素濃度 0.04ppm 以下

人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい国の環境基準を基に設定したもので、環境基準同様に、日平均値を一年分並べて低い方から98%に相当する値

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目 標 値 |
|--------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 二酸化窒素濃度[ppm] | 0.033 | 0.028 | 0.030 | 0.027 | 0.027 | 0.04 |

【本年度の評価】

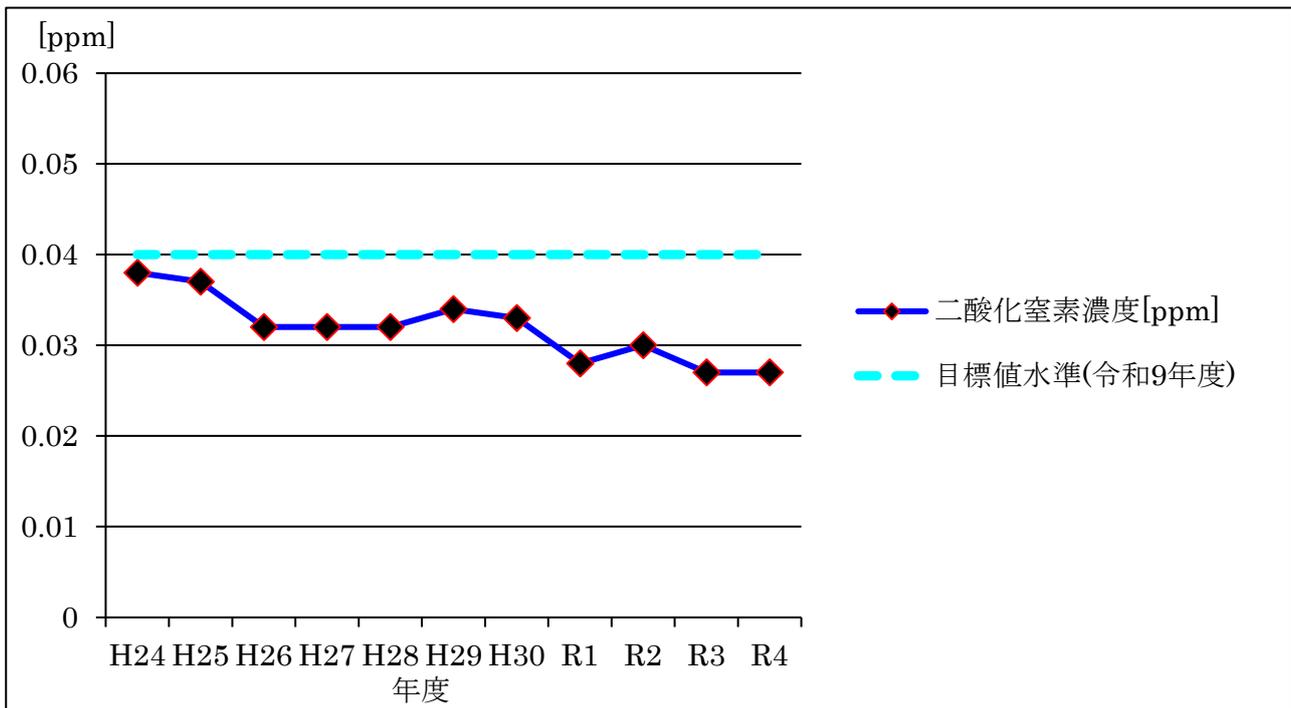
目標を達成した

【評価の理由】

大和市の交通量に大きな変化はなく、低公害車の普及も定着しているためと考えられる

【目標の確認のための取組】

常時監視測定局の大和市役所における二酸化窒素濃度年間98%値(環境基準)の経年変化を測定



(1) 自動車交通に伴う大気汚染の防止

■自動車交通量低減対策の推進

○公共交通機関の利用促進、自転車や徒歩による交通への移行を進めます。

個別指標：[登録自動車台数][各駅駐輪場の収容台数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 指標1【総務課】 登録自動車台数[台] | 112,468 | 112,062 | 112,523 | 112,782 | 113,356 |
| 指標2【道路安全対策課】 各駅駐輪場の収容台数[台] | 22,857 | 23,660 | 23,428 | 22,950 | 22,531 |

市の役割：その1～その5

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|---|
| (その1) コミュニティバスをはじめとした公共交通機関の利用を促します。 【街づくり総務課】 | コミュニティバス「のろっと」及び「やまとんGO」の運行を継続することにより、交通利便性の向上が図られた。 【410,574,904円】 西鶴間・上草柳地域の協働事業「のりあい」の運行を継続することにより、交通利便性の向上が図られた。 【58,355,152円】 | コミュニティバス「のろっと」及び「やまとんGO」の運行を継続する。 【455,052,000円】 西鶴間・上草柳地域の協働事業「のりあい」の運行を継続する。 【52,647,000円】 |
| (その2) 歩行者空間の整備を進めます。 【道路安全対策課】 | 整備なし。 | 歩行者空間の整備のための用地買収を進める。 【137,619,000円】 |
| (その3) 自転車の利用促進や徒歩の交通を促します。 【環境総務課】 | 「かんきょうノート」の取組項目の一つとして掲載し、その普及を図った。 「かんきょうノート」回収率：中学校 73.3% (4,104/5,600) また、環境配慮指針に掲載し、徒歩や自転車利用を促している。 | 引き続き、「かんきょうノート」の取組項目の一つとして掲載し、その普及を図る。 環境配慮指針をHPで公表し、市民の意識啓発を図る。 |
| (その4) 乗り入れ状況に応じた駐輪場の整備を行います。 【道路安全対策課】 | 駐輪場シェアサービス「みんちゅう」 登録台数：139台 | 駐輪場シェアサービス「みんちゅう」を継続する。 |
| (その5) 国、県などに働きかけ、自動車総量抑制、交通量抑制の推進を図ります。 【街づくり総務課】 | 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、鉄道事業者に対し、利便性や安全性に係る要望を行った。 【23,612円】 | 鉄道利用を促進すべく、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、利便性や安全性の向上に係る要望を鉄道事業者に対し行う。 【23,000円】 |

■自動車の利用方法の転換促進

○次世代自動車等への転換を促進し、自動車から排出される汚染物質を減らします。

個別指標：[省エネルギー型車両導入率]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標3【管財課】 省エネルギー型車両導入率[%] | 81.1 | 91.6 | 91.3 | 95.3 | 96.0 |

市の役割:その6・その7

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--|--|
| (その6) 低公害車や次世代自動車等の導入を進めます。 【管財課】 | 新車3台を低公害車にした。 | 引き続き低公害車への更新を進める。 |
| (その7) 低公害車や次世代自動車の導入を促します。 【生活環境保全課】 | 市で所有している低公害車は202台であり、消防車などの特殊車両を含めた全車両のうち、低公害車の保有率は85.2%であった。 更新の際は、低公害車や次世代自動車への切り替えを検討するよう、関係機関へ周知を図った。 | 低公害車の保有台数を調査し、公用車の更新の際は、低公害車や次世代自動車への切り替えを検討するよう、関係機関へ周知を図る。 |

○エコドライブなど自動車の適正使用、効率的な使用についての啓発に努めます。

市の役割:その8・その9

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|--|
| (その8) エコドライブ運動を進めます。 【生活環境保全課】 | 11月に上草柳トラックステーションにてアイドリングストップのチラシとカイロを休憩所窓口に設置し、啓発活動を実施した。 また、開発協議会で31件の駐車場管理者に対し、アイドリングストップの周知について指導した。 | 上草柳トラックステーションにおいて、アイドリングストップの啓発を実施する。 開発協議会で神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、一定規模以上の駐車場管理者に対し、アイドリングストップの周知について指導する。 市民に広報・キャンペーン等を通じて、啓発する。 |
| (その9) カーシェアリングの導入促進に努めます。 【環境総務課】 | やまとEMSを通じて公用車の効率的な運用を推進した。 | 引き続き、公用車の効率的な運用について、意識啓発を進める。 |

○交通の流れをスムーズにします。

個別指標:[交差点改良件数][交通安全要望件数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標4【道路安全対策課】 交差点改良件数[件] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指標6【道路安全対策課】 交通安全要望件数[件] | 319 | 285 | 356 | 346 | 653 |

市の役割:その10～その12

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|-------------|---|
| (その10) ラダーパターンの幹線道路の整備を進めます。 【道路安全対策課】 | 整備なし。 | 歩行者空間の整備のための用地買収を進める。 【137,619,000円】 |
| (その11) 渋滞解消・緩和のための道路整備を進めます。 【道路安全対策課】 | 整備なし。 | 整備の予定はない。 【0円】 |

| | | |
|---|---|-------------------------------------|
| (その12) 交通実態に適合した 交通規制を要請します。 【道路安全対策課】 | 要望内容を正確に理解し、要望者の視点 に立って、適切に対応することができた。 | 交通実態に適した交通規制を要請する。 【1,091,000 円】 |
|---|---|-------------------------------------|

■道路周辺の大気の監視

○道路周辺の大気汚染の状況を把握し、浄化に努めます。

個別指標:[植樹した街路延長]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指標7【道路安全対策課】 植樹した街路延長[m] | 20,707 | 20,707 | 20,707 | 20,707 | 20,707 |

市の役割:その13・その14

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|--|
| (その13) 主要な幹線道路沿いでの、 窒素酸化物の簡易測定を 行います。 【生活環境保全課】 | 簡易測定法による窒素酸化物濃度の測定 を年2回市内32か所で実施した。 【61,864 円】 | 簡易測定法(PTIO 法)による市内の窒素 酸化物調査を行う。 屋外設置型窒素酸化物測定装置により、 市内の大気汚染の状況を把握する。 【75,000 円】 |
| (その14) 大気汚染に考慮し、主要 な幹線道路に街路樹を設 けるように努め、樹種選定 においては大気浄化機能 を考慮します。 【道路安全対策課】 | 整備なし。 | 令和5年度は該当する工事はなし。 |

(2) 事業活動に伴う大気汚染の防止

■ばい煙等大気汚染物質対策の推進

○ばい煙等大気汚染物質の排出を抑制します。

■悪臭や粉じん対策の推進

○悪臭・粉じん被害の発生を防止します。

個別指標:[悪臭に係る公害苦情件数][粉じんに係る公害苦情件数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標8【生活環境保全課】 悪臭に係る公害苦情件数[件] | 11 | 11 | 14 | 5 | 15 |
| 指標9【生活環境保全課】 粉じんに係る公害苦情件数[件] | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 |

市の役割:その15

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|-----------|-------------|-------------|
|-----------|-------------|-------------|

| | | |
|--|---|--|
| (その15) 悪臭や粉じんの排出状況の 指導・監視を継続します。 【生活環境保全課】 | 特定建設作業の届出(振動)37件に対し、 指導を行った。 また、工場・事業所及び工事に伴う悪臭・ 粉じん苦情に対し指導を行った。 | 神奈川県生活環境の保全等に関する 条例に基づく許可申請時や、解体工事 に伴う特定建設作業の届出時において 悪臭・粉じん防止対策等について指導 する。また、悪臭・粉じん苦情に対し、 事業者を指導する。 |
|--|---|--|

(3) 大気環境の監視と適切な情報提供

■大気の状態の把握・情報提供

○国や県との連携・協力の下で、市内の大気汚染の状況を把握し、情報を提供します。

個別指標：[大気環境基準が定められている物質の濃度]

[光化学スモッグ注意報等発令日数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標10【生活環境保全課】 二酸化窒素(一般局・日平均値 の年間98%値) [ppm] | 0.033 | 0.028 | 0.030 | 0.027 | 0.027 |
| 指標10【生活環境保全課】 二酸化硫黄(一般局・年平均値) [ppm] | 0.002 | 0.001 | 0.001 | 0.001 | 0.001 |
| 指標10【生活環境保全課】 二酸化硫黄(一般局・日平均値 の年間2%除外値) [ppm] | 0.004 | 0.003 | 0.002 | 0.002 | 0.002 |
| 指標10【生活環境保全課】 浮遊粒子状物質(一般局・年平均 値) [mg/m ³] | 0.013 | 0.011 | 0.010 | 0.010 | 0.010 |
| 指標10【生活環境保全課】 浮遊粒子状物質(一般局・日平 均値の年間2%除外値) [mg/m ³] | 0.036 | 0.033 | 0.028 | 0.024 | 0.024 |
| 指標10【生活環境保全課】 微小粒子状物質(一般局・年平均 値) [μg/m ³] | 10.9 | 8.8 | 7.6 | 7.5 | 8.1 |
| 指標10【生活環境保全課】 微小粒子状物質(一般局・日平 均値の年間98%値) [μg/m ³] | 24.0 | 21.5 | 20.4 | 18.4 | 17.6 |
| 指標10【生活環境保全課】 光化学オキシダント(一般局) [ppm] | 0.045 | 0.044 | 0.044 | 0.044 | 0.043 |
| 指標10【生活環境保全課】 二酸化窒素濃度(自排局・日平 均値の年間98%値) [ppm] | 0.041 | 0.034 | 0.033 | 0.033 | 0.032 |
| 指標10【生活環境保全課】 浮遊粒子状物質(自排局・年平均 値) [mg/m ³] | 0.015 | 0.013 | 0.012 | 0.011 | 0.011 |
| 指標10【生活環境保全課】 浮遊粒子状物質(自排局・日平 均値の年間2%除外値) [mg/m ³] | 0.040 | 0.034 | 0.034 | 0.023 | 0.025 |
| 指標10【生活環境保全課】 微小粒子状物質(自排局・年平均 値) [μg/m ³] | 11.9 | 10.6 | 9.4 | 8.3 | 8.6 |
| 指標10【生活環境保全課】 微小粒子状物質(自排局・日平 均値の年間98%値) [μg/m ³] | 26.6 | 23.9 | 23.3 | 20.2 | 18.8 |

| | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| 指標 10【生活環境保全課】 一酸化炭素(自排局・年平均値) [ppm] | 0.2 | 0.2 | 0.1 | 0.2 | 0.3 |
| 指標 10【生活環境保全課】 一酸化炭素(自排局・日平均値 の年間 2%除外値)[ppm] | 0.6 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 |
| 指標 11【生活環境保全課】 光化学スモッグ発令日数[日] | 2 | 1 | 0 | 3 | 1 |

※一般局：一般大気測定局（市役所）

自排局：自動車排出ガス測定局（深見台交差点）

市の役割:その 16

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和 4 年度) | 取組計画(令和 5 年度) |
|---|--|--|
| (その 16) 市内の大気を代表する 地点で、窒素酸化物の 簡易測定を行うとともに、 県等と連携し、必要に 応じて市民等に情報を 提供していきます。 【生活環境保全課】 | 常時監視 2 地点は県が測定(2 地点で 二酸化窒素及び、浮遊粒子状物質及び 微小粒子状物質、大和市役所のみで 光化学オキシダント及び二酸化硫黄、 深見台のみで一酸化炭素)を行った。 また、市が道路沿い及びそれ以外の 32 地点について行った PTIO 法による地域 別の二酸化窒素濃度は、国県道幹線沿 い地域>市道沿い地域>その他の地域と なった。 | 常時監視局 2 地点は県が測定(2 地点で 二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び 微小粒子状物質、大和市役所のみで 光化学オキシダント及び二酸化硫黄、 深見台のみで一酸化炭素)を行う。 また市が、二酸化窒素の簡易測定を市内 16 地点で行う。 |

2.「水」

目 標：きれいな川のあるまち

数値目標：BOD(生物化学的酸素要求量)

境川 3.0mg/ℓ 以下・引地川 2.0mg/ℓ 以下

生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい国の環境基準を基に設定したもので、市が独自に行う水質調査の平均値による値

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目標値 |
|---------------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|
| BOD 境川[mg/ℓ] | 2.1 | 1.6 | 1.9 | 1.4 | 1.6 | 3.0 |
| BOD 引地川[mg/ℓ] | 1.1 | 1.3 | 1.3 | 1.1 | 1.3 | 2.0 |

【本年度の評価】

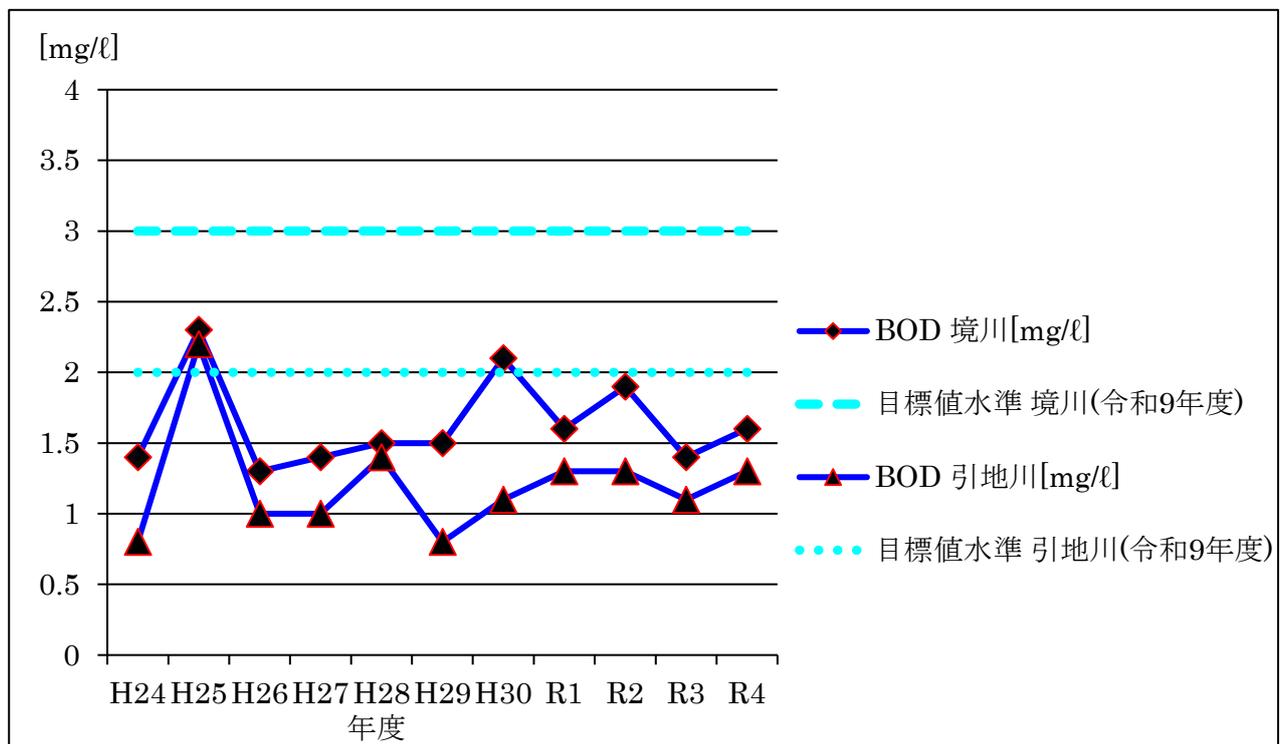
目標を達成した

【評価の理由】

高い下水道普及率や事業者への指導等により、環境基準を達成する水質を維持できていると考えられる

【目標の確認のための取組】

河川の水質測定



(1) 事業活動に伴う水質汚濁の防止

■工場・事業場排水対策の推進

○水質汚濁物質の排出を抑制します。

個別指標：[工場排水の水質検査結果]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 12【生活環境保全課】 排水の採水検査回数[回] | 26 | 26 | 17 | 19 | 18 |

市の役割：その 17

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|----------------------------------|
| (その17) 工場・事業場への水質汚濁負荷物質の指導・監視を継続します。 【生活環境保全課】 | 水質基準違反のあった事業所がのべ2件あったため、指導を行った。 【902,990円】 | 工場の排水の水質検査を実施する。 【1,342,550円】 |

○公共下水道等による適切な工場・事業場排水処理を行います。

個別指標：[下水処理場放流水のBOD][下水処理場放流水の窒素濃度]

[下水処理場放流水のりん濃度][下水処理による窒素除去率]

[下水処理によるりん除去率]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 13【水質管理センター】 下水処理場放流水のBOD (北部浄化センター)[mg/l] | 2.5 | 2.3 | 2.2 | 2.5 | 3.5 |
| 指標 14【水質管理センター】 下水処理場放流水の窒素濃度 (北部浄化センター)[mg/l] | 11 | 10 | 10 | 10 | 9.0 |
| 指標 15【水質管理センター】 下水処理場放流水のりん濃度 (北部浄化センター)[mg/l] | 0.64 | 0.80 | 0.62 | 0.73 | 0.82 |
| 指標 14【水質管理センター】 下水処理による窒素除去率[%] | 76 | 78 | 78 | 80 | 81 |
| 指標 15【水質管理センター】 下水処理によるりん除去率[%] | 87 | 84 | 88 | 86 | 84 |

市の役割：その 18・その 19

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|---|
| (その18) 公共下水道施設の質的向上に努めます。 【下水道・河川施設課】 | 適正な計画・管理・運営をすることにより、公共下水道の質的向上に努めた。 | 適正な計画・管理・運営をすることにより、公共下水道の質的向上に努める。 【0円】 |
| (その19) 工場・事業場排水の公共下水道への接続を促します。 【下水道経営課】 | 特定事業場への立入検査を141件実施するとともに、事業場排水に関する監視及び指導を行った。 | 引き続き事業場排水に関する監視及び指導を行う。 |

(2) 生活排水による水質汚濁の防止

■生活排水対策の推進

○公共下水道による適切な生活排水処理を行います。

個別指標:[処理区域内水洗化人口率]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 16【下水道・河川施設課】 処理区域内水洗化人口率[%] | 99.6 | 99.7 | 99.7 | 99.7 | 99.8 |

市の役割:その 20・その 18(再掲)

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--|---|
| (その20) 生活排水の公共下水道への接続を促します。 【下水道経営課】 | 公共下水道供用開始区域の下水道未接続家屋へ下水道への接続依頼通知を送付した。 | 引き続き下水道への接続依頼通知を行う。 |
| (その18・再掲) 公共下水道施設の質的向上に努めます。 【下水道・河川施設課】 | 適正な計画・管理・運営をすることにより、公共下水道の質的向上に努めた。 | 適正な計画・管理・運営をすることにより、公共下水道の質的向上に努める。 【0円】 |

○生活排水や下水道の役割についての意識を高めます。

個別指標:[下水道ポスター展応募点数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 17【下水道経営課】 下水道ポスター展応募点数[点] | 1,875 | 1,467 | 開催中止 | 1,307 | 1,225 |

市の役割:その 21・その 22

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|--|
| (その21) 下水道に関するイベントや学校教育等により、生活排水や下水道の役割についての意識啓発を進めます。 【下水道経営課】 | 下水道出前授業の実施 職員による授業⇒19校 1,849人 教材等を配布し、学校の教員による授業⇒1校、88人 大和市下水道ポスター展の開催⇒13校、1,225点の応募 | 下水道出前授業の実施及び下水道ポスター展の開催を行う。 |
| (その22) 家庭からの生活排水による下水処理の負荷軽減に向けた啓発を進めます。 【下水道経営課】 | 広報やまと(8/1号)へ啓発記事を掲載するとともに、やまと産業フェアにおいて下水道の正しい利用を呼びかけた。 | 広報やまとにおいて、下水道の日(9/10)に合わせた啓発記事の掲載及びやまと産業フェアにおける啓発の実施を行う。 |

○公共下水道が整備されていない地域での適切な排水処理を図ります。

個別指標:[合併処理浄化槽の設置基数][合併処理浄化槽の累積設置基数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--------|-------|-------|-------|--------|
| 指標 18【下水道・河川施設課】 合併処理浄化槽の設置基数 [基] | 12 | 28 | 20 | 20 | 29 |
| 指標 19【下水道・河川施設課】 合併処理浄化槽の累積設置基数 (公共下水へ移行は除く)[基] | 630 | 658 | 678 | 698 | 916(※) |

※県保健所システム変更により市に提供されるデータが更新されたため、大幅に増加しました。

市の役割:その 23・その 24

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|--|
| (その 23) し尿汲み取り式便槽、単独 処理浄化槽から合併処理 浄化槽への切り替えを促し ます。 【建築指導課】 | 届出によるものであり、数値による目標設定 が出来ないが、適正に処理をし、該当物件 がない旨を確認した。 | 公共下水道未整備地区内における建築 確認申請については、合併処理浄化槽の 設置が法により義務付けられている。 よって、市街化調整区域の建築確認申請 については、生活環境保全課との連絡 調整のなかで、合併処理浄化槽の設置を 指導していく。 【0円】 |
| (その 23) し尿汲み取り式便槽、単 独処理浄化槽から合併処 理浄化槽への切り替えを 促します。 【生活環境保全課】 | 合併処理浄化槽の補助制度対象件数は 0件だった。 | 既設単独処理浄化槽及び汲み取り式便槽 から合併処理浄化槽への転換対象者に 限り、合併処理浄化槽の補助制度を継続 する。 【746,000円】 |
| (その 24) し尿浄化槽放流水・生活 雑排水の汲み取りを継続 します。 【廃棄物対策課】 | し尿浄化槽放流水・生活雑排水の汲み 取り申込に対し、全ての汲み取りを実施 できた。 | し尿浄化槽放流水・生活雑排水の汲み 取り申込に対し、汲み取りを実施する。 【11,360,000円】 |

(3) さらなる河川水質の向上

■自然浄化機能の回復

○河川の自浄作用を高めるため、多自然川づくりを検討します。

市の役割:その 25・その 26

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---------------------|---------------------------------------|
| (その 25) 河川の生態系に配慮した 変化に富む多自然型改修 に努め、関係機関へ要請 します。 【下水道・河川施設課】 | 神奈川県河川協会を通じて国へ要望した。 | 神奈川県河川協会を通じて国へ要望する。 【127,000円】 |
| (その 26) 上流・下流自治体との広域 的な連携を図ります。 【下水道・河川施設課】 | 神奈川県河川協会を通じて連携を図った。 | 神奈川県河川協会を通じて連携を図る。 【0円】 |

○道路側溝や排水路の定期的な清掃を行います。

個別指標:[側溝土砂清掃延長]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 20【道路管理課】 側溝土砂清掃延長[m] | 1,869 | 2,098 | 2,526 | 2,173 | 2,668 |

市の役割:その 27

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--------------------------------------|----------------------|
| (その27) 側溝や河川の清掃を継続 します。 【道路管理課】 | 側溝や集水桝の清掃を実施した。 【側溝土砂清掃延長 2,668m】 | 引き続き、側溝や集水桝の清掃を継続する。 |
| (その27) 側溝や河川の清掃を継続 します。 【下水道・河川施設課】 | 河川の清掃を実施した。 【河川清掃延長 2,231m】 | 引き続き、河川の清掃を実施する。 |

■健全な水循環の推進(「水循環」を参照してください。)

■水域の状態の把握

○公共用水域の水質汚濁の状況を把握します。

個別指標:[人の健康の保護に関する環境基準項目超過検体数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 21【生活環境保全課】 人の健康の保護に関する環境 基準項目超過検体数[個] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

市の役割:その 28・その 29

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|--|
| (その28) 境川・引地川の水質の 測定・評価を継続します。 【生活環境保全課】 | 河川水質調査(境川3地点、引地川2地点)を実施した。(水質汚濁防止法測定計画に基づくものを含む) 【7,755,000円】 | 河川水質調査(境川3地点、引地川2地点)を実施する。(水質汚濁防止法測定計画に基づくものを含む) 【9,261,890円】 |
| (その29) 水質汚濁の原因の把握に 努めます。 【生活環境保全課】 | その17、その28参照。 【8,657,990円】 | その17、その28参照。 【10,604,440円】 |

3. 「音」

目 標：静けさを感じるまち

数値目標：市内全調査地点で環境基準をクリア

市内全道路騒音調査地点における、騒音に係る環境基準の達成率

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目 標 値 |
|------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 騒音に係る環境基準の達成率[%] | 50 | 67 | 67 | 67 | 83 | 100 |

【本年度の評価】

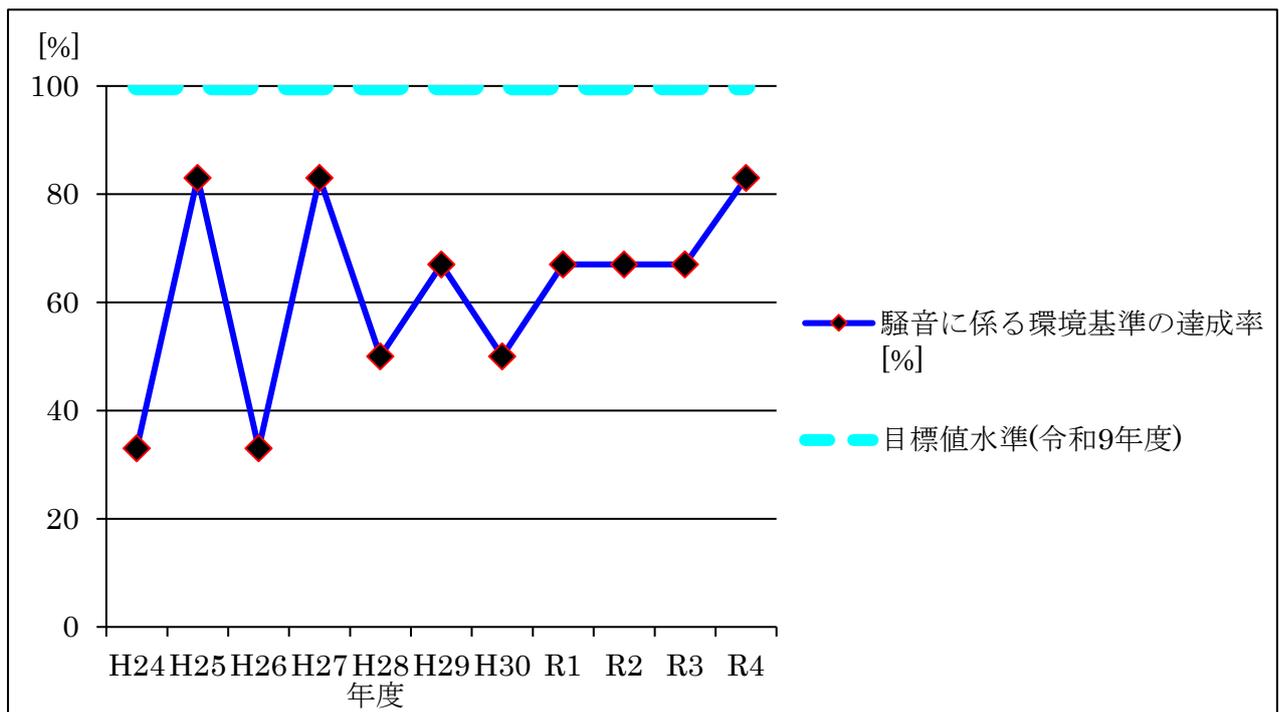
目標は未達成だが、改善している

【評価の理由】

自動車利用者への意識啓発や、騒音・振動の苦情があった際に指導を行ってきたことにより、状況が改善した可能性が考えられる

【目標の確認のための取組】

幹線交通を担う道路における騒音測定



(1) 事業活動等に伴う騒音・振動の防止

■工場・事業場の騒音・振動防止対策の推進

○工場・事業場での騒音・振動防止対策を進めます。

個別指標：[工場・事業場からの騒音・振動公害苦情件数]

[工場・事業場からの騒音・振動公害苦情改善指導件数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 22【生活環境保全課】 工場・事業場からの騒音・振動 公害苦情件数[件] | 2 | 5 | 5 | 2 | 3 |
| 指標 23【生活環境保全課】 工場・事業場からの騒音・振動 公害苦情改善指導件数[件] | 2 | 5 | 5 | 2 | 3 |

市の役割:その 30

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|---|
| (その30) 工場・事業場への騒音の 指導・監視を継続します。 【生活環境保全課】 | 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく許可申請等において、事業者に対し、騒音・振動防止対策を指導した。また、工場・事業所から発生した騒音・振動苦情3件について事業者に指導を行った。 | 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく許可申請等において、事業者に対し、騒音・振動防止対策を指導する。また、苦情が発生した場合、必要に応じ騒音・振動防止対策を指導する。 |

■屋外作業に伴う騒音・振動防止対策の推進

○屋外作業に伴う騒音・振動防止対策を進めます。

個別指標：[物流拠点等からの騒音・振動公害苦情件数]

[物流拠点等からの騒音・振動公害苦情改善指導件数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 24【生活環境保全課】 物流拠点等からの騒音・振動 公害苦情件数[件] | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| 指標 25【生活環境保全課】 物流拠点等からの騒音・振動 公害苦情改善指導件数[件] | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 |

市の役割:その 31

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|----------------------------------|---|
| (その31) 屋外作業に伴う騒音の 指導・監視を継続します。 【生活環境保全課】 | 屋外作業に伴う騒音・振動苦情26件に対して事業者に指導を行った。 | 開発協議において事業者を指導する。また、屋外作業に伴う騒音・振動苦情に対して事業者を指導する。 |

■建設作業の騒音・振動防止対策の推進

○周辺環境に配慮して建設工事を行います。

個別指標:[建設作業に伴う騒音・振動公害苦情件数][特定建設作業の届出件数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 26【生活環境保全課】 建設作業に伴う騒音・振動公害 苦情件数[件] | 26 | 12 | 9 | 22 | 16 |
| 指標 27【生活環境保全課】 特定建設作業の届出件数[件] | 77 | 81 | 74 | 89 | 92 |

市の役割:その 32・その 33

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|---|
| (その 32) 騒音・振動を発生する建設 作業への指導を行います。 【生活環境保全課】 | 開発協議等において 57 事業所に対し 特定建設作業の届出の指導を行った。 | 開発協議等において、事業者に対し 特定建設作業の届出の指導をする。 |
| (その 33) 必要に応じ建設作業騒音・ 振動の実態調査を行います。 【生活環境保全課】 | 建設作業に伴う騒音・振動苦情 16 件に ついて実態を調査し、事業者を指導した。 | 建設作業に伴う騒音・振動苦情について、 実態を調査し、事業者を指導する。 |

■営業騒音防止対策の推進

○営業騒音の防止対策を進めます。

個別指標:[飲食店・卸売小売業からの騒音苦情件数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 28【生活環境保全課】 飲食店・卸売小売業からの騒音 苦情件数[件] | 9 | 15 | 11 | 8 | 10 |

市の役割:その 34・その 35

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|---|
| (その 34) 必要に応じ営業騒音の 実態調査を行います。 【生活環境保全課】 | 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 に基づき、飲食店等への騒音苦情 6 件に ついて、実態調査を実施し、事業者に指導 を行った。 | 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 に基づき、飲食店等への騒音苦情に対して 必要に応じて実態調査を実施する。 |
| (その 35) 音響機器を使用する営業 店等への指導を行います。 【生活環境保全課】 | 苦情のあった音響機器(カラオケ)を使用 した営業店 4 件について事業者を指導 した。 | 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 に基づき、飲食店等への騒音苦情に対して 指導する。 |

■生活騒音防止対策の推進

○日常の生活に伴い発生する騒音の防止に関する意識啓発を行います。

市の役割:その 36

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---------------------------------|--------------------------------|
| (その36) 生活騒音防止に関する意識啓発活動を行います。 【生活環境保全課】 | 広報やホームページで生活騒音防止に関する意識啓発活動を行った。 | 広報やホームページで生活騒音防止に関する意識啓発活動を行う。 |

○健康リスクに関する情報収集と提供を行います。

市の役割:その 37

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|------------------------|------------------------------|
| (その37) 低周波音などの環境問題についての情報収集及び提供を行います。 【生活環境保全課】 | 低周波音について、情報収集及び提供を行った。 | 生活騒音防止対策として、低周波音に関する情報を収集する。 |

(2) 交通に伴う騒音・振動の防止

■道路交通騒音・振動防止対策の推進

○自動車交通対策を進めます。(「空気」を参照してください。)

○自動車の利用に伴う騒音・振動への配慮を進めます。

市の役割:その 38

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|-----------------|
| (その38) 自動車の利用に伴う騒音・振動の実態調査を行い、対策の要請を行います。 【生活環境保全課】 | 騒音測定委託により、環境基準の達成状況を把握し、自動車利用者へ意識啓発を図った。 | 自動車利用者の意識啓発を図る。 |

○道路交通騒音・振動の状況を把握し、緩和対策を行います。

個別指標:[道路に面する地域の騒音]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 29【生活環境保全課】 国道 246 号・昼の騒音レベル (LAeq)[dB(A)] | 65 | 63 | 68 | 66 | 68 |
| 指標 29【生活環境保全課】 国道 246 号・夜の騒音レベル (LAeq)[dB(A)] | 64 | 60 | 66 | 66 | 65 |

市の役割:その 39・その 40

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和 4 年度) | 取組計画(令和 5 年度) |
|--|-------------------------------------|---|
| (その 39) 主要な幹線道路沿いでの、騒音・振動の測定・評価を継続するとともに、必要に応じて対策の要請を行います。 【生活環境保全課】 | 6 地点で道路交通騒音の測定を実施した。 【924,000 円】 | 市内 6 地点で道路交通騒音測定を実施し、環境基準の達成状況を把握する。 【1,478,400 円】 |
| (その 40) 主要な幹線道路に低騒音舗装(排水性舗装等)、植樹帯の整備に努めます。 【道路安全対策課】 | 整備なし。 | 令和5年度は該当する工事はなし。 |

■鉄道騒音・振動防止対策の推進

○新幹線鉄道等の騒音・振動の調査を行い、関係機関へ対策を要請します。

市の役割:その 41・その 42

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和 4 年度) | 取組計画(令和 5 年度) |
|--|---|------------------------------|
| (その 41) 鉄道会社への適切な騒音・振動対策の要請を継続します。 【生活環境保全課】 | 鉄道に関する騒音・振動の苦情はなかったため、関係機関への対策を要請は行わなかった。 | 個別苦情について、調査を行い、関係機関へ対策を要請する。 |
| (その 42) 必要に応じ鉄道騒音・振動の実態調査を行います。 【生活環境保全課】 | 実態調査は行わなかった。 | 必要に応じ鉄道騒音・振動の実態調査を行う。 |

4. 「美化」

目 標：散乱ごみのないきれいなまち

数値目標：「散乱ごみの少ないきれいなまち」だと思ふ市民割合 50%

市が行う環境に関するアンケート調査結果

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目 標 値 |
|-------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大和市の「美化」に関する環境が良いと思う市民の割合[%] | 54 | 58 | 51 | 53 | 51 | 50 |
| 大和市の「美化」に関する環境が良いと思う事業者の割合[%] | 54 | 57 | 50 | 45 | 51 | 50 |

【本年度の評価】

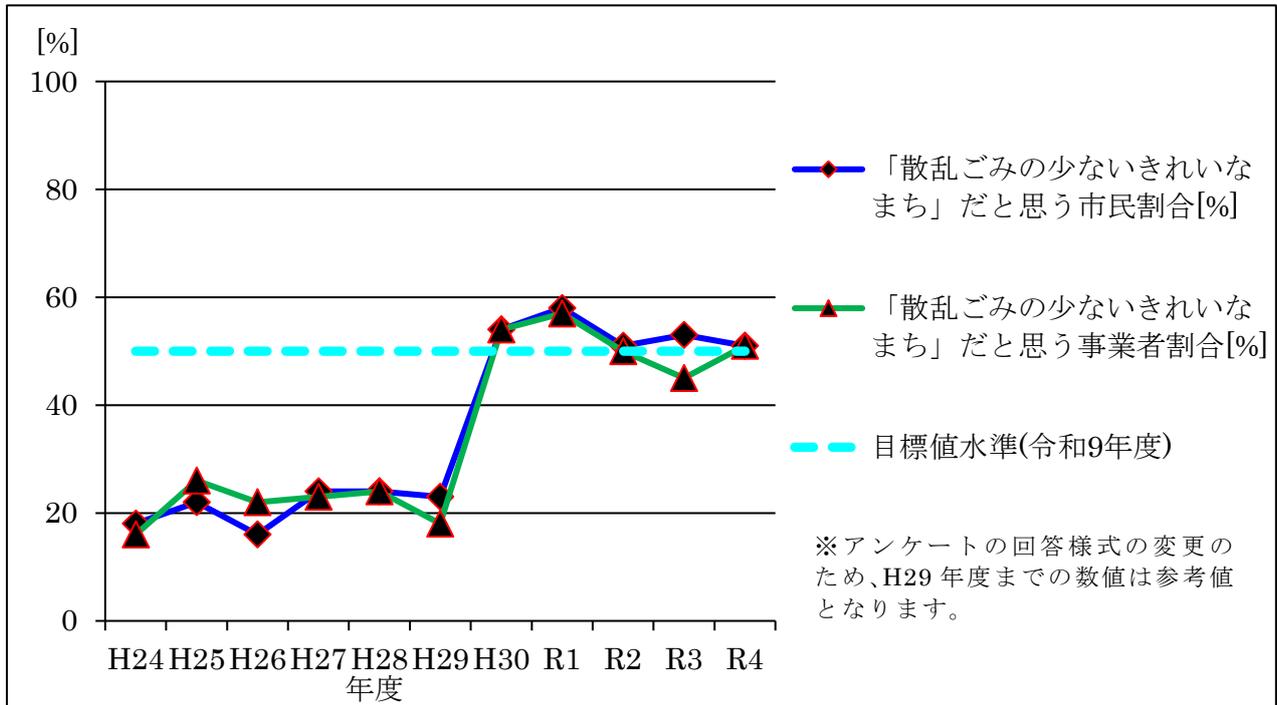
目標を達成した

【評価の理由】

不法投棄の回収量が、令和4年度は令和元年度と同程度になっており、令和3年度と比較して散乱ごみの量が少なくなっている可能性が考えられる

【目標の確認のための取組】

市民・事業者アンケートの実施



(1) 地域美化のさらなる推進

■不法投棄・ポイ捨ての防止

○不法投棄のない環境づくりを進めます。

個別指標：[不法投棄回収量]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指標 31【廃棄物対策課】 不法投棄回収量[t] | 89.25 | 136.08 | 226.92 | 204.12 | 147.61 |

市の役割：その 43～その 45

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|---|
| (その43) 不法投棄防止に関する意識啓発を行います。 【生活環境保全課】 | 不法投棄防止の啓発看板等の作成やパトロールを行うとともに、ボランティア袋を市民に配布し散乱ごみや不法投棄防止のための意識啓発を行った。 【519,687円】 | 不法投棄防止の啓発看板等の作成やパトロールを行うとともに、ボランティア袋を市民に配布し、散乱ごみや不法投棄防止のための意識啓発を図る。 【555,000円】 |
| (その43) 不法投棄防止に関する意識啓発を行います。 【廃棄物対策課】 | パトロールを定期的に行い、不法投棄防止の意識啓発を図る事で、まちがきれいになった。 | パトロールを定期的に行い、不法投棄防止の意識啓発を図る事で、まちをきれいにする。 【0円】 |
| (その44) 定期的なパトロールを行います。 【生活環境保全課】 | 定期的な不法投棄パトロールを行った。 【3,770,959円】 | 定期的な不法投棄パトロールを行い、散乱ごみや不法投棄を未然に防止する。 【3,878,000円】 |
| (その44) 定期的なパトロールを行います。 【廃棄物対策課】 | 定期的なパトロールを行い、ルール違反ごみや不法投棄物を監視し、排出者を特定できる時は、個別に指導を行った。 | 定期的なパトロールを行い、ルール違反ごみや不法投棄物を監視し、排出者を特定できる時は、個別に指導を行う。 【0円】 |
| (その45) 悪質な不法投棄に対し厳正に対応します。 【生活環境保全課】 | 悪質な不法投棄者に対しては、警察と協力して対応した。 | 悪質な不法投棄者に対しては、警察と協力して対応する。 |

○ポイ捨てを防止します。

市の役割：その 46・その 47

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|---|
| (その46) ポイ捨て防止に関する意識啓発を行います。 【生活環境保全課】 | 小学校全学年に対して環境ポスターを募集し、優秀作品の表彰及び展示等を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、表彰式を中止した。 【230,810円】 | 環境ポスターを募集することで、子供たちに美化意識を高めてもらう。また、最優秀作品をポスター化し、市内公共機関や金融機関に掲示することで市民への美化意識啓発を行う。 【313,000円】 |
| (その47) 「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の周知啓発を行います。 【生活環境保全課】 | 「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の周知啓発活動を行った。 | 「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の周知啓発を行う。 |

■美化活動の推進

○美化活動を進めます。

個別指標:[清掃の日のごみ収集量][例月まち並み清掃のごみ収集量]

[クリーンキャンペーンの参加者数][清掃の日の参加者数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--------|--------|-------|-------|-------|
| 指標 32【生活環境保全課】 清掃の日のごみ収集量[t] | 56.85 | 55.86 | 開催中止 | 開催中止 | 開催中止 |
| 指標 33【生活環境保全課】 例月まち並み清掃のごみ収集量[t] | 33.89 | 22.29 | 25.67 | 21.91 | 19.81 |
| 指標 34【生活環境保全課】 美化推進月間クリーンキャンペーンの参加者数[人] | 3,554 | 3,295 | 1,225 | 1,543 | 1,536 |
| 指標 35【生活環境保全課】 清掃の日の参加者数[人] | 48,361 | 48,802 | 開催中止 | 開催中止 | 開催中止 |

市の役割:その 48～その 51

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|---|
| (その 48) 美化活動を推進する団体を支援します。 【生活環境保全課】 | 年間クリーンキャンペーンとして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、清掃の日のみ中止したが、例月まち並み清掃、美化推進月間クリーンキャンペーンを行い、市民・事業者・団体等に対して支援した。 【1,463,765 円】 | 年間クリーンキャンペーンとして、清掃の日、例月まち並み清掃、美化推進月間クリーンキャンペーンを通じて市民、自治会、事業者、団体の清掃活動を支援する。 【4,000,000 円】 |
| (その 49) ボランティア活動を促進するなどの対応を検討します。 【生活環境保全課】 | 年間クリーンキャンペーンとして、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、清掃の日のみ中止したが、例月まち並み清掃、美化推進月間クリーンキャンペーンを行い、市民・事業者・団体等に対して支援した。 【1,463,765 円】 | 年間クリーンキャンペーンとして、清掃の日、例月まち並み清掃、美化推進月間クリーンキャンペーンを実施し、それらを通じて市民、自治会、事業者、団体の清掃活動を支援する。 【4,000,000 円】 |
| (その 50) きまりを守らない看板等を撤去します。 【生活環境保全課】 | 美化推進月間クリーンキャンペーンにおいて、違法看板等を撤去した。 | 美化推進月間クリーンキャンペーンにおいて、違法看板等を撤去する。 |
| (その 50) きまりを守らない看板等を撤去します。 【街づくり推進課】 | 職員及び大和市違反屋外広告物除却協力員にて、違反屋外広告物除却活動を進めた。 【除却実績 274 件】 【活動実施回数 39 回】 | 大和市違反屋外広告物除却協力員制度を運用し、除却活動を実施する。 |
| (その 50) きまりを守らない看板等を撤去します。 【道路管理課】 | 違法看板を見つけ次第撤去した。 【令和4年度 28 回 /2,347,400 円 (契約額)】 | 職員及び委託業者により、市道・国道の一部、県道に違法に提出された張り紙、張り札、立て看板を撤去する。 【2,130,000 円(予算額)】 |
| (その 51) 公共用地の美化を進めます。 【道路管理課】 | アダプト団体の登録を行った。 【新規登録数 6 団体】 | 引き続き、アダプト団体の登録を行う。 |

○アダプトプログラムを推進します。

個別指標:[アダプトプログラム(道路等環境美化活動)参加者数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 36【道路管理課】 アダプトプログラム参加者数[人] | 519 | 498 | 510 | 530 | 569 |

市の役割:その 52

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|-----------------|
| (その52) アダプトプログラムへの支援を行います。 【道路管理課】 | アダプト団体へ花苗等の提供を行った。 【実績 33 件・773,674 円】 | 引き続き、花苗等の提供を行う。 |

(2) 市民・事業者の美化意識の向上

■美化意識の普及・啓発

○美化活動に関する情報を共有します。

市の役割:その 53

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---------------------------------|---------------------------------|
| (その53) 広報等で美化に関する市内の取組み等の情報を発信します。 【生活環境保全課】 | FM やまみや広報やまみやまもて美化に関する取組みを発信した。 | FM やまみや広報やまみやまもて美化に関する取組みを発信する。 |

○市民や事業者の美化意識を育みます。

個別指標:[大和市環境ポスターコンクールへの応募状況]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 37【生活環境保全課】 大和市環境ポスターコンクールへの応募数[点] | 1,625 | 1,503 | 募集中止 | 1,356 | 1,269 |

市の役割:その 54

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--------------------------------------|--|---|
| (その54) 美化意識の啓発を進めます。 【生活環境保全課】 | 不法投棄防止の啓発看板等の作成やパトロールを行うとともに、ボランティア袋を市民に配布し散乱ごみや不法投棄防止のための意識啓発を行った。 【519,687 円】 | 不法投棄防止の啓発看板等の作成や、パトロールを行うとともに、ボランティア袋を市民に配布し、散乱ごみや不法投棄防止のための意識啓発を図る。 【555,000 円】 |

5. 「緑」

目 標 : 緑豊かなまち

数値目標 : 保全緑地契約面積等 26.2ha

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目標値 |
|---------------|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| 保全緑地契約面積等[ha] | 26.2 | 26.3 | 26.5 | 26.5 | 26.5 | 26.2 |

【本年度の評価】

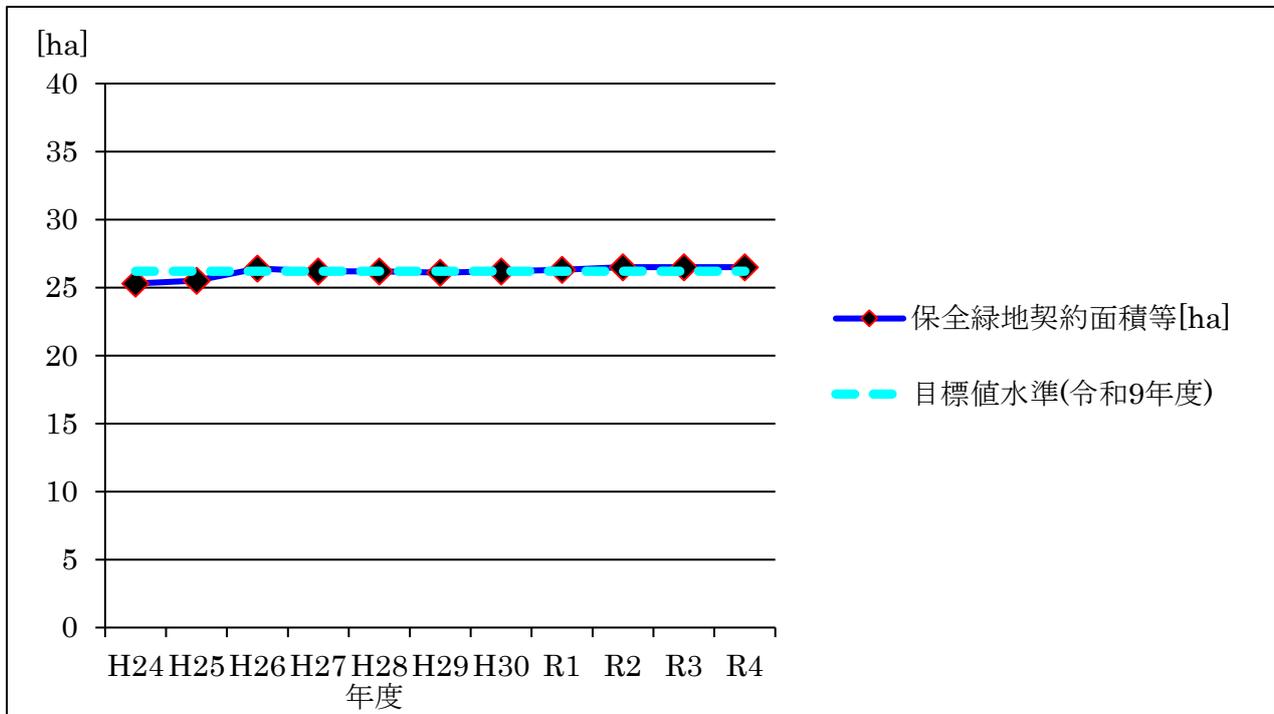
目標を達成した

【評価の理由】

緑の拠点となる保全緑地の契約を継続し、保全できているため

【目標の確認のための取組】

保全緑地契約面積等を把握



(1) 既存の良好な緑の保全

■緑の拠点づくり

○大和市の緑の拠点である「6つの森」及びふるさと軸(境川・引地川沿い)の緑地を保全、整備します。

市の役割:その 55・その 56

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|--|
| (その55) 大和市緑の基本計画に基づく「保全緑地」を確保します。 【みどり公園課】 | 令和3年度と同じ保全緑地面積を確保した。 【賃貸借料:25,330,002円】 | 令和4年度と同等の保全緑地面積を確保する。 【面積:303,172㎡】 【0円】 |
| (その56) 緑地保全契約等により「保全緑地」の確保に努めます。 【みどり公園課】 | 土地所有者と引き続き保全緑地の賃貸借契約を締結。賃貸借料を支払い、敷地内の緑の保全と管理を行った。 【賃貸借料:25,330,002円】 | 土地所有者と引き続き保全緑の賃貸借契約を締結。賃貸借料を支払い、敷地内の緑の保全と管理を行う。必要に応じて緑地を取得する。 【賃貸借料:25,334,000円】 【樹木の病虫害防除、間伐:10,752,000円】 【取得に必要な手続き:4,629,000円】 |

■樹林地の保全と活用

○市街化区域内樹林、社寺林を保全するとともに、雑木林を復元し、鳥と虫の棲む森を創出します。

個別指標:[保存樹林面積]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 38【みどり公園課】 保存樹林面積[ha] | 10.2 | 8.7 | 8.5 | 8.4 | 7.7 |

市の役割:その 57

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|---|
| (その57) 保存樹林、市民緑地制度の活用により緑地の保全を進めます。 【みどり公園課】 | 広報やまやホームページで制度の取組みを発信したが、保存樹林と市民緑地いずれも新規指定は0件であった。 所有者と引き続き協定等を締結し、緑地の保全に努めた 【保存樹林の緑化奨励金:27,629,107円】 | 山林所有者と引き続き協定等を締結し、緑地の保全に努め、制度の周知を図る。 【保存樹林の協定件数:96件】 【市民緑地の箇所数:2箇所】 【保存樹林の緑化奨励金:29,216,000円】 |

■農地の保全と活用

○田園風景及び農地を保全するとともに、市民農園や観光花農園を拡充します。

個別指標:[市民農園・観光花農園の状況][研修会参加者数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|----------|----------|----------|----------|----------|
| 指標 39【農政課】 市民農園面積[m ²] | 28,350.6 | 28,350.6 | 29,436.6 | 29,436.6 | 29,436.6 |
| 指標 39【農政課】 市民農園数[箇所] | 931 | 931 | 966 | 965 | 956 |
| 指標 39【農政課】 観光花農園面積[m ²] | 12,653 | 10,596 | 10,596 | 10,596 | 10,596 |
| 指標 39【農政課】 観光花農園数[箇所] | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 指標 40【農政課】 研修会参加者数[人] | 220 | 230 | 開催中止 | 開催中止 | 30 |

市の役割:その 58・その 59

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|---|
| (その 58) 農地の集約化や農業基盤整備により優良農地を確保し、良好な田園風景を保全していきます。 【農政課】 | 意欲的な農業者に対し、積極的に農地の貸し借りを推進し、農地の集約化等を図ることで良好な農業景観を保全した。 | 意欲的な農業者に対し、積極的に農地の貸し借りを推進し、農地の集約化等を図ることで良好な農業景観を保全する。 【207,000 円】 |
| (その 59) 立地条件及び地権者や周辺住民の意向により、農地を市民農園や観光花農園として利用していきます。 【農政課】 | 市が設置する市民農園のほか、民間事業者が運営する市民農園が開催され、選択の幅が広がった。 | 市が設置する農園を維持していくとともに、民間事業者が開設する市民農園の区画数を考慮した上で、農園数の維持等に努める。 【4,761,000 円】 |

○地域内資源循環につながる地産地消のシステムづくりへの取組みを進めます。

市の役割:その 60

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|-----------------------------------|---|--|
| (その 60) 地産地消の啓発を進めます。 【農政課】 | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、収穫物活用体験料理教室は実施できなかったが、米作文などは実施し、地場農産物の普及を行うことができた。 | 継続的に、米作文、親子農業見学会などの事業を実施する。 【500,000 円】 |

(2) 緑豊かな都市空間の創出

■緑の動脈の形成と公共施設の緑化推進

○緑の拠点やふるさと軸をつなぐ緑の動脈を整備します。

個別指標：[都市計画道路の緑化延長率]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 41【道路安全対策課】 都市計画道路の緑化延長率[%] | 75.3 | 74.5 | 74.5 | 74.5 | 74.5 |

市の役割：その 14(再掲)その 61・その 62

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--|---|
| (その 14・再掲) 大気汚染に考慮し、主要な幹線道路に街路樹を設けるよう努め、樹種選定においては大気浄化機能を考慮します。 【道路安全対策課】 | 整備なし。 | 令和5年度は該当する工事はなし。 |
| (その 61) 大和市緑の基本計画に基づく、ビオトープを意識した緑のネットワークの形成を行います。 【みどり公園課】 | 草刈りや剪定等の継続した維持管理により、保全緑地を現状維持することができた。 【保全緑地の管理等：136,275,000 円】 | 緑の拠点となる保全緑地の維持管理に努める。 【保全緑地の管理等：102,104,000 円】 |
| (その 62) 境川、引地川の水辺空間を活用した緑化に努めます。 【みどり公園課】 | 草刈りや剪定等の継続した維持管理により、保全緑地を現状維持することができた。 【保全緑地の管理等：136,275,000 円】 | 緑の拠点となる保全緑地の維持管理に努める。 【保全緑地の管理等：102,104,000 円】 |

○公共施設の緑化を進めます。

個別指標：[都市公園等の状況][公共施設緑化面積]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 42【みどり公園課】 都市公園等の面積[ha] | 156 | 159 | 167 | 166 | 166 |
| 指標 42【みどり公園課】 都市公園等の数[か所] | 285 | 286 | 289 | 289 | 288 |
| 指標 43【みどり公園課】 公共施設緑化面積[ha] | 105 | 105 | 105 | 105 | 105 |

市の役割：その 63

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|--|
| (その 63) 都市公園等の公共施設において、市街地内の良好な環境形成に寄与する積極的な緑化を進めます。 【みどり公園課】 | 公園愛護会への新規登録が2件あった。 【公園愛護会活動交付金：4,630,000 円】 | 新たな愛護会が設置できるよう誘導し、公園愛護会やみどりの愛護会に花苗を配布することにより、公共施設の良好な環境形成に努める。 【公園愛護会交付金：4,681,000 円】 【愛護会の花苗：3,178,000 円】 |

■住宅地・商工業地の緑化推進

○緑視を重視した生垣などの緑化を進めます。

個別指標：[保存生け垣延長]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 44【みどり公園課】 保存生け垣延長[m] | 6,487 | 6,451 | 6,124 | 5,915 | 5,858 |

市の役割：その 64・その 65

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|--|
| (その 64) 住宅地の緑化を進めるにあたり、市民が行う緑化に対して技術的及び物的支援を行います。 【みどり公園課】 | 住宅地における接道部緑化(生垣等設置)に対する助成を実施したが、目標(申請件数2件)に届かなかった。 申請実績：費用助成1件、現物支給0件 【生垣等設置費用助成：15,500円】 | 住宅地における接道部緑化(生垣等設置)に対する助成を実施し、この制度を広報誌やホームページ等でPRする。 【生垣等設置費用助成：50,000円】 【生垣等設置現物支給：70,000円】 グリーンアップセンター内にみどりの相談コーナーを設け、市民からの緑化の相談に対して助言を行う。 【相談件数：500件】 |
| (その 65) 工業地緑化に際しては、緑化技術の指導・支援を行い、企業と協力し緑化を進めます。 【みどり公園課】 | 「やまとの環境をよくする会」の活動を支援。同会は、緑地の清掃活動、樹木の植栽活動、緑化の普及啓発活動等を行ってくれた。 【補助金：47,000円】 | 工業地域の開発事業者に対し、開発面積に応じた緑化における指導を行う。 【指導件数：5件】 「やまとの環境をよくする会」への補助金等の活動支援を通じて、会員事業者に工業地の緑化のほか、緑化に関する普及啓発や技術習得を行ってもらう。 【補助金：102,000円】 |

○開発に伴う緑地を確保します。また、駅前空間、商店街の緑化を進めます。

市の役割：その 66

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|--|
| (その 66) 開発に伴い緑地を設けるよう促します。 【みどり公園課】 | 大和市開発事業の手續及び基準に関する条例により、開発協議案件に対し、緑地の確保について指導・協力依頼することができた。 【0円】 | 大和市開発事業の手續及び基準に関する条例により、開発協議案件に対し、緑地の確保について指導・協力依頼をする。 【開発協議件数：60件】 |

■都市型緑化の推進

○都市型緑化を推進します。

市の役割：その 67

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--|--|
| (その 67) 公共建築物やその他の構造物等における壁面緑化、屋上緑化を進めます。 【みどり公園課】 | 大和市開発事業の手續及び基準に関する条例により、開発協議案件に対して指導・協力依頼により、壁面・屋上緑地を確保することができた。 【0円】 | 大和市開発事業の手續及び基準に関する条例により、開発協議案件に対して指導・協力依頼により、壁面・屋上緑地を確保する。 【開発協議件数：10件】 |

(3) 市民・事業者との連携・協力

■緑の意識啓発

○緑化関連事業を開催します。また、緑に関する情報を提供します。

個別指標:[グリーンアップセンターでの講座参加人数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 45【みどり公園課】 グリーンアップセンターでの 講座参加人数[人] | 223 | 261 | 88 | 105 | 110 |

市の役割:その 68・その 69

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|--|
| (その68) 緑化教室、緑化イベント、 シンポジウムなどを開催し ます。 【みどり公園課】 | (公財)大和市スポーツ・よか・みどり財団と 緑化普及啓発に係るイベント等を実施し た。 【1,853,000円】 | 間伐材を利用した環境学習教室、どう植 物の観察会など、緑化に関する啓発イベ ントを開催する。 【環境学習教室:105,000円】 【ボランティア講師謝礼:165,000円】 |
| (その69) 緑に関する情報を積極的に 発信します。 【みどり公園課】 | 緑に関する情報について、ホームページ や市広報紙、メディアなど、さまざまな方法 による情報発信を積極的に行った。 【0円】 | 緑に関する情報について、広報やまどやホ ームページ、メディアなど、さまざまな方法に よる情報発信を積極的に行う。 【市広報誌など5媒体以上の活用】 |

■参加のシステム・ネットワークづくり

○参加により公共緑化を進めます。

市の役割:その 70・その 71

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|--|
| (その70) 市民参加による緑化活動 を積極的に進めます。 【みどり公園課】 | 公園愛護会とみどりの愛護会の新規登録 を呼びかけ、新規登録が2件(公園愛護 会:2件、みどりの愛護会:0件)あった。 【公園愛護会交付金:4,630,000円】 | 愛護会に対し活動支援や花苗を配布す ることにより、公共緑化に努める。 【公園愛護会交付金:4,681,000円】 【愛護会の花苗:3,178,000円】 |
| (その71) 市民の自主的な緑化活動 を支援します。 【みどり公園課】 | 市内保全緑地の緑化ボランティア「トコロジ スト」に対する活動支援として、養成講座を 開催したり、市・委託事業者・トコロジストの 3者による定例会議を実施したりした。 【トコロジスト:962,500円】 | 愛護会に対し活動支援や花苗を配布す ることにより、公共緑化に努める。 【公園愛護会交付金:4,681,000円】 【愛護会の花苗:3,178,000円】 緑化ボランティア「トコロジスト」の意識向 上を図るため、会議や発表会を開催し、 新たな人材育成にも取り組む。 【トコロジスト:972,400円】 |

○市民相互をつなげる情報システムを構築します。

個別指標:[みどりの愛護会登録数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 46【みどり公園課】 みどりの愛護会登録数[団体] | 25 | 25 | 23 | 21 | 19 |

市の役割:その 72・その 73

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和 4 年度) | 取組計画(令和 5 年度) |
|--|--|---|
| (その 72) 緑化ボランティアリーダーを育成します。 【みどり公園課】 | しらかしのいえボランティア協議会の会員を対象とした研修会を開催した。 【研修会:30,000 円】 トコロジストの活動を支援した。 【トコロジスト:962,500 円】 | しらかしのいえボランティア協議会の会員を対象とした研修会やトコロジストの養成講座を開催するなど、ボランティアリーダーの育成を図る。 【研修会:30,000 円】 【トコロジスト:972,400 円】 |
| (その 73) 緑化ボランティアを育成し、相互をつなぐネットワークを作ります。 【みどり公園課】 | しらかしのいえボランティア協議会の会員を対象とした研修会を開催した。 【研修会:30,000 円】 トコロジストの養成講座や定例会議、活動内容発表会を開催した。 【トコロジスト:962,500 円】 | しらかしのいえボランティア協議会やトコロジストに対し研修会や発表会等を行い、相互交流を行うことで緑化ボランティアの意識向上を図る。 【研修会:30,000 円】 【トコロジスト:972,400 円】 |

6. 「生物」

目 標：多様な生物とのふれあいのあるまち

数値目標：「身近に多くの種類の動植物とのふれあいのあるまち」だと思ふ市民割合
50%

市が行う環境に関するアンケート調査結果

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目 標 値 |
|-------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大和市の「生物」に関する環境が良いと思う市民の割合[%] | 38 | 41 | 38 | 40 | 31 | 50 |
| 大和市の「生物」に関する環境が良いと思う事業者の割合[%] | 33 | 37 | 35 | 38 | 41 | 50 |

【本年度の評価】

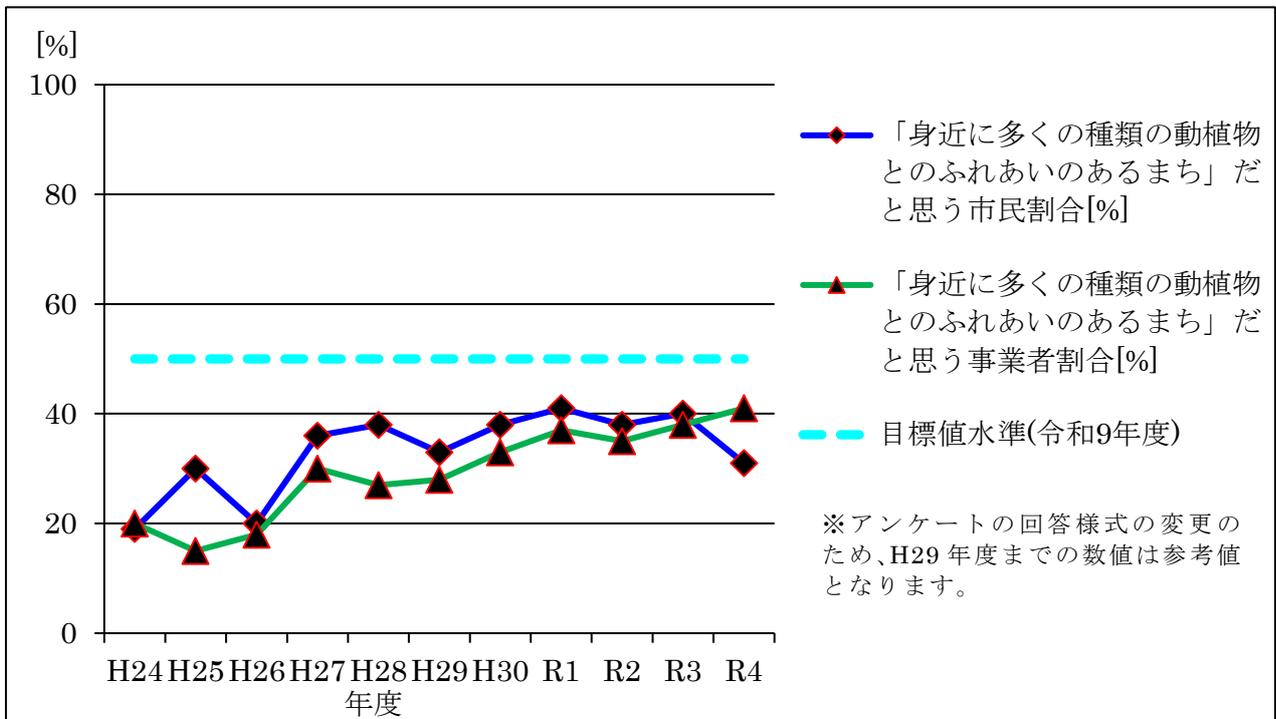
目標は未達成で、事業者割合は増加したが、市民割合は下がった

【評価の理由】

公園等で樹木が伐採されることや、空き地に家屋・マンションが續々と建築されることに影響されたことが考えられる

【目標の確認のための取組】

市民・事業者アンケートの実施



6.「生物」

目 標：多様な生物とのふれあいのあるまち

数値目標：市内でミンミンゼミの生息が継続的に確認されていること

自然度を表すことのできる生物としてミンミンゼミの生息がぬけがら採取から確認できたかどうか

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目 標 値 |
|---|---------|---------|-------|-------|---------|-----------|
| 市内でミンミンゼミの生息が継続的に確認されていること (ミンミンゼミが全体に占める割合 %) | ○(13.2) | ○(13.5) | ○(-) | ○(-) | ○(25.9) | 生息を 確認 |

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により調査は中止し、ミンミンゼミの生息確認は市職員が行いました。

【本年度の評価】

目標を達成した

【評価の理由】

令和4年度は3年ぶりにセミのぬけがら調査を実施し、
多くのミンミンゼミの抜け殻が観察されたため

【目標の確認のための取組】

やまと市環境調査(セミのぬけがら調査)による把握

(1) 豊かな都市生態系の保全

■野生動植物の保護

○市内に生息・生育する野生動植物についての調査を継続して行います。

個別指標：[セミのぬけがら調査による自然度調査数]

[ツバメ情報調査による巣立った雛の数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------------------------|--------|-------|-------|----------|--------|
| 指標 47【環境総務課】 セミのぬけがら調査による自然度調査数[個] | 1,037 | 875 | 調査中止 | 調査中止 | 1,379 |
| 指標 48【環境総務課】 ツバメ情報調査による巣立った雛の数[羽] | 65 | 16 | 調査中止 | 7～10(※1) | 不明(※2) |

※1.令和3年度は「やまと みどりの学校プログラム」の一環として、ツバメ情報調査を行いました。

調査の報告において、雛の数が正確に特定されていなかったため、巣立った雛の数に幅があります。

※2.雛を育てている姿は確認されましたが、何羽いたのかは確認されませんでした。

市の役割:その 74

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--|------------------------------------|
| (その74) 生息・生育場所の調査を継続します。 【環境総務課】 | 環境調査を行い、市内に生息する野生動物の状況把握に努めた。 セミのぬけがら調査は7～9月に行い、41名と1保育園が調査に参加した。 ツバメ情報調査は「やまと みどりの学校プログラム」の一環として実施した。 | 環境調査等により、市内に生息・生育する野生動植物の状況把握に努める。 |

○市内に生息・生育する野生動植物の保護に努めます。

個別指標：[保存樹木数][傷病鳥獣保護件数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 49【みどり公園課】 保存樹木数[本] | 37 | 39 | 38 | 38 | 38 |
| 指標 50【みどり公園課】 傷病鳥獣保護件数[件] | 2 | 5 | 1 | 1 | 0 |

市の役割:その 75・その 76

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|--|
| (その75) 野生動植物の継続的な保護を図ります。 【みどり公園課】 | 野生動植物の保護の観点から、市内の大規模緑地を適正に管理した。これにより、希少種の住処を守り、生物多様性に寄与した。 【保全緑地の管理等:136,275,000円】 | 野生動植物の保護の観点から、市内の大規模緑地を適正に管理する。 【保全緑地の管理等:102,104,000円】 |
| (その76) 野生動植物の保護に関する意識啓発を行います。 【みどり公園課】 | ホームページや自然ハンドブック等を利用し、野生動植物の保護に関する普及啓発を継続的に図った。 【0円】 | ホームページや自然ハンドブック等を利用し、野生動植物の保護に関する普及啓発を継続的に図る。 【0円】 |

○外来生物対策を推進します。

個別指標:[外来種の捕獲個体数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 51【みどり公園課】 外来種の捕獲個体数[個体](※) | 11 | 6 | 9 | 19 | 16 |

※指定外来種の委託による捕獲個体数

市の役割:その 77

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|--|
| (その77) 外来種による在来生態系への影響について情報収集とその提供に努めます。 【みどり公園課】 | ホームページやリーフレット等を利用し、外来種の影響を継続的に周知した。 【0円】 | 外来種の影響について、ホームページやリーフレット等を利用し、市民へ積極的に周知する。 【市の広報誌など2媒体以上活用】 |

(2) 野生動植物の生息・生育状況の把握

■野生動植物の生息・生育場所に関する情報の蓄積

○野生動植物の生息・生育場所を調査し、それらに関する情報を整理・蓄積していきます。

市の役割:その 78

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|---|
| (その78) 市民環境調査を継続し、調査結果を整理・蓄積し、市民・事業者と情報を共有します。 【環境総務課】 | セミのぬけがら調査の結果を「令和4年度 セミのぬけがら調査 実施報告書」としてまとめ、市のHPで公表した。 ツバメ情報調査は「やまと みどりの学校プログラム」の一環として実施し、結果をホームページで公表した。 | セミのぬけがら調査を継続し結果をホームページ等で公表する。 ツバメ情報調査については「やまと みどりの学校プログラム」の一環として継続する。 |

■野生動植物の生息・生育場所の確保

○野生動植物の生息・生育場所に関する情報を共有し、保全活動に活用します。

市の役割:その 79・その 78(再掲)・その 80

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--|---|
| (その 79) 緑地保全地区等の指定の措置により生息場所・生育場所としての緑を保全します(詳しくは「緑」を参照してください)。 【みどり公園課】 | 野生動植物の生息・生育場所となる大規模緑地について、賃貸借契約により保全緑地として確保し、管理を適切に行った。 【賃貸借料:25,330,002 円】 | 野生動植物の生息・生育場所となる大規模緑地について、賃貸借契約により保全緑地として確保し、管理を適切に行う。必要に応じて、大規模緑地を買い取る。 【賃貸借料:25,334,000 円】 |
| (その 78・再掲) 市民環境調査を継続し、調査結果を整理・蓄積し、市民・事業者と情報を共有します。 【環境総務課】 | セミのぬけがら調査の結果を「令和4年度セミのぬけがら調査 実施報告書」としてまとめ、市のHPで公表した。 ツバメ情報調査は「やまと みどりの学校プログラム」の一環として実施し、結果をホームページで公表した。 | セミのぬけがら調査を継続し結果をホームページ等で公表する。 ツバメ情報調査については「やまと みどりの学校プログラム」の一環として継続する。 |
| (その 80) 野生動植物が、より生息・生育しやすい環境にするための維持・管理を行います。 【みどり公園課】 | 大規模緑地における草刈り、剪定等の管理を計画的に行った。 【保全緑地の管理等:136,275,000 円】 | 大規模緑地における草刈り、剪定等の管理を計画的に実施する。 【保全緑地の管理等:102,104,000 円】 |

○野生動植物の新たな生息・生育地の創出に努めます。

市の役割:その 61(再掲)・その 25(再掲)その 81・その 82

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|---|
| (その 61・再掲) 大和市緑の基本計画に基づく、ビオトープを意識した緑のネットワークの形成を行います。 【みどり公園課】 | 草刈りや剪定等の継続した維持管理により、保全緑地を現状維持することができた。 【保全緑地の管理等:136,275,000 円】 | 草刈りや剪定等の継続した維持管理により、保全緑地内の環境保全に努め、様々な動植物が生息する空間の創出に努める。 【保全緑地の管理等:102,104,000 円】 |
| (その 25・再掲) 河川の生態系に配慮した変化に富む多自然型改修に努め、関係機関へ要請します。 【下水道・河川施設課】 | 神奈川県河川協会を通じて国へ要望した。 | 神奈川県河川協会を通じて国へ要望する。 【127,000 円】 |
| (その 81) 新たな生息・生育場所の確保を行います。 【みどり公園課】 | 9か所の大規模緑地で間伐を実施し、成長した高木や老木を伐採することにより森が更新され、動植物の新たな生息・生育場所を確保することができた。 【間伐:5,933,650 円】 | 9か所の大規模緑地で間伐を実施し、成長した高木や老木を伐採することにより、森を更新する。 【間伐:4,257,000 円】 |
| (その 82) 緑の創出にあたっては、野生動植物情報をもとに生物の生息・生育に適した空間となるように配慮します。 【みどり公園課】 | 森を保全することで多様な生物の保全・育成を行うことができた。 【保全緑地の管理等:136,275,000 円】 | 生息・生育する生物に適した空間となるよう、大規模緑地の管理に努める。 【保全緑地の管理等:102,104,000 円】 |

7. 「景観」

目 標：魅力ある街並み

数値目標：「魅力ある街並みを持っているまち」だと思ふ市民割合 40%

市が行う環境に関するアンケート調査結果

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目 標 値 |
|-------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大和市の「景観」に関する環境が良いと思う市民の割合[%] | 30 | 29 | 31 | 31 | 26 | 40 |
| 大和市の「景観」に関する環境が良いと思う事業者の割合[%] | 22 | 23 | 25 | 26 | 26 | 40 |

【本年度の評価】

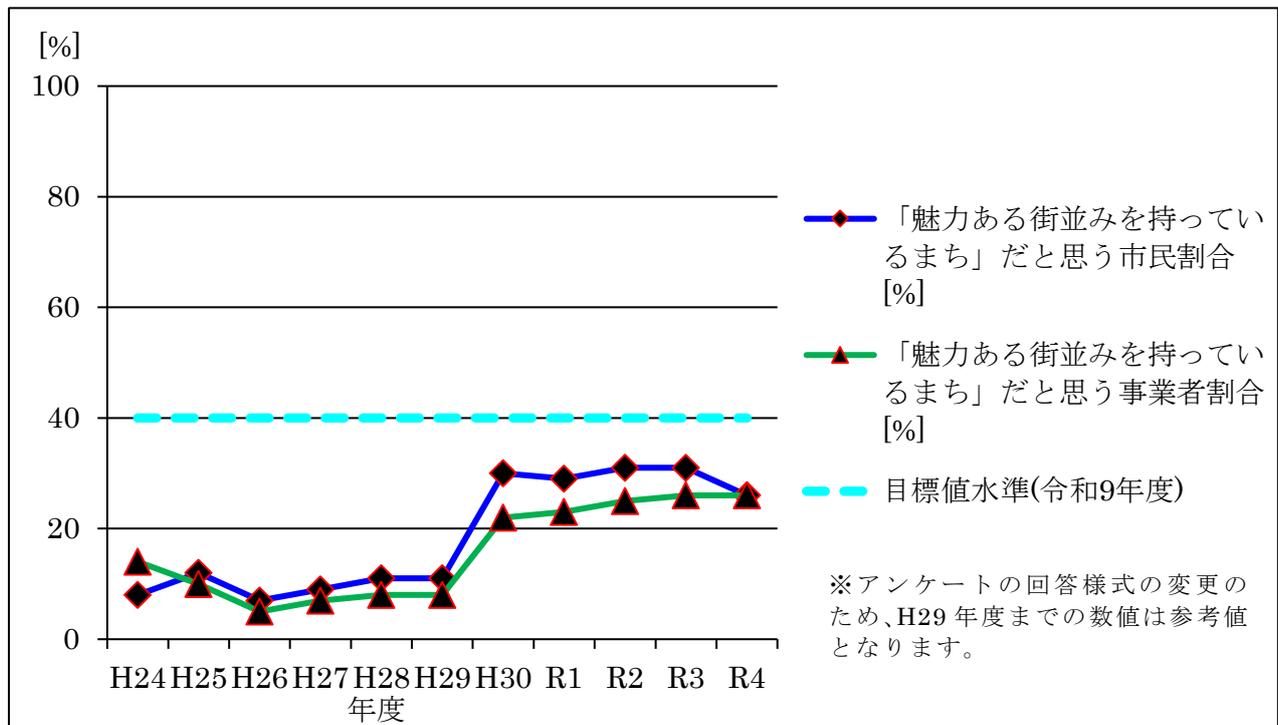
目標は未達成で、事業者割合は昨年度と同等だが、市民割合は下がった

【評価の理由】

景観法の通知に際して、大和市景観計画に定められた景観形成方針に適合するように調整するといった対応をしているものの、状況を大きく改善できるような対応は出来ていないことが考えられる

【目標の確認のための取組】

市民・事業者アンケートの実施



(1) 残された自然景観の保全・活用

■ 自然環境と共生した景観づくり

○6つの森や斜面林、まとまった農地・公園など良好な緑を保全し、活用していきます。

(「緑」を参照してください。)

○引地川・境川においては、周辺の緑や街並みと一体となった水辺の景観づくりを進めます。

(「都市空間」を参照してください。)

(2) 良好な街並み景観の形成

■ 緑豊かな落ち着いた住宅地の景観づくり

○美しい街並みの積極的な保全・継承に努め、さらに街並みとしての連続性を図ります。

個別指標:[建築協定区域面積][地区計画区域面積][街づくり協定区域面積]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 指標 52【街づくり推進課】 建築協定区域面積[m ²] | 67,768.76 | 62,270.31 | 60,193.41 | 60,193.41 | 62,470.37 |
| 指標 53【街づくり推進課】 地区計画区域面積[m ²] | 1,213,000 | 1,213,000 | 1,213,000 | 1,213,000 | 1,213,000 |
| 指標 54【街づくり推進課】 街づくり協定区域面積[m ²] | 9,000 | 9,000 | 9,000 | 9,000 | 9,000 |

市の役割:その 83・その 84

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|-------------------------------------|
| (その 83) 地区ごとの景観づくりやルール(地区計画、建築協定、街づくり協定等)について、市民等の理解促進を図るとともに、専門家の派遣などを支援します。 【街づくり推進課】 | 市民の自主的な街づくり活動を推進し、地域・地区における計画・ルールづくりにより良好な街並み形成を目指すため、市民の街づくり活動への支援を実施した。 | 市民の街づくり活動への支援を行う。(補助金交付、専門家派遣、技術支援) |
| (その 84) 景観づくりに関する普及啓発を進めます。(表彰制度の展開等) 【街づくり推進課】 | 街づくり学校の開催及び街づくり賞の事例募集を実施した。 | 街づくり学校の開催、街づくり賞の事例募集を実施する。 |

■個性と活力ある都心の景観づくり

○個性的な表情を持ちながらも全体として調和がとれた統一感のある街並みの創出に努めます。

市の役割:その 85～その 87

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|-----------------------------------|
| (その 85) 公共施設等のデザイン向上に努めます。 【街づくり推進課】 | 景観法の通知に際して、大和市景観計画に定められた景観形成方針に適合するように調整した。 | 景観法の通知に際して調整を図る。 |
| (その 86) 公共事業を行う国・県等の関係機関へ協力を要請します。 【街づくり推進課】 | 景観法の通知に際して、大和市景観計画に定められた景観形成方針に適合するように調整した。 | 景観法の通知に際して調整を図る。 |
| (その 87) 民間建築物等の景観づくりを促します。 【街づくり推進課】 | 大和市景観条例に基づく事前協議を実施し、景観法に基づく届出を 20 件受理した。 | 大和市景観条例に基づく事前協実施し、景観法に基づく届出を受理する。 |

○緑やオープンスペースなどの空間を生かした、快適で安全な街並みの創出に努めます。

(「都市空間」を参照してください。)

■安全で市民にやさしい景観づくり

○歩行者空間を豊かにする景観づくりを進めます。

個別指標:[2m以上の歩道幅員の延長]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指標 55【道路安全対策課】 2m以上の歩道幅員の延長[m] | 40,591 | 40,920 | 41,166 | 41,310 | 41,355 |

市の役割:その 88

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|-------------|------------------|
| (その 88) ゆとりある歩道の確保や歩道と車道の区画部の改善、誘導用床材の使用やわかりやすいサインの設置と街並みとの調和を進めます。 【道路安全対策課】 | 整備なし。 | 令和5年度は該当する工事はなし。 |

○景観ネットワークの構築を推進します。

市の役割:その 89

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和 4 年度) | 取組計画(令和 5 年度) |
|---|---|--|
| (その 89) 歩行者系ネットワークの整備を進めます。 【街づくり総務課】 | 市内の北部・中部・南部の遊歩道4箇所にベンチの整備を行った。 【5,346,000 円】 | 大和市総合交通施策の展開施策「おでかけしたくなる街路空間の整備」に基づき、ベンチ設置推進に取組む。 【4,900,000 円】 |

(3) 歴史を物語る景観資源の保全・活用

■歴史と文化を生かした景観づくり

○歴史と文化を生かした景観づくりを進めます。

市の役割:その 90

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和 4 年度) | 取組計画(令和 5 年度) |
|---|---|---|
| (その 90) 歴史的資源、文化的資源の保全と継承及び普及に努めます。 【文化振興課】 | 文化財案内板の柵柱防腐処理 2ヶ所、劣化したものの更新 2ヶ所を行った。 また、シラカシ林のうち枯死などで落下の危険性の高い枝を剪定した。 【956,860 円】 | 文化財保護助成事業、文化財保護活動等を実施する。 【1,445,000 円】 |

8. 「安全」

目 標：安心して生活できるまち

数値目標：環境中の基準濃度を超過した有害化学物質数 ゼロ

人の健康を守るために望ましい環境基準等を定められた有害物質を対象に
市の大気、水質、地下水についての調査で環境基準等を超過した物質の数

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目 標 値 |
|------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 環境中の基準濃度を超過した有害化学物質数 [種類] | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 0 |

【本年度の評価】

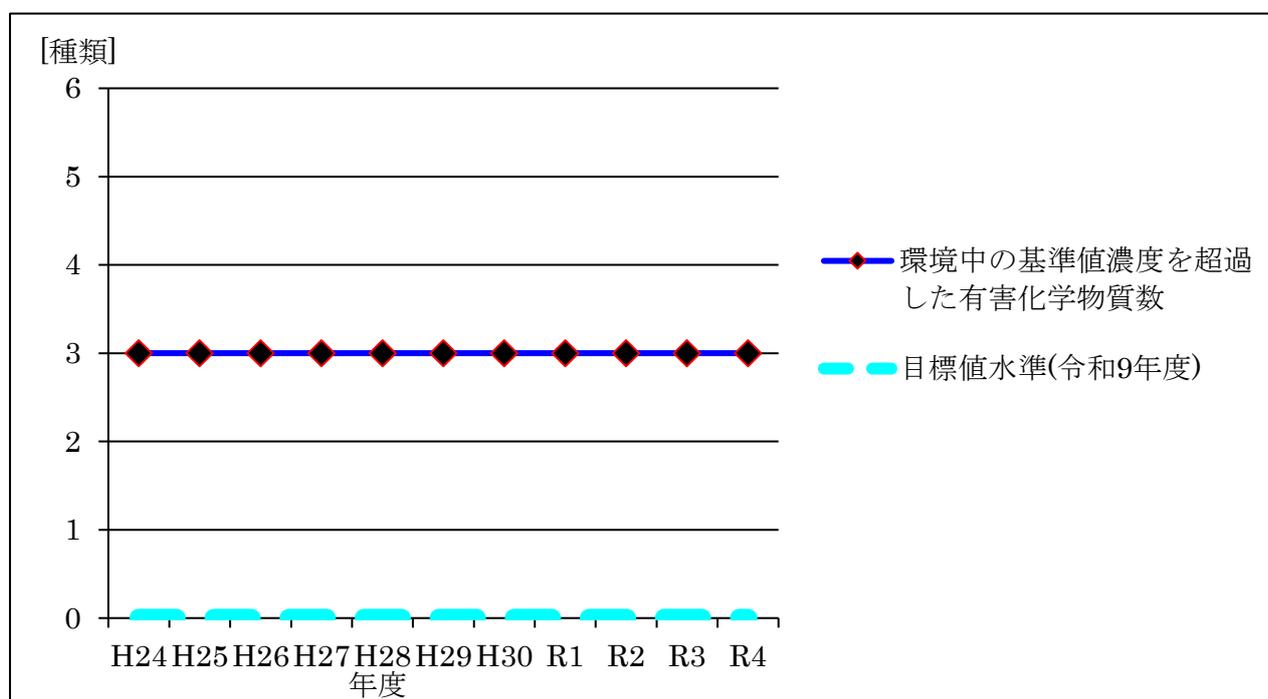
目標は未達成で、昨年度と同等だった

【評価の理由】

事業所について立入調査を実施し、化学物質に対する情報提供や、使用者に対し指導を実施したが、状況を改善するまでには至らなかったことが考えられる

【目標の確認のための取組】

各環境中の基準濃度と超過した有害化学物質数の測定



(1) 地震や異常気象に伴う自然災害への対応

■ 自然災害対策

○総合的な治水対策を推進します。

個別指標:[引地川(市内)一次改修率][雨水整備率]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 56【下水道・河川施設課】 引地川(市内)一次改修率[%] | 66.7 | 66.7 | 66.7 | 66.7 | 66.7 |
| 指標 57【下水道・河川施設課】 雨水整備率[%] | 69.2 | 70.0 | 70.0 | 70.1 | 70.1 |

市の役割:その 91・その 92

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|------------------|-------------|
| (その 91) 河川の洪水対策を進めます。 【下水道・河川施設課】 | 平成 24 年度で終了。 | |
| (その 92) 雨水整備を進めます。 【下水道・河川施設課】 | 1.0ha の雨水整備を行った。 | 雨水整備を進める。 |

○建築物や屋内の安全確保に努めます。

市の役割:その 93

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|-------------------------------------|--|--|
| (その 93) 住宅の耐震化を促進します。 【建築指導課】 | 耐震化の必要性の周知を図るとともに、 木造建築物の耐震診断、耐震改修の 補助により、住宅の耐震化を進めた。 【5,226,000 円】 | 耐震に関する普及啓発を行うとともに、 木造建築物の耐震診断、耐震改修の 補助により、住宅の耐震化を進める。 【6,090,000 円】 |

○災害に対する意識を高め、事前の備えに努めます。

個別指標:[防災講話の実施回数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 58【危機管理課】 防災講話の実施回数[回] | 42 | 33 | 22 | 17 | 15 |

市の役割:その94・その95

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|--|
| (その94) 防災マップなどを活用し、災害に関する情報提供に努めるとともに、防災に関する意識啓発を行います。 【危機管理課】 | 防災マップを市民に提供したほか、防災講話、防災セミナー、防災協力員研修の実施や月一学園祭の出展等により、防災に関する意識啓発を行った。 | 防災マップを市民に提供するほか、防災講話、防災セミナー、防災協力員研修の実施により、防災に関する意識啓発を行う。 |
| (その95) 災害時飲料水の供給対策として、耐震性貯水槽の維持管理を行います。 【危機管理課】 | 市内11か所の100トン水槽の巡回点検を水道局とともに年2回実施し、災害時の飲料水確保に努めた。 | 市内11か所の100トン水槽の維持管理により、災害時の飲料水確保に努める。 |

○自主防災活動の充実強化を図ります。

個別指標:[自主防災組織編成率]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標59【危機管理課】 自主防災組織編成率[%] | 100 | 100 | 99 | 100 | 100 |

市の役割:その96

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| (その96) 自主防災組織を育成・指導します。 【危機管理課】 | 防災セミナー及び防災協力員研修を年度内に3回ずつ実施した。 | 防災セミナー、防災協力員研修により、自助、共助を育む。 |

○異常気象による災害対策を推進します。

市の役割:その97

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--------------------------------------|--------------------------------------|
| (その97) 異常気象による災害情報を提供します。 【危機管理課】 | 台風や集中豪雨時に、PSメール、ヤマトSOS支援アプリで情報を提供した。 | PSメール、ヤマトSOS支援アプリ等により、気象や災害の情報を提供する。 |

(2) 有害化学物質等による環境リスクの最小化

■ダイオキシン類への対応

○廃棄物等の焼却に伴う発生を抑制するよう努めます。

個別指標：[ごみ焼却施設・下水処理場焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|----------|---------|---------|----------|--------|
| 指標 60【施設課】 ごみ焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度[ng-TEQ/Nm ³] | 0.067 | 0.035 | 0.069 | 0.011 | 0.020 |
| 指標 61【水質管理センター】 下水処理場焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度[ng-TEQ/Nm ³] | 0.000269 | 0.00287 | 0.00216 | 0.000515 | 0.0220 |

市の役割：その98・その99

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--|---|
| (その98) ダイオキシン類の発生抑制に留意して施設を運転します。 【施設課】 | 廃棄物等の焼却に伴う発生を抑制できた。 【7人日/770,000円】 令和4年度基幹的改良工事後の1炉を含む3炉で自主管理基準値内であった。 | ダイオキシン類分析は委託で実施。 適切な燃焼管理にて発生を抑制する。 【907,000円】 |
| (その98) ダイオキシン類の発生抑制に留意して施設を運転します。 【水質管理センター】 | 汚泥焼却炉 800℃以上で運転を行った。 【159,276,700円】 | 汚泥焼却炉 800℃以上で運転を行う。 【162,404,000円】 |
| (その99) 国・県等の関係機関と連携を取り、ダイオキシン類の発生抑制のための指導等を行います。 【生活環境保全課】 | 苦情のあった焼却炉の設置事業所2件に立ち入り調査を行った。 | 苦情のあった焼却炉設置事業所に立ち入り調査を実施する。 |

○総合的なモニタリングを推進します。

個別指標：[市内環境中のダイオキシン濃度]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 62【生活環境保全課】 大気[pg-TEQ/m ³] | 0.013 | 0.012 | 0.013 | — | — |
| 指標 62【生活環境保全課】 水質[pg-TEQ/l] | 0.12 | 0.07 | — | — | — |
| 指標 62【生活環境保全課】 土壌[pg-TEQ/g] | 7.0 | 3.5 | — | — | — |

※令和3年度よりダイオキシン類の測定を廃止している。

市の役割:その 100

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和 4 年度) | 取組計画(令和 5 年度) |
|---|---|---------------|
| (その 100) ダイオキシン類のモニタリングを行います。 【生活環境保全課】 | 今までダイオキシン類が環境基準を超過したことがないことから、令和 3 年度より調査を廃止した。 | |

■有害化学物質など環境リスクへの対応

○化学物質の適正な管理を行い、有害なおそれのある物質の使用と排出を低減します。

個別指標:[大和市における PRTR 法対象物質の環境排出量]

| 項目 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|---|----------|-------|---------|---------|---------|
| 指標 63【生活環境保全課】 大和市における PRTR 法対象物質の環境排出量[t] | 319 | 282 | 272 | 63 | ※ |

※令和 4 年度は、作成時点で未発表。(神奈川県 PRTR データ)

市の役割:その 101・その 102

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和 4 年度) | 取組計画(令和 5 年度) |
|---|---|--------------------------------------|
| (その 101) 化学物質に関する情報提供や使用者に対する指導を行います。 【生活環境保全課】 | 11 事業所について立入調査を実施し、化学物質に対する情報提供や、使用者に対し指導を実施した。 | 事業所立入調査時に化学物質に関する情報提供や使用者に対し指導を実施する。 |
| (その 102) 事業所における化学物質の使用状況を把握します。 【生活環境保全課】 | 工場立入時に 11 件の事業所へ調査を実施した。 | 工場立入時に使用状況の調査を実施する。 |

○製品の使用及び廃棄などに伴い、有害物質が発生しないよう努めます。

○環境リスクに関する情報の共有化に努めます。

市の役割:その103～その109

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--|--|
| (その103) 廃棄物処理施設、最終処分場等における環境調査を行います。 【施設課】 | 薬品使用量及び消耗品の削減並びに有害化学物質排出基準値以下に管理した。 【18人日/2,510,139円】 すべての検体で排出基準値内となった。 | 薬品使用量及び消耗品の削減並びに有害化学物質排出基準値以下に管理する。 【3,322,000円】 |
| (その103) 廃棄物処理施設、最終処分場等における環境調査を行います。 【水質管理センター】 | 焼却灰、脱水ケーキ及び廃砂等の分析を行った。 また、汚泥処分地の発生ガス及び周辺地下水の調査も実施した。 【2,610,960円】 | 焼却灰、脱水ケーキ及び廃砂等の分析。 汚泥処分地閉鎖後の安全管理のため、発生ガス及び周辺地下水について調査を実施する。 【3,394,600円】 |
| (その104) 廃棄物処理施設の周辺の環境調査を行います。 【生活環境保全課】 | 平成10年度から調査を実施しているが、今までダイオキシン類が環境基準を超過したことがないことから、令和3年度より調査を廃止した。 | |
| (その105) 環境リスクについての情報収集と提供に努めます。 【環境総務課】 | 「やまとの環境」などを通じて、本市の環境の状況について情報提供をした。 | 「やまとの環境」などを通じて、本市の環境の状況について情報提供をする。 |
| (その106) 有害化学物質による健康被害防止に向けて、適切な対応方法などについての情報提供を行います。 【建築指導課】 | 審査事務や設計者指導により、建築物の居室換気が適切に行われた。 | 建築確認審査を通じて、建築物の適切な居室換気が行われるよう、設計者及び建築主に対し、換気計画・使用方法についての審査・指導を行う。 【0円】 |
| (その106) 有害化学物質による健康被害防止に向けて、適切な対応方法などについての情報提供を行います。 【生活環境保全課】 | 有害化学物質に関する情報収集や大和市ホームページにより市民に情報提供した。 | 有害化学物質に関する情報を収集し、市民に提供する。 |
| (その107) 食の安全を阻害する環境要因に関する情報の収集と提供を行います。 【農政課】 | 関係機関及び団体から農薬に関する情報を収集し、生産者へ情報の提供を行った。 | 関係機関及び団体から農薬に関する情報を収集し、生産者へ情報の提供を行う。 |
| (その107) 食の安全を阻害する環境要因に関する情報の収集と提供を行います。 【市民相談課】 | 啓発資料を大和市消費生活展や出前講座等の啓発イベントで配架・配布を行うことにより、情報提供を行った。 | みんなの消費生活展等の消費啓発に係るイベントにおいて、食の安全を阻害する環境要因の表示に関する情報提供を行う。 |
| (その108) 食の安全に関する表示の啓発を行います。 【農政課】 | 関係機関及び団体から情報を収集し、生産者へ情報の提供、啓発を行った。 | 関係機関及び団体から情報を収集し、生産者へ情報の提供を行う。 |
| (その108) 食の安全に関する表示の啓発を行います。 【市民相談課】 | 食の安全に関する情報収集と提供を行った。 | みんなの消費生活展等の消費啓発に係るイベントにおいて、食の安全に関する情報提供を行う。 |
| (その109) 環境放射線量を定期的に把握し、適切な対応に | これまで、市の目標値である0.19μSv/hを超える地点は無いことから、令和3年度から定期的な測定は休止し、依頼があった | 依頼があった際に測定を行う。 |

| | | |
|--------------------|-----------------------------------|--|
| 努めます。 【生活環境保全課】 | 際に測定を行うことにしている。 令和4年度の依頼はなかった。 | |
|--------------------|-----------------------------------|--|

9. 「産業」

目 標 : 農・工・商の調和するまち

数値目標 : 環境に配慮した事業活動を行っている事業者割合 50%

市が行う環境に関するアンケート調査結果

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目 標 値 |
|----------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 環境に配慮した事業活動を行っている事業者割合 [%] | 53 | 57 | 51 | 58 | 54 | 50 |

【本年度の評価】

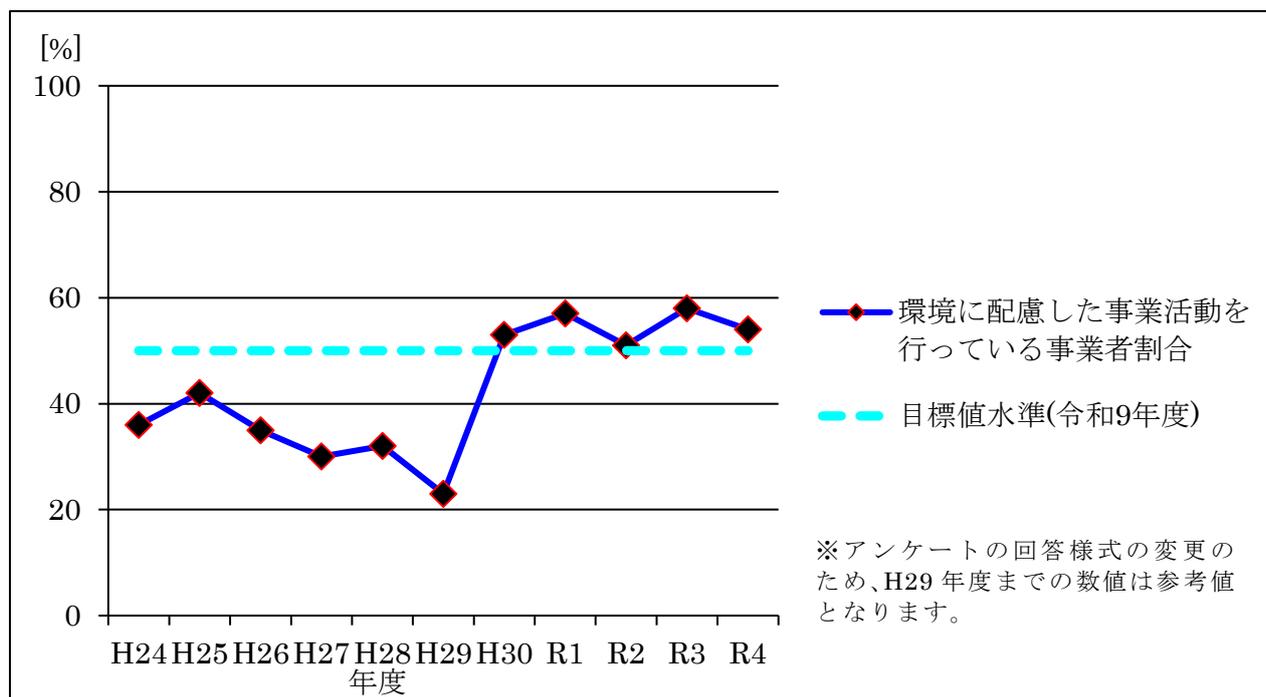
目標を達成した

【評価の理由】

アンケートの回答様式を変更した平成30年度から年度ごとの多少の増減はあるものの、横ばい傾向にあるため

【目標の確認のための取組】

市民・事業者アンケートの実施



(1) 農業における環境対策の促進

■環境保全型農業の推進

○耕作等に伴う環境負荷を低減します。

市の役割:その 110

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|-------------------------------------|---|----------------------|
| (その110) 環境に配慮した農業を促します。 【農政課】 | 土づくり等を通じて化学肥料や農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進した。 | 環境に配慮した農業を行う農家を支援する。 |

○輸配送等に伴う環境負荷を低減します。

■農地の保全と活用

○市民農園等の拡充を図ります。(「緑」を参照してください。)

○二次的自然環境としての農地の保全に努めます。

個別指標:[総農家数][農地面積]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 64【農政課】 総農家数[戸] | 381 | 379 | 374 | 366 | 365 |
| 指標 65【農政課】 農地面積[ha] | 202.2 | 199.6 | 196.0 | 194.5 | 193.0 |

市の役割:その 111

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|------------------------------------|----------------|---|
| (その111) 農業後継者の育成に努めます。 【農政課】 | 認定農業者の認定件数(3人) | 農業経営改善を進める認定農業者や、認定を受けようとする農業者などに対して、経営の相談、各種研修会の周知等を行い、農業者の育成に努める。 |

(2) 工業における環境対策の促進

■環境共生型工業の推進

○環境マネジメントシステムの構築を進めます。

個別指標:[環境マネジメントシステム導入事業所数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 66【環境総務課】 環境マネジメントシステム導入事業所数[事業所] | 50 | 50 | 49 | 48 | 50 |

※ISO14001 導入事業所数、やまとエコアクション 21 登録事業所数、エコアクション 21 登録事業所数、KES(京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)登録事業所数、エコステージ登録事業所数の合計

市の役割:その 112

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和 4 年度) | 取組計画(令和 5 年度) |
|--|---|-------------------------------------|
| (その 112) 環境マネジメントシステムの普及に努めます。 【産業活性課】 | 事業者向けに「やまとエコアクション21」の活動を勧めていたが、事業者からの相談はなかった。 | 引き続き、事業者向けに「やまとエコアクション21」の活動を勧めていく。 |

○環境負荷を低減します。

市の役割:その 113

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和 4 年度) | 取組計画(令和 5 年度) |
|--|--|---|
| (その 113) ライフサイクルアセスメントなど環境負荷低減のための意識啓発を行います。 【産業活性課】 | 相談者に「やまとエコアクション21」を通じて、ライフサイクルアセスメントなど環境配慮の考え方を勧めたが、相談事例はなかった。 | 相談者に「やまとエコアクション21」を通じて、ライフサイクルアセスメントなど環境配慮の考え方を勧める。 |

○省エネ法に基づいて、エネルギーの使用合理化を図ります。

(「エネルギー」を参照してください。)

○環境保全型企業を育てます。

市の役割:その 114・その 115

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和 4 年度) | 取組計画(令和 5 年度) |
|--|---|-------------------------------------|
| (その 114) 積極的な環境対策のために必要な支援を行います。 【産業活性課】 | 事業者向けに「やまとエコアクション21」の活動を勧めていたが、事業者からの相談はなかった。 | 引き続き、事業者向けに「やまとエコアクション21」の活動を勧めていく。 |
| (その 115) 優れた環境保全活動についての情報を収集し、提供します。 【産業活性課】 | 「やまとエコアクション21」やグリーン購入など、環境情報の収集、提供方法を検討した。 環境情報を収集し、窓口に配架した。 | 引き続き、環境情報の収集・提供方法の検討に努める。 |

(3) 商業における環境対策の促進

■環境配慮型商業の推進

○環境マネジメントシステムの構築を進めます。(「工業における環境対策」を参照ください。)

○環境に配慮した商品の販売利用を推進します。

市の役割:その 116

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和 4 年度) | 取組計画(令和 5 年度) |
|--|--|--|
| (その 116) 商店間の環境対策の連携を促します。 【産業活性課】 | 「やまとエコアクション21」などを通じて、環境対策と連携した商業活動を勧めたが、具体的な相談事例はなかった。 | 引き続き、「やまとエコアクション21」などを通じて、環境対策と連携した商業活動を勧める。 |

○輸配送等に伴う環境負荷を低減します。

○環境に配慮した商店を育てます。

市の役割:その 117

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|-------------------------|
| (その117) 環境に配慮した商店や優れた環境保全活動についての情報を収集し、提供します。 【産業活性課】 | グリーン購入などのパンフレット及び啓発用パンフレットの配架等により、情報提供を行った。 | グリーン購入など啓発用パンフレットを配布する。 |

10.「基地」

目 標：航空機騒音のないまち

数値目標：航空機騒音に係る環境基準の達成率 100%

市内全域での「航空機騒音に係る環境基準」の達成率

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目 標 値 |
|---------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 航空機騒音に係る環境基準の達成率[%] | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 100 |

【本年度の評価】

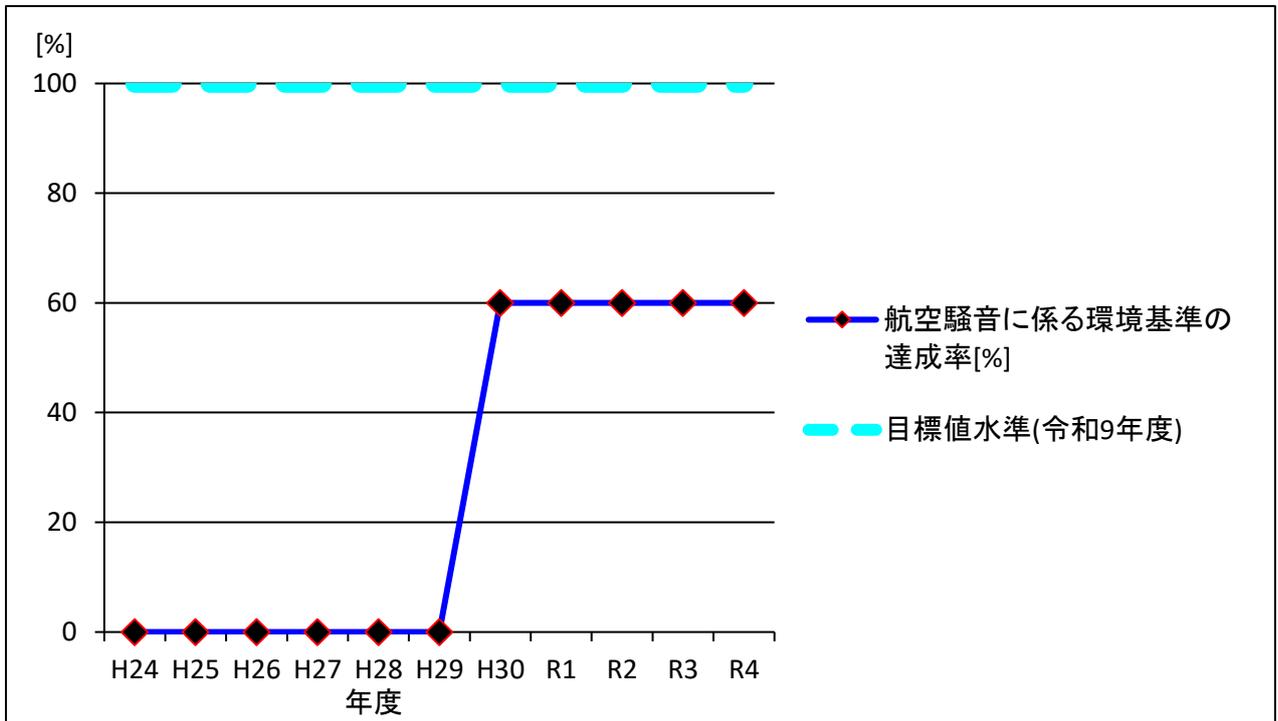
目標は未達成で、昨年度と同等だった

【評価の理由】

平成30年3月に厚木基地から岩国基地への空母艦載機の移駐が完了するなど、航空機騒音防止のための取組みが行われている一方、大和市が「航空機騒音のないまち」だと思いますかという質問に対し、市民・事業者ともに「あまり思わない」「全く思わない」が8割以上となっているため

【目標の確認のための取組】

航空機騒音の測定



10.「基地」

目 標：航空機騒音のないまち

数値目標：航空機騒音を逡減させるよう取り組む

航空機騒音を逡減させるよう取り組んだかどうか

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目 標 値 |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 航空機騒音を逡減させる よう取り組む | 取り組ん でいる | 取り組ん でいる | 取り組ん でいる | 取り組ん でいる | 取り組ん でいる | 取り組ん でいる |

【本年度の評価】

目標を達成した

【評価の理由】

例年同様に航空機騒音を逡減させるよう取り組んでいる

【目標の確認のための取組】

航空機騒音の軽減に向けたはたらきかけ

(1) 航空機騒音の軽減に向けたはたらきかけの継続

■着陸訓練の中止要請

○NLPの硫黄島への全面移転など空母艦載機の着陸訓練を厚木基地で実施しないよう求める取組みを進めます。

個別指標：[NLPなど厚木基地における空母艦載機の着陸訓練実施期間中の騒音測定回数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 67【基地対策課】 NLPなど厚木基地における空母艦載機の着陸訓練実施期間中の騒音測定回数[回] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

市の役割：その 118・その 119

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--|---|
| (その 118) NLPの硫黄島全面移転など空母艦載機の着陸訓練を厚木基地で実施しないよう求める取組みを継続します。 【基地対策課】 | 大和市、大和市基地対策協議会、厚木基地騒音対策協議会、神奈川県基地関係縣市連絡協議会による要請活動を行った。 | 大和市、大和市基地対策協議会、厚木基地騒音対策協議会、神奈川県基地関係縣市連絡協議会による要請活動を行う。 【1,090,000円】 |
| (その 119) NLPなど厚木基地での空母艦載機の着陸訓練実施による騒音影響の把握を継続します。 【基地対策課】 | 県と市で設置した騒音計による騒音測定を継続実施している。 | 県と市で設置した騒音計による騒音測定を継続実施する。 【4,283,000円】 |

■基地の機能縮小・返還への取組み

○基地機能の縮小化を要請します。

市の役割：その 120

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|---|
| (その 120) 基地機能の縮小化への働きかけを、近隣市と連携し継続して行います。 【基地対策課】 | 大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係縣市連絡協議会による令和4年度の要請内容に盛り込んだ。 | 大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係縣市連絡協議会による令和5年度の要請内容に盛り込む。 (予算は基地協補助金と県市協負担金) 【1,060,000円】 |

○基地の全面返還に向けて、取組みを進めます。

個別指標：[航空機騒音Lden(市内測定点 5箇所)][航空機騒音に係る苦情件数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--|--|--|--|--|
| 指標 68【基地対策課】 航空機騒音Lden (市内測定点 5箇所)[dB] | 北 1km:60.8 北 2km:59.5 北 3km:56.2 南 500m:60.0 東 800m:52.1 | 北 1km:59.8 北 2km:58.0 北 3km:54.9 南 500m:59.0 東 800m:51.6 | 北 1km:58.6 北 2km:57.5 北 3km:54.4 南 500m:56.7 東 800m:48.3 | 北 1km:61.6 北 2km:58.4 北 3km:56.0 南 500m:59.1 東 800m:51.5 | 北 1km:60.6 北 2km:59.2 北 3km:55.7 南 500m:56.4 東 800m:50.4 |
| 指標 69【基地対策課】 航空機騒音に係る 苦情件数[件] | 173 | 126 | 155 | 248 | 370 |

市の役割:その 121

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|---|
| (その 121) 県や近隣市と連携し、基地の全面返還に向けて取組みを継続して行います。 【基地対策課】 | 大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和4年度の要請内容に盛り込んだ。 | 大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和5年度の要請内容に盛り込む。 (予算は基地協補助金と県市協負担金) 【1,060,000円】 |

■航空機騒音の監視

○航空機騒音の状況を把握します。

個別指標：[航空機騒音測定回数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指標 70【基地対策課】 航空機騒音測定回数[回] | 14,889 | 13,099 | 13,578 | 14,809 | 14,089 |

市の役割:その 122

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|-----------------------------------|--|
| (その 122) 航空機騒音の測定を継続します。 【基地対策課】 | 県と市で設置している騒音計による騒音測定データを得ることができた。 | 県と市で設置している騒音計による騒音測定を継続実施する。 【4,283,000円】 |

■障害の防止・軽減対策の推進

○公共的施設の障害防止対策の取組みを進めます。

市の役割:その 123

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--|---|
| (その 123) 公共的施設の障害防止対策をさらに進めます。 【基地対策課】 | 大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和4年度の要請内容に盛り込んだ。 | 大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和5年度の要請内容に盛り込む。 (予算は基地協補助金と県市協負担金) 【1,060,000円】 |

(2) 基地に係る安全性の確保

■基地に係る環境汚染の防止

○基地に係る環境汚染の未然防止を図ります。

市の役割:その 124～その 126

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--|---|
| (その124) 汚染物質が周辺環境に排出されることのないよう要請します。 【基地対策課】 | 大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和4年度の要請内容に盛り込んだ。 | 大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和5年度の要請内容に盛り込むとともに、大和市基地対策協議会としても適宜把握等に努める。 (予算は基地協補助金と県市協負担金) 【1,060,000円】 |
| (その125) 基地周辺の地下水汚染の状況把握に努めます。 【基地対策課】 | 大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和4年度の要請内容に盛り込んだ。 | 大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和5年度の要請内容に盛り込むとともに、大和市基地対策協議会としても適宜把握等に努める。 (予算は基地協補助金と県市協負担金) 【1,060,000円】 |
| (その125) 基地周辺の地下水汚染の状況把握に努めます。 【生活環境保全課】 | 基地周辺(2か所)で地下水調査を実施したところ、環境基準を満たしていた。 【874,500円】 | 基地周辺で地下水調査を実施する。 【1,255,518円】 |
| (その126) 基地周辺の大気の汚染状況の把握に努めます。 【基地対策課】 | 大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和4年度の要請内容に盛り込んだ。 | 大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和5年度の要請内容に盛り込むとともに、大和市基地対策協議会としても適宜把握等に努める。 (予算は基地協補助金と県市協負担金) 【1,060,000円】 |
| (その126) 基地周辺の大気の汚染状況の把握に努めます。 【生活環境保全課】 | 基地周辺(3か所)で窒素酸化物の簡易測定を実施し、状況の把握をした。 【61,864円】 | 基地周辺で大気中の窒素酸化物の簡易測定を実施する。 【75,000円】 |

■災害時の対策

○航空機事故等の対策を進めます。

市の役割:その 127

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---------------------------------------|--|--|
| (その127) 災害時の対応体制を確立します。 【基地対策課】 | 大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和4年度の要請内容に盛り込んだ。 | 大和市基地対策協議会、神奈川県基地関係県市連絡協議会による令和5年度の要請内容に盛り込むとともに大和市基地対策協議会においても災害時の対策について適宜検討等を行う。 (予算は基地協補助金と県市協負担金) 【1,060,000円】 |

11. 「都市空間」

目 標：都市空間のゆとりのあるまち

数値目標：一人当たりの都市公園等面積 6.8 m²以上

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目 標 値 |
|--------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一人当たりの都市公園等面積[m ²] | 6.62 | 6.67 | 6.95 | 6.88 | 6.85 | 6.8 |

【本年度の評価】

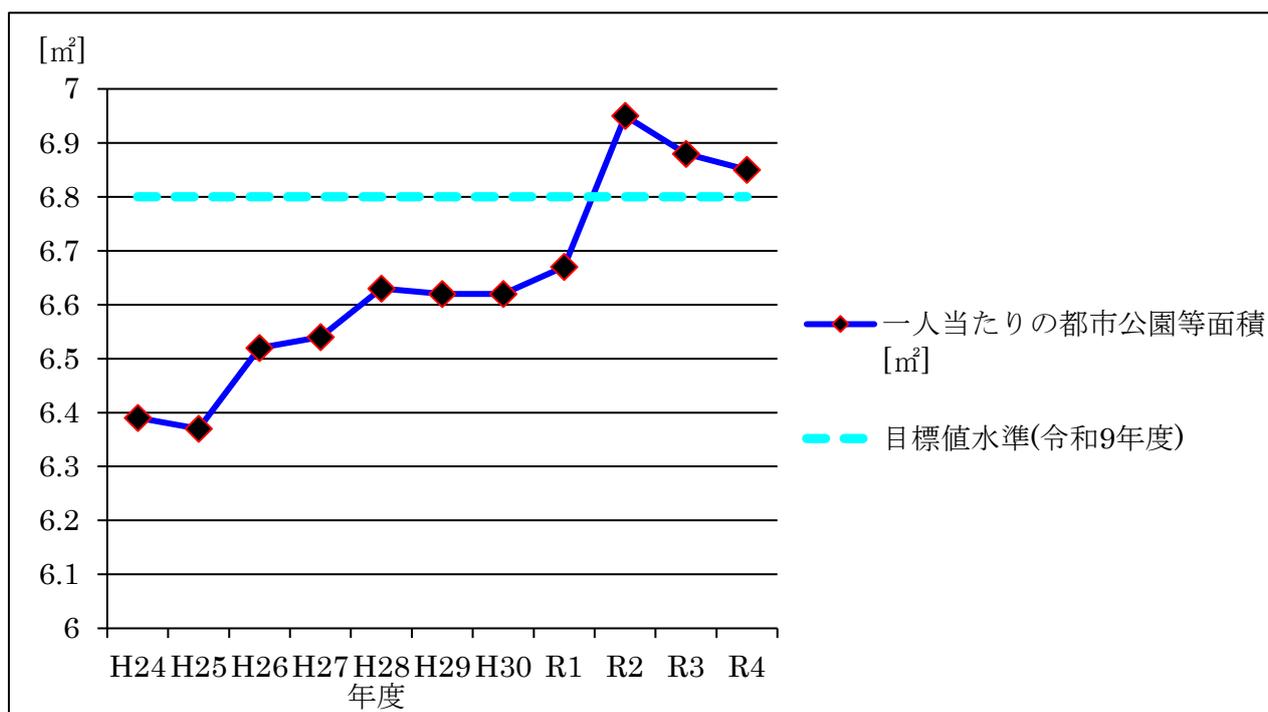
目標を達成した

【評価の理由】

人口増加の影響で一人当たりの公園等面積は減少しているが、公園の整備を進め、基幹公園の面積は増加しているため

【目標の確認のための取組】

公園等の整備



(1) 基盤整備による環境負荷の低減

■人と環境にやさしい社会基盤の整備

○歩行者や自転車利用者が安心して移動できる空間を確保します。

個別指標：[駐輪場の稼働率]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 71【道路安全対策課】 駐輪場の稼働率[%] | 54.8 | 52.7 | 38.7 | 42.4 | 47.4 |

市の役割：その 128～その 130

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|--|
| (その 128) 乗り入れ状況に応じた駐輪場の整備を促します。 【道路安全対策課】 | 駐輪場シェアサービス「みんちゅう」 登録台数：139 台 | 駐輪場シェアサービス「みんちゅう」を継続する。 |
| (その 129) 市内道路網の骨格をなす道路において、自転車通行帯を整備、維持し、歩行者・自転車利用者双方の安全性を高めます。 【道路安全対策課】 | 200m の自転車通行空間を整備した。 箇所：下鶴間一丁目地内(通行空間) 【36,411,100 円】 | 自転車通行帯の整備を実施する。 箇所：下鶴間一丁目地内(通行空間) 【50,400,000 円】 |
| (その 130) 生活道路などにおいて、歩行者と車の共生化や車のスピードを落とすような仕組みを工夫します。 【道路安全対策課】 | 交通安全対策を 70 箇所実施した。 | 要望箇所の交通安全対策を順次実施する。 【93,826,000 円】 |

○高齢者や障がい者等に配慮した施設づくりを進めます。

個別指標：[2m以上の歩道幅員の延長(再掲)][公共施設におけるバリアフリー化率]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指標 55 再掲 2m 以上の歩道幅員の延長[m] | 40,591 | 40,920 | 41,166 | 41,310 | 41,355 |
| 指標 72【建築指導課】 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、公共的施設として協議及び審査した件数 [件] | 49 | 31 | 32 | 23 | 27 |

市の役割:その 88(再掲)・その 131・その 132

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--|--|
| (その 88・再掲) ゆとりある歩道の確保や歩道と車道の区画部の改善、誘導用床材の使用やわかりやすいサインの設置と街並みとの調和を進めます。 【道路安全対策課】 | 整備なし。 | 令和5年度は該当する工事はなし。 |
| (その 131) 交通バリアフリー化を推進します。 【街づくり総務課】 | 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、鉄道事業者に対し、駅施設のバリアフリー化や心のバリアフリーの啓発について、鉄道事業者へ要望を行った。 【23,612 円】 | 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、駅施設のバリアフリー化や心のバリアフリーの啓発について、鉄道事業者へ要望を行う。 【23,000 円】 |
| (その 132) 道路のバリアフリー化を推進します。 【道路安全対策課】 | 歩道セーフティーアップ工事にて 246m を整備した。 箇所:深見地内(セーフティー) 【16,725,500 円】 | 整備計画に従い整備を実施する。 箇所:深見地内(セーフティー) 【16,000,000 円】 |

○都市間交通を担うラダーパターンの幹線道路の整備を進めます。

個別指標:[ラダーパターン(幹線道路)整備率][道路率]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 73【道路安全対策課】 ラダーパターン整備率[%] | 59.4 | 59.9 | 60.3 | 60.6 | 60.6 |
| 指標 74【道路管理課】 道路率[%] | 11.74 | 11.80 | 11.85 | 11.85 | 11.87 |

市の役割:その 10(再掲)

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|-------------|--|
| (その 10・再掲) ラダーパターンの幹線道路の整備を進めます。 【道路安全対策課】 | 整備なし。 | 歩行者空間の整備のための用地買収を進める。 【137,619,000 円】 |

○道路を安心して利用できるように配慮します。

市の役割:その 133

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---------------------------------------|--|
| (その 133) 交通安全思想の普及啓発に努めます。 【道路安全対策課】 | 啓発活動等により、市民の交通ルールやマナーへの意識向上を図ることができた。 | 各季における啓発運動及び自転車安全利用の啓発活動を実施する。 【12,283,000 円】 |

(2) 都市空間の質の向上

■公園等の整備

○緑豊かな公園の整備を進めます。

個別指標：[基幹公園面積]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 75【みどり公園課】 基幹公園面積[ha] | 75.24 | 77.36 | 81.89 | 81.90 | 82.40 |

市の役割：その 134・その 135

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|--|
| (その134) 住区内に街区公園又はそれに準じる機能を持つ公園の整備を進め、緑化を推進します。 【みどり公園課】 | 令和2年度に着手したやまと公園の大規模改修工事が完了した。 【842,465,126円】 緑野青空子ども広場跡地を公園として整備し、星の子ひろばを拡張した。 【41,596,514円】 | 中央の森2号緑地を街区公園として整備を行う。 【8,774,000円】 |
| (その135) まとまった面積での公園の整備や緑のネットワーク化を図ります。 【みどり公園課】 | 令和2年度に着手したやまと公園の大規模改修工事が完了した。 【842,465,126円】 緑野青空子ども広場跡地を公園として整備し、星の子ひろばを拡張した。 【41,596,514円】 | 中央の森2号緑地を街区公園として整備を行う。 【8,774,000円】 |

■親水性の確保

○水辺とふれあえる空間の保全と創造に努めます。

個別指標：[境川・引地川(市内)の親水性護岸の整備済延長]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 76【下水道・河川施設課】 境川(市内)の親水性護岸の整備済延長[m] | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 |
| 指標 77【下水道・河川施設課】 引地川(市内)の親水性護岸の整備済延長[m] | 821.8 | 821.8 | 821.8 | 821.8 | 821.8 |

市の役割：その 136

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|-------------|-------------|
| (その136) 親水護岸、親水空間の整備を進めます。 【下水道・河川施設課】 | 平成24年度で終了。 | |

■光害対策

○光害対策の推進に努めます。

個別指標:[光害に関する苦情件数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 78【生活環境保全課】 光害に関する苦情件数[件] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

市の役割:その 137

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|----------------|-----------------------------|
| (その 137) 環境省「光害対策ガイドライン」に基づき対応に努めます。 【生活環境保全課】 | 光害に関する苦情はなかった。 | 「光害対策ガイドライン」に基づく事業者指導を実施する。 |

■ヒートアイランド対策

○ヒートアイランド現象の緩和に努めます。

個別指標：[保水性舗装道路整備延長]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 79【道路安全対策課】 保水性舗装道路整備延長[km] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

市の役割：その 138～その 141

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|--|
| (その138) オープンスペースの確保に努めます。 【街づくり総務課】 | 本取組に係わる基本方針となる都市計画マスタープランの進行管理の指標を設定し、モニタリングを実施した。 【19,560円】 | 本取組に係わる基本方針となる都市計画マスタープランの進行管理を行う。 【22,000円】 |
| (その138) オープンスペースの確保に努めます。 【みどり公園課】 | 緑の広場の賃貸借契約を更新することができた。 【16,585,288円】 | 緑の広場の賃貸借契約を5年ごとに更新する。 【緑の広場：16箇所】 【17,808,000円】 |
| (その139) 敷地、屋上、壁面の緑化を進めます。 【みどり公園課】 | 大和市開発事業の手續及び基準に関する条例により、開発面積に応じた緑地の確保について適正に指導、協力依頼をした。 【指導件数：5件】 | 大和市開発事業の手續及び基準に関する条例により、開発面積に応じた緑地の確保について適正に指導、協力依頼をする。 【指導件数：5件】 |
| (その140) 風の通り道を確保します。 【みどり公園課】 | 適正に維持・管理することができた。 【市民緑地：2箇所】 | 市街化区域内の市民緑地を適正に維持・管理する。 【市民緑地：2箇所】 |
| (その141) 保水性舗装道路の整備を進めます。 【道路安全対策課】 | 整備なし。 | 令和5年度は該当する工事はなし。 【0円】 |

(3) 土地利用における環境対策の推進

■開発等に伴う環境配慮

○開発等に伴う環境問題の発生を未然に防止します。

市の役割:その 142

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|--------------------------------|
| (その142) 地域住民の良好な生活環境を確保するため、開発事業等に対する指導を継続します。 【街づくり計画課】 | 地域住民の良好な生活環境を確保するため、開発事業等に対する適正な指導により、環境問題の発生を未然に防止し、良好な生活環境を確保できた。 【8,370円】【協議件数:57件】 | 開発事業に対する指導を十分に行う。 【45,000円】 |

■土地利用における共生

○土地利用用途が共存する地域での環境への配慮を進めます。

市の役割:その 143

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|--|
| (その143) 新たに大規模土地利用転換が行われる場合には、地域の環境を阻害しないよう、土地利用誘導を推進します。 【街づくり計画課】 | 大規模土地利用の転換に関して、地域の環境を阻害しないよう、土地利用誘導を推進した。 【0円】【届出件数:3件】 | 大規模土地利用の転換が行われる場合には、地域の環境を阻害しないよう、土地利用誘導を推進する。 【0円】 |

(4) 快適な歩行者空間づくり

■歩行者空間の整備

○歩いて楽しく移動できる仕組みづくりを進めます。

市の役割:その 144・その 145

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--|--|
| (その144) 歩行者系ネットワークの整備を進めます。 【街づくり総務課】 | 市内の北部・中部・南部の遊歩道4箇所ベンチの整備を行った。 【5,346,000円】 | 大和市総合交通施策の展開施策「おでかけしたくなる街路空間の整備」に基づき、ベンチ設置促進に取組む。 【4,900,000円】 |
| (その145) 公共交通機関を利用しやすい環境づくりの推進に努めます(結節点での乗り換えの容易性を確保します)。 【街づくり総務課】 | 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、鉄道事業者に対し、利便性や安全性に係る要望を行った。 【23,612円】 小田急中央林間駅東口から東急中央林間駅への乗換経路の安全性の確保に向けた道路整備を実施した。 【41,623,550円】 | 鉄道利用を促進すべく、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、利便性や安全性の向上に係る要望を鉄道事業者に対し行う。 【23,000円】 小田急中央林間駅総合改善事業により鉄道駅の利便性増進を図る。 【12,014,000円】 |

12. 「地球環境」

目 標：地球市民としての自覚を持って行動するまち

数値目標：温室効果ガス排出量削減率 40.0% (2013 年度比)

地球温暖化を抑制するため「温室効果ガス排出量」を指標とし、2013 年度
(平成 25 年度)を基準とした削減率

| 項 目 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 目 標 値 |
|---------------------|----------|-------|---------|---------|---------|-------|
| 温室効果ガス排出量 削減率[%] | 19.1 | 22.9 | 23.2 | 26.2 | - | 40.0 |

※温室効果ガス排出量の推計は、統計資料などを用いて作業する必要があることから、把握できる排出量の情報は 2 年遅れとなります。

※目標値は令和 4 年 4 月に「大和市環境基本計画」の部分修正を行った際、19.5%から 40.0%に変更しました。

【本年度の評価】

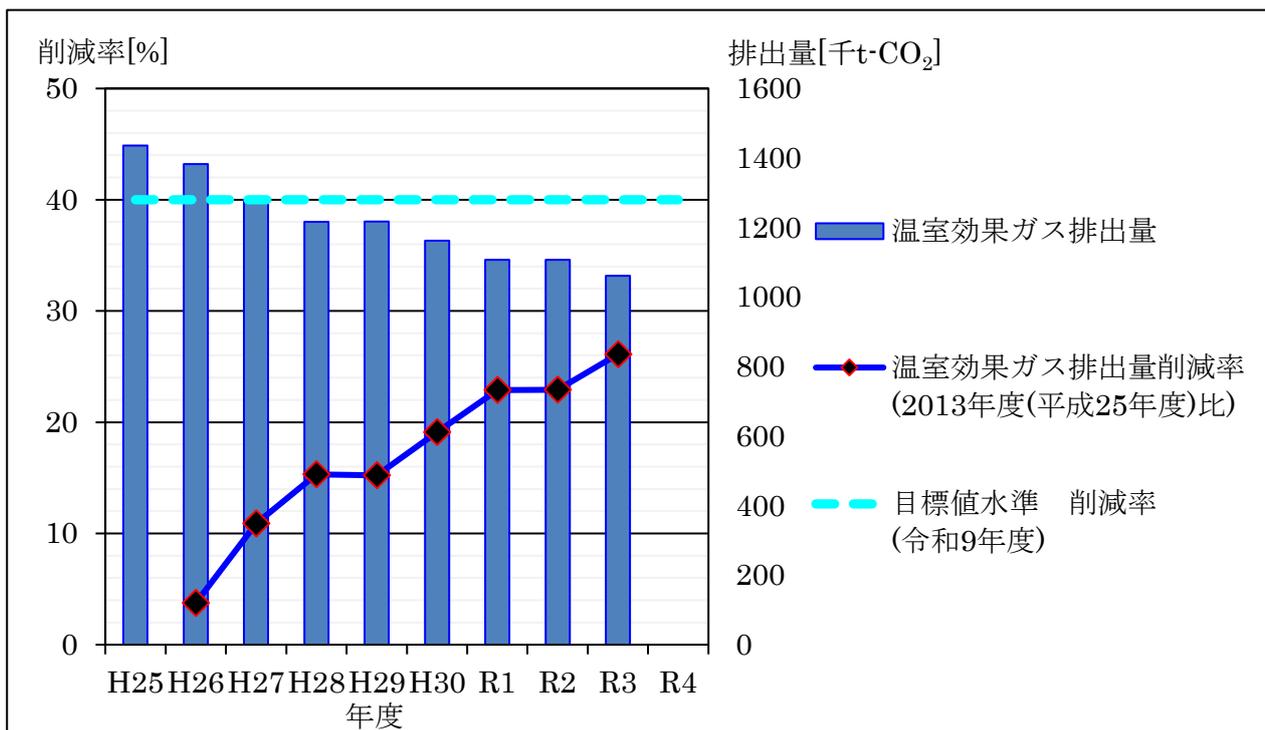
目標は未達成だが、改善している

【評価の理由】

在宅ワークの増加を受け増加していた家庭部門の排出量が、徐々に通常の勤務体制に移行する中で落ち着いたこと、プラスチックごみや繊維ごみのリサイクルが進んだことによる廃棄物分野の排出量が減少したこと等によると考えられる

【目標の確認のための取組】

環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(令和 5 年 3 月)」に基づく推計



[表] 温室効果ガス排出量の部門・分野別内訳
CO₂

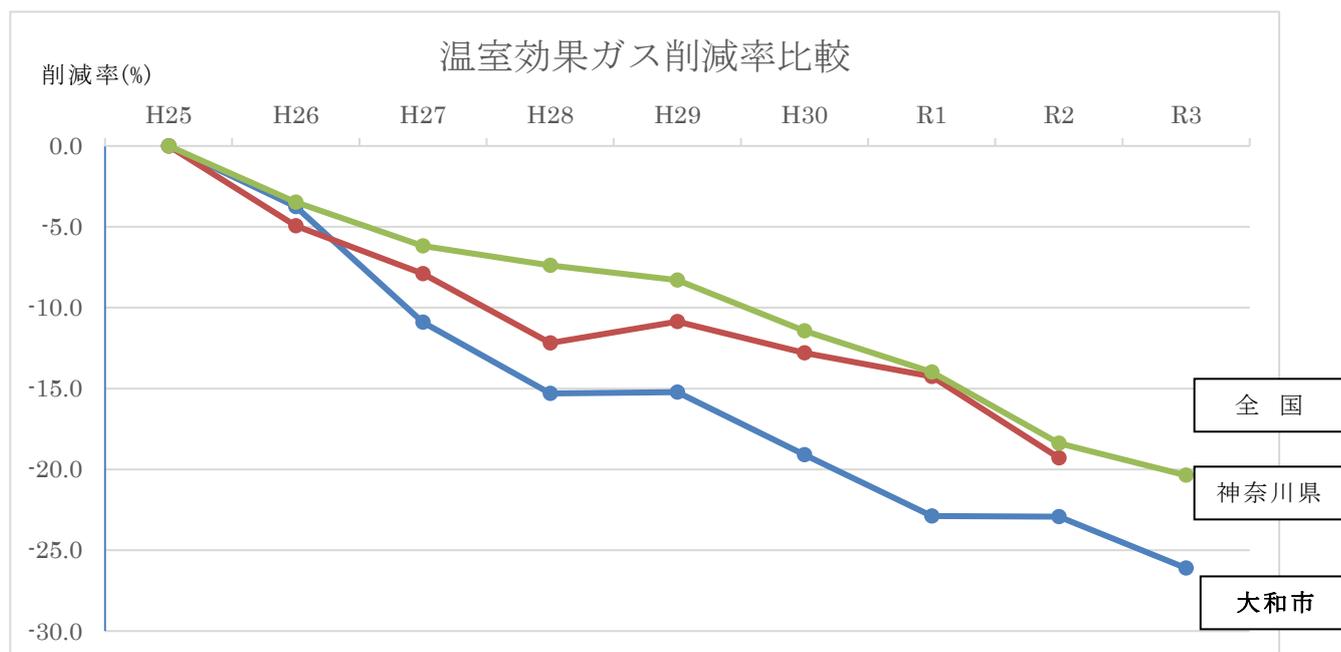
単位[千 t-

| 項 目 | | 平成 25 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|--------------------------------|---------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|
| エネルギー起 源 CO ₂ | 産業部門 | 529.7 | 377.9 | 342.9 | 316.4 | 331.9 | - |
| | 業務その他部門 | 349.5 | 292.3 | 279.5 | 265.1 | 256.7 | - |
| | 家庭部門 | 312.1 | 274.0 | 270.7 | 307.7 | 264.9 | - |
| | 運輸部門 | 204.0 | 188.9 | 187.3 | 186.2 | 187.6 | - |
| エネルギー起 源 CO ₂ 以外 | 農業分野 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | - |
| | 廃棄物分野 | 40.7 | 28.6 | 26.9 | 31.2 | 19.2 | - |
| 合計 | | 1,436.1 | 1,161.8 | 1,107.5 | 1,106.8 | 1,060.4 | - |
| 温室効果ガス排出量削減率 [%](平成 25 年度比) | | - | 19.1 | 22.9 | 22.9 | 26.2 | - |

※小数点第二位を四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

【参考】温室効果ガス排出量削減率(2013 年度(平成 25 年度)比)の全国・神奈川県との比較

| 項 目 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-----------------------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 大 和 市 温室効果ガス排出量削減率[%] | 19.1 | 22.9 | 22.9 | 26.2 | - |
| 神奈川県 温室効果ガス排出量削減率[%] | 12.8 | 14.3 | 19.3 | - | - |
| 全 国 温室効果ガス排出量削減率[%] | 11.4 | 14.0 | 18.4 | 20.3 | - |



注 神奈川県の令和元年度及び令和 2 年度の削減率は、「2020 年度県内の温室効果ガス排出量(速報値)推計結果 概要」によります。神奈川県の平成 26 年度から平成 30 年度の削減率は、同資料の排出量を基にして本市で算出しています。

全国の令和2年度及び令和3年度の削減率は環境省報道発表資料「温室効果ガス排出(確報値)について」によります。全国の平成26年度から令和元年度の削減率は同資料を基に本市で算出しています。

(1) 地球温暖化の防止・適応に向けた取組みの推進

■産業での省エネルギーの推進

○省エネルギーを進めます。(「エネルギー」を参照してください。)

■民生での省エネルギーの推進

○省エネルギーを進めます。(「エネルギー」を参照してください。)

■再生可能エネルギーの活用

○再生可能エネルギーの活用に努めます。(「エネルギー」を参照してください。)

■廃棄物・廃熱の有効利用

○廃棄物・廃熱を有効利用します。(「エネルギー」を参照してください。)

○資源の循環と廃棄物の発生抑制を進めます。(「資源」を参照してください。)

■交通・運輸での省エネルギーの推進

○自動車交通量を低減します。(「空気」を参照してください。)

○自動車の利用方法を改善します。(「空気」を参照してください。)

■緑の保全と創生

○緑の保全と創生、緑化を進めます。(「緑」を参照してください。)

■地球温暖化防止対策の推進

○地球温暖化防止対策を地域一体となって進めます。

個別指標:[温室効果ガス排出量]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|---------|---------|---------|---------|-------|
| 指標 80【環境総務課】 温室効果ガス排出量[千t-CO ₂] | 1,161.8 | 1,107.5 | 1,106.8 | 1,060.4 | - |

市の役割:その146

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--|--|
| (その146) 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編・事務事業編) を推進し、地球温暖化防止 に努めます。 【環境総務課】 | 改定した地球温暖化対策実行計画を公表し、地球温暖化防止に努めた。 また、国の算定マニュアルに従って、大和市域及び大和市役所の二酸化炭素排出量を算定し、市のホームページで公表した。 市のホームページで大和市環境基本計画及び大和市環境配慮指針の普及・啓発を | 引き続き地球温暖化対策実行計画に従って、地球温暖化防止に努める。 大和市環境基本計画及び大和市環境配慮指針の普及・啓発を行う。 |

| | | |
|--|------|--|
| | 行った。 | |
|--|------|--|

■気候変動への適応

○熱中症などによる健康リスクの低減を図ります。

市の役割:その 147・その 148

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|--|
| (その 147) 健康教室やポスター、パンフレット等による熱中症予防の普及啓発を行うとともに、神奈川県に熱中症警戒アラート発表時(海老名地点の暑さ指数 33 以上のみ)に、熱中症に対する注意喚起を実施し、熱中症の予防に取り組めます。 【健康づくり推進課】 | 熱中症予防ポスターを掲示した。 (広報 PR ボード 7 月、市内 165 か所 6 月～9 月) 熱中症予防チラシを配布した。 (1.2 万枚) ホームページや広報(6 月)、塵芥収集車放送(6～9 月)、FM やまと(6 月)を通して、熱中症予防について普及啓発を行った。 民生委員児童委員等に対し、熱中症予防についての周知を行った。(7 月) 熱中症予防に関する健康教育を実施した。 (37 回、延べ 752 名) 最寄りの観測地点の暑さ指数予測 33 以上で熱中症警戒アラートが発表された際に、PS メール配信や庁内放送、防災行政無線を活用し、熱中症に関する注意喚起を実施した。 (2 回) | 熱中症予防ポスターを掲示する。 熱中症予防チラシを配布する。 ホームページや広報、塵芥収集車放送、FM やまとを通して、熱中症予防について普及啓発する。 民生委員児童委員等に対し、熱中症予防について周知する。 熱中症予防に関する健康教育を実施する。 神奈川県に熱中症警戒アラートが発表された際に、PS メール配信や庁内放送、防災行政無線を活用し、熱中症に関する注意喚起を実施する。 市民が暑さを避け、一時的に休息できる場所として「ひと涼みスポット」を提供する。 |
| (その 148) 感染症予防に向け、市民への適切な情報提供や知識の普及に努めます。 【医療健診課】 | 蚊媒介感染症等について、市ホームページに掲載した。 感染症の流行状況に合わせ、情報提供を実施した。 感染症の発生に備え、備蓄物品の見直しおよび入れ替えを実施した。 | 感染症について、市ホームページ等を活用し、市民への情報提供等を実施する。 感染症の発生に備え、備蓄物品の更新等を実施する。 |

○自然災害に対応した備えを充実します。(「安全」を参照してください。)

○ヒートアイランド現象を緩和します。(「都市空間」を参照してください。)

(2) オゾン層の保護・酸性雨対策の継続的な推進

■特定フロン等の排出量の削減

○オゾン層破壊物質の使用をひかえ、排出を抑制し、適切な処理をします。

市の役割:その 149

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|-------------|---|
| (その149) 冷蔵庫、自動車などの購入時におけるノンフロン製品の選択、購入に努めます。 【契約検査課】 | 仕様書の確認を行った。 | 仕様書の確認を行い、ノンフロン製品以外を選択しようとしている場合、ノンフロン製品を選択するように推奨する。 |

■窒素酸化物の排出抑制対策

○省エネルギーを進めます。

(「地球温暖化の防止・適応に向けた取組みの推進」を参照してください。)

○再生可能エネルギーの活用に進めます。

(「地球温暖化の防止・適応に向けた取組みの推進」を参照してください。)

○自動車交通対策を進めます。(「空気」を参照してください。)

○工場・事業場対策を進めます。(「空気」を参照してください。)

(3) 市民・事業者との連携・協力

■行動促進に向けた意識啓発

○地球環境保全に関する取組みを促す意識啓発を進めます。

市の役割:その 150

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|--------------------------------------|
| (その150) 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づく各主体による取組みを促します。 【環境総務課】 | 改定した地球温暖化対策実行計画を市のホームページで公表し、各主体による取組みを促した。 4月に「大和市気候非常事態宣言」を行い、地球温暖化防止に向けて意識啓発を行った。 | 地球温暖化対策実行計画をホームページで公表し、各主体による取組みを促す。 |

13. 「水循環」

目 標 : 水との親しみのあるまち

数値目標 : 雨水貯留槽購入費補助申請累計件数 650 件

| 項 目 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 目 標 値 |
|-------------------------|----------|-------|---------|---------|---------|-------|
| 雨水貯留槽購入費補助 申請累計件数[件] | 447 | 454 | 462 | 470 | 477 | 650 |

【本年度の評価】

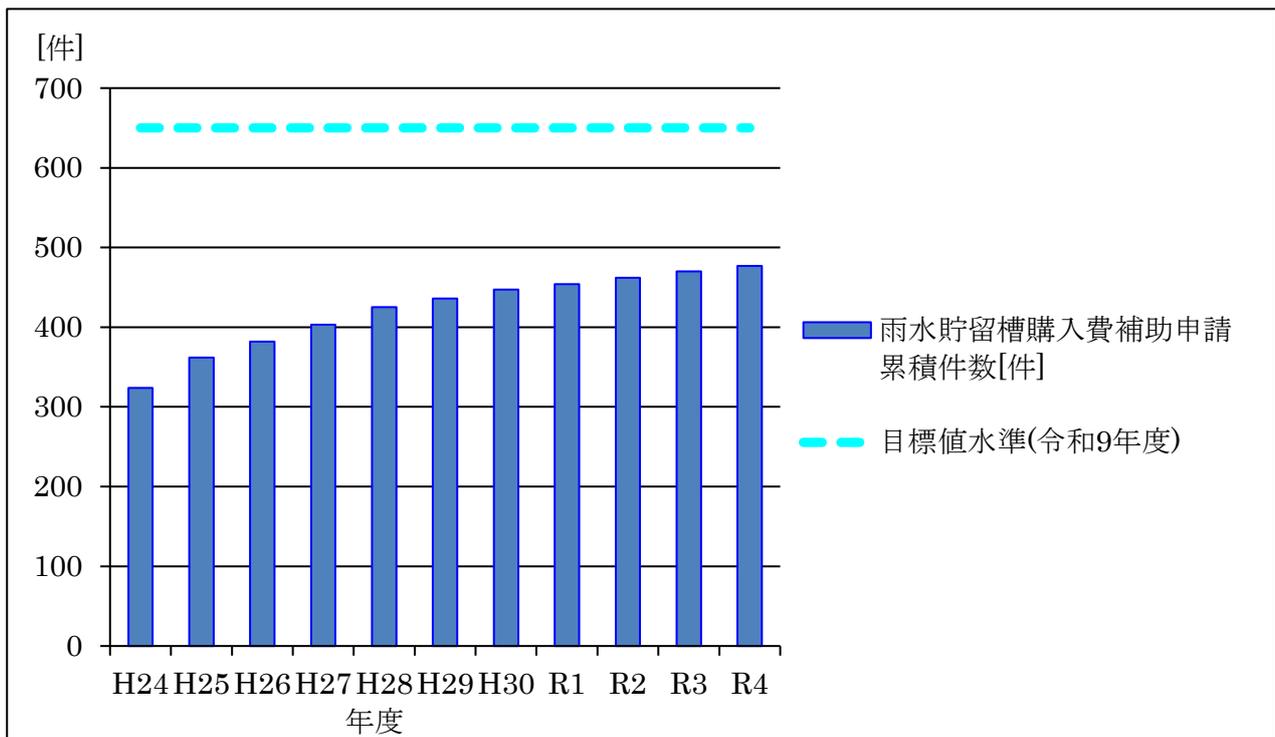
年当たりの申請件数が目標を達成していない

【評価の理由】

令和 9 年度累計目標達成には年間 30 件程度の申請が
必要となるため

【目標の確認のための取組】

雨水貯留槽購入費用補助申請件数(累計)



(1) 健全な水循環の確保

■雨水の活用

○雨水の利用を進めます。

市の役割:その 151～その 153

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|--|
| (その151) 雨水調整槽の整備を進めます。 【下水道・河川施設課】 | 平成29年度で終了。 | |
| (その152) 宅地内の雨水活用を促します。 【下水道・河川施設課】 | 雨水貯留槽購入費補助金交付制度により、補助金を交付した。 【補助件数:7件】 | 雨水貯留槽購入費補助金交付制度により、補助金を交付する。 【150,000円】 |
| (その153) 合流式下水道の改善とあわせ、雨水活用を進めます。 【下水道・河川施設課】 | 平成25年度で終了。 | |

■水の使用量抑制

○水の使用量を減らせるように工夫します。

個別指標:[水道使用量(有収水量)]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|----------|----------|----------|----------|----------|
| 指標 81【下水道経営課】 水道使用量(有収水量)[千m ³] | 22,972.9 | 22,890.2 | 23,748.0 | 23,639.2 | 23,363.9 |

市の役割:その 154

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--------------------------------|--|--|
| (その154) 節水を促します。 【環境総務課】 | 「かんきょうノート」の取組項目の一つとして掲載し、その普及を図った。 「かんきょうノート」回収率:中学校 73.3% (4,104枚/5,600枚) また、環境配慮指針に掲載し、節水を促している。 | 引き続き、「かんきょうノート」の取組項目の一つとして掲載し、その普及を図る。 |

■水の再利用

○水を繰り返し使います。

(2) 河川の水辺環境の保全

■親水性の確保

○水辺空間の保全と創造に努めます。(「都市空間」を参照してください。)

■治水に対する取組み

○河川の治水対策を実施します。(「安全」を参照してください。)

(3) 地下水・土壌の保全

■雨水の地下浸透

○住宅地や道路での雨水の浸透を進めます。

個別指標:[宅地内雨水浸透柵設置数][透水性舗装整備済延長]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 82【建築指導課】 宅地内雨水浸透柵設置数[個] | 991 | 1,080 | 949 | 1,033 | 1,011 |
| 指標 83【道路安全対策課】 透水性舗装整備済延長[m] | 0 | 246 | 247 | 218 | 136 |

市の役割:その 155～その 157

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|--|
| (その 155) 雨水浸透柵設置の指導を行います。 【建築指導課】 | 建築確認や位置指定道路の審査の際、雨水浸透柵の記載を確認し、雨水の地下浸透の推進は図られた。 | 建築物の敷地の雨水処理は、市の総合治水水対策上の考えから、地下浸透を推進していく。 【0円】 |
| (その 155) 雨水浸透柵設置の指導を行います。 【下水道経営課】 | 開発協議において、設置指導を行った。 (57件) 完了件数に対して、設置率 100% | 引き続き指導を行う。 |
| (その 156) 公共施設での雨水浸透設備の設置に努めます。 【公共建築課】 | 北大和小、資源選別所に雨水浸透設備を設置した。 【6,017,000円】 | 新築や大規模改修等実施時に雨水浸透設備を設置する。 【0円】 |
| (その 156) 公共施設での雨水浸透設備の設置に努めます。 【下水道経営課】 | 開発協議において、設置指導を行った。 完了件数に対して、設置率 100% | 引き続き指導を行う。 |
| (その 157) 雨水の浸透に配慮した道路整備を進めます。 【道路安全対策課】 | 生活道路整備工事で 136m の透水性舗装を実施しました。 箇所:深見地内(生活道路) 【19,776,900円】 | 生活道路整備工事で透水性舗装を実施する。 箇所:深見地内(生活道路) 【38,200,000円】 |

■地下水のくみ上げ抑制

○地下水の実態を把握し、合理的に使用します。

■汚染の防止

○有害物質による汚染を未然に防止します。

市の役割:その 158～その 159

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|--|
| (その158) 地下水汚染の防止について指導します。 【生活環境保全課】 | 立入した11事業所について指導した。 | 神奈川県生活環境の保全等に関する条例、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法に基づき、地下水汚染の未然防止等について指導する。 |
| (その159) 土壌の汚染防止に努めます。 【生活環境保全課】 | 有害物質使用事業所11件について立入し指導・啓発を行った。 また、ホームページを通じて事業者や市民に対し、情報提供した。 | 有害物質による土壌汚染を防止するため、工場・事業所への立入時に指導・啓発を実施する。 また、ホームページにより、事業者、市民に対し有害化学物質に関する情報を提供する。 |

○地下水・土壌の汚染状況を把握します。

個別指標:[市内メッシュ調査での地下水環境基準項目達成率]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標84【生活環境保全課】 市内メッシュ調査での地下水環境基準項目達成率[%] | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

市の役割:その 160

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|--|
| (その160) 地下水の水質測定を継続します。 【生活環境保全課】 | 継続監視調査(市内11地点で実施し、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点、六価クロムが1地点)で環境基準を超過していた。 【874,500円】 | 市独自及び水質汚濁防止法の測定計画に基づく地下水調査を実施する。 【1,255,518円】 |

14. 「資源」

目 標：物質循環のなされているまち

数値目標：資源化率 32.2%以上

(資源化率)ごみ・資源を含めた総排出量に占める、資源回収からの資源化量・焼却灰からの資源化量・燃やせないごみからの資源化量を含めた、総資源化量の割合

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目 標 値 |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 資源化率[%] | 27.7 | 28.2 | 29.6 | 29.2 | 29.0 | 32.2 |

【本年度の評価】

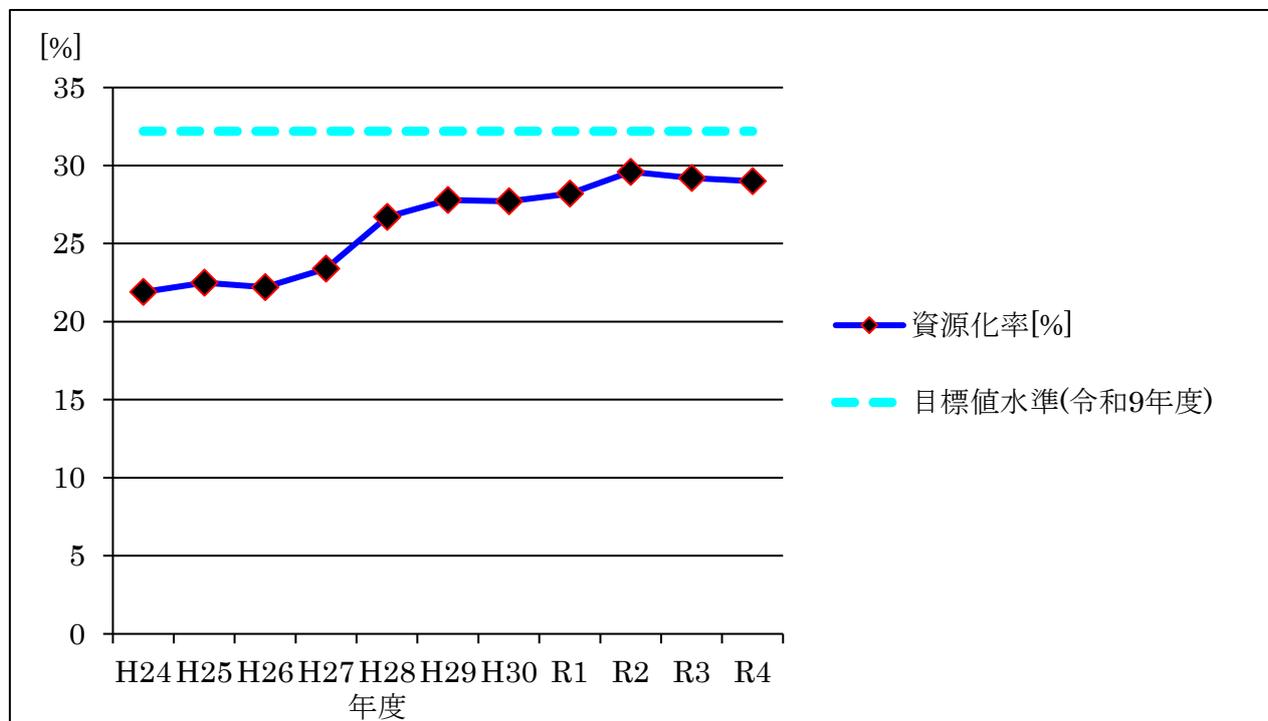
目標は未達成で、昨年度と同等だった

【評価の理由】

資源については、紙製容器包装・缶・ペットボトル・容器包装プラ等の各種容器包装の軽量化等によって資源化量が減少しているが、ごみについては生ごみなど排出量がかわらないものが多いため、相対的に資源化量が減少し、資源化率も減少したため

【目標の確認のための取組】

ごみの排出量及び資源化量の集計



14. 「資源」

目 標：物質循環のなされているまち

数値目標：市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量 438g 未満

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目 標 値 |
|-----------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市民一人一日あたり ごみ排出量[g] | 420 | 424 | 438 | 421 | 413 | 438 |

【本年度の評価】

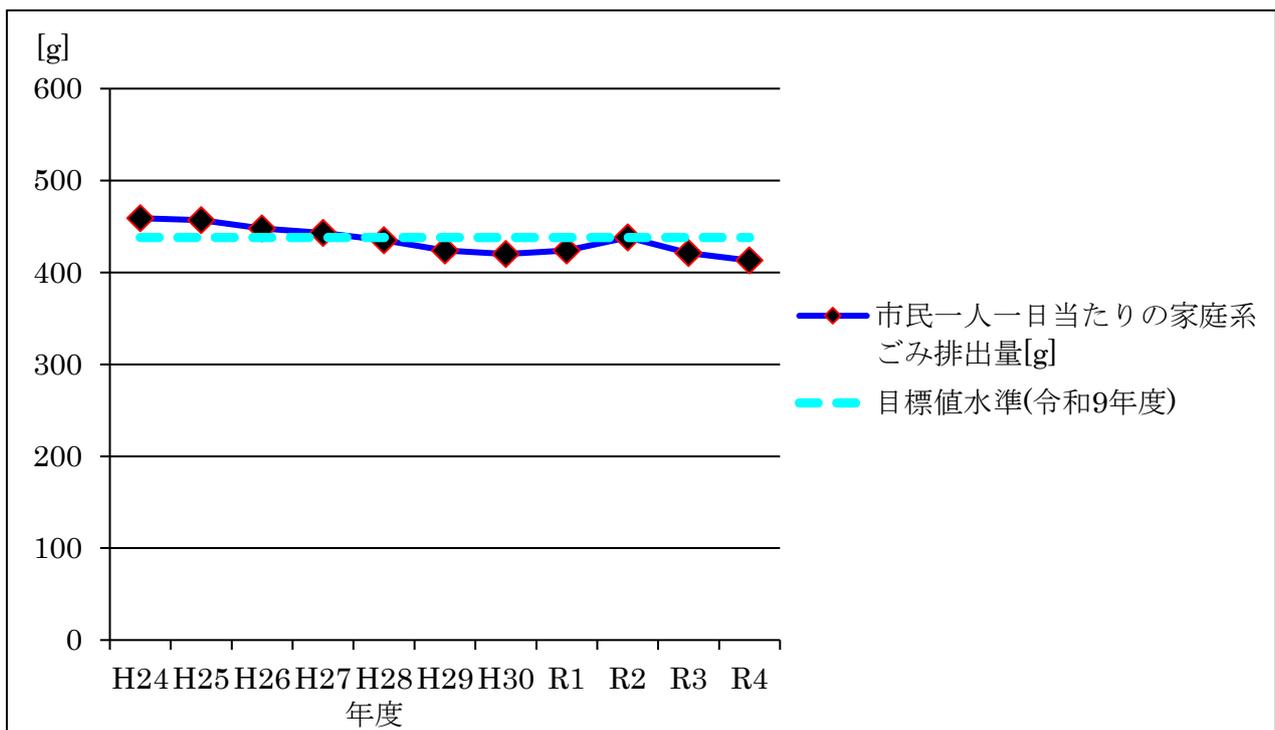
目標を達成した

【評価の理由】

パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用し、ごみの減
量化・資源化を啓発した結果、市民のご協力を頂けて、
ごみの排出量が減少したことが考えられる

【目標の確認のための取組】

ごみの排出量及び資源化量の集計



(1) ごみの適正処理

■適正な収集・運搬の推進

○適正な収集・運搬に努めます。

市の役割:その 161・162

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|---|
| (その161) 適正なごみの出し方などをPRします。 【廃棄物対策課】 | ごみは前年度比約0.8%減。 資源化率は前年度比約0.1%増。 | パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用し、ごみの減量化・資源化を啓発する。 【702,946,000円】 |
| (その162) 集合住宅等のごみ置場の適正配置に努めます。 【廃棄物対策課】 | 適正なごみの排出ができるように、集合住宅等のごみの排出場所の規模・配置等を指導できた。 | 集合住宅のごみの排出について、指導を行う。 【0円】 |

○効率的な収集・運搬に努めます。

個別指標:[家庭系ごみ収集量(可燃ごみ)]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 指標85【廃棄物対策課】 家庭系ごみ収集量(可燃ごみ)[t] | 32,444.78 | 33,005.76 | 33,967.16 | 33,187.74 | 32,787.51 |

市の役割:その 163・164

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---------------------------|--|
| (その163) ごみ量や地域区分を考慮して収集車両を配備します。 【廃棄物対策課】 | 令和3年度と同様の配備で業務を行った。 | 粗大ゴミ収集用車両1台を更新予定である。 |
| (その164) 有害物の別途収集に努めます。 【廃棄物対策課】 | 有害物を燃やせないごみの収集時に別途収集を行った。 | 燃やせないごみの収集時に別途収集するとともに、有害物の分別について啓発を行う。 【96,240,000円】 |

■適正な処理・処分の推進

○一般廃棄物を適正に処理します。

個別指標:[環境管理センターごみ処理施設の排ガス中有害物質濃度]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標86【施設課】 ばいじん[g/Nm ³] | 0.0002 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 指標86【施設課】 硫黄酸化物[ppm] | 4.7 | 6.4 | 8.4 | 6.4 | 8.6 |
| 指標86【施設課】 窒素酸化物[ppm] | 29 | 21 | 30 | 25 | 29 |
| 指標86【施設課】 塩化水素[ppm] | 13 | 13 | 25 | 19 | 17 |

市の役割:その 165～167

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|--|
| (その165) 衛生的かつ効率的な処理を実施し、減量化を進めます。 【廃棄物対策課】 | ごみは前年度比約0.8%減。 資源化率は前年度比約0.1%増。 | パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用し、ごみの減量化・資源化を啓発する。 【702,946,000円】 |
| (その166) ごみ処理に伴う公害防止対策を進めます。 【施設課】 | 薬品使用量の削減・排ガス中の有害物質濃度を管理値以下に管理した。 【84人日/26,023,500円】 自主管理基準値付近で有害物質濃度管理を行った。 | 自主管理基準値付近で有害物質濃度管理を行う。 【28,027,000円】 |
| (その167) 適正処理困難物の指定に努めます。 【廃棄物対策課】 | 適正処理困難物について、パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用し、ごみの減量化・資源化を啓発した。新規の適正処理困難物の指定はなかった。 | 適正処理困難物について、パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用し、ごみの減量化・資源化を啓発する。 適正処理困難物の指定について、情報収集を行う。 【702,946,000円】 |

○一般廃棄物を適正に処理します。

個別指標:[焼却灰・破碎残さの発生量]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 87【施設課】 焼却灰の発生量[t] | 6,751 | 6,531 | 6,734 | 6,567 | 6,494 |
| 指標 88【施設課】 破碎残さの発生量[t] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

市の役割:その 168～171

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|--|--|
| (その168) 最終処分場の確保を進めます。 【廃棄物対策課】 | 新たな資源化施策の動向について情報収集を実施したが、最終処分場の用地確保に向けた検討、調整には至っていない。 | 廃棄物行政やごみの処理技術の情報を収集する。 【0円】 |
| (その169) 焼却灰の有効利用について検討します。 【施設課】 | 焼却灰有効利用に関する調査研究をした。 【3人日/84,352円】 メーカーの技術開発状況等のヒアリングを実施した。 | 他都市・メーカーの技術開発状況を確認する。 【3人日/30,000円】 |
| (その170) 最終処分場の適正な管理を行い、埋立完了後の対応を検討します。 【施設課】 | 最終処分場廃止に至るまでの維持管理計画に基づく水質等の調査を実施した。 【33人日/8,274,103円】 | 維持管理計画に基づく水質等の調査分析を実施する。 【10,325,000円】 |
| (その171) 広域処分について検討します。 【廃棄物対策課】 | 大和高座ブロックや県央都市清掃行政連絡協議会などに参加し、広域処理について検討した。 | 大和高座ブロックや県央都市清掃行政連絡協議会などに参加し、広域処理について検討する。 【182,000円】 |

○事業活動に伴って発生する廃棄物の適正な管理と処理・処分を行います。

個別指標：[事業系ごみの搬入量][許可業者による事業系ごみの収集対象事業所数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指標 89【施設課】 事業系ごみの搬入量[t] | 17,621 | 17,976 | 16,130 | 16,426 | 16,263 |
| 指標 90【施設課】 許可業者による事業系ごみの 収集対象事業所数[事業所] | 2,014 | 2,037 | 2,109 | 2,115 | 2,242 |

市の役割：その 172

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|--|
| (その172) 事業活動に伴って発生する 廃棄物が適正に処理・処分 されるよう指導等を行います。 【廃棄物対策課】 | 事業系ごみの適正処理についてパトロールを行い、必要に応じて適正処理・処分方法の案内や指導を行った。 | 事業系ごみの適正処理についてパトロールを行い、必要に応じて適正処理・処分方法の案内や指導を行う。 【8,268,000円】 |

(2) 資源循環の促進

■資源循環型の消費活動の促進

○無駄な消費を抑制することにより、資源の保護に努めます。

市の役割：その 173

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|-------------------------------|---|
| (その173) ごみの減量化・資源化に 関する意識の啓発に努め ます。 【廃棄物対策課】 | 広報やまと、FM やまと等による市民への啓発活動を行った。 | 一般廃棄物処理基本計画のリサイクル率の目標達成と、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の更なる削減のため、引き続き市民に対しての啓発活動と情報提供を行う。 【330,000円】 |

○再生資源を活用した製品の製造・販売・利用に努めます。

市の役割：その 173(再掲)

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|-------------------------------|---|
| (その173・再掲) ごみの減量化・資源化に 関する意識の啓発に努め ます。 【廃棄物対策課】 | 広報やまと、FM やまと等による市民への啓発活動を行った。 | 一般廃棄物処理基本計画のリサイクル率の目標達成と、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の更なる削減のため、引き続き市民に対しての啓発活動と情報提供を行う。 【330,000円】 |

○グリーン購入の推進に努めます。

市の役割：その 174

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|----------------------|------------------------|
| (その174) グリーン購入の積極的な 調達・使用に努めます。 【契約検査課】 | 大和市グリーン購入推進指針に則り進めた。 | 大和市グリーン購入推進指針に則り進めていく。 |

(3) 廃棄物の減量化・資源化のさらなる推進

■ 廃棄物の減量化

○ 経済的手法の導入を進めます。

市の役割: その 175

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|-------------|
| (その175) ごみ処理費用の適正負担導入効果を検証します。 【廃棄物対策課】 | 有料指定ごみ袋制度と、戸別収集方式を導入し、ごみ排出量に応じた処理費用の適正負担の仕組みは、市民・事業者の協力により定着している。 | なし。 |

○ 有機物のリサイクルを進めます。

個別指標: [生ごみ処理容器累積設置基数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指標 91【廃棄物対策課】 生ごみ処理容器累積設置基数[基] | 10,212 | 10,316 | 10,439 | 10,548 | 10,621 |

市の役割: その 176～その 178

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|---|
| (その176) 公共施設からの生ごみの資源化事業を進めます。 【廃棄物対策課】 | 学校給食単独調理校(8校)から排出された調理くずや食べ残しなどの生ごみを資源化した。 また、生ごみ処理機の適切な維持管理を行うとともに、林間小については生ごみの堆肥化を業者に委託している。 | 学校給食単独調理校(8校)から排出される生ごみを堆肥化する。 林間小を除く7校に設置した業務用生ごみ処理機を適切に維持管理するほか、林間小については業者委託により生ごみの堆肥化を行う。 【2,811,000円】 |
| (その177) 緑のリサイクルに努めます。 【みどり公園課】 | 大規模緑地で伐採した樹木の一部を、工作物や薪、ウッドチップなどとしてリサイクルした。 【0円】 | 大規模緑地で伐採した樹木の一部を、工作物や薪、ウッドチップなどとしてリサイクルする。 【0円】 市民向けの環境学習教室を開催し、間伐材を利用したペン立てを作る。 【環境学習教室:105,000円】 |
| (その177) 緑のリサイクルに努めます。 【廃棄物対策課】 | ガーデンシュレッダーの購入補助は令和3年度で終了した。 | なし。 |
| (その178) 一般住宅・集合住宅での生ごみ処理容器(コンポスト等)の普及に努めます。 【廃棄物対策課】 | ホームページを利用して補助制度の周知を行った。 | ホームページを利用して補助制度の周知を図り、購入を促進する。 【1,868,000円】 |

■使用済み製品の再使用

○拡大生産者責任制度の構築に向けた取組みを検討します。

市の役割:その 179

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|---|
| (その179) 拡大生産者責任制度の構築に向けた取組みを検討します。 【廃棄物対策課】 | 拡大生産者責任による廃棄物回収が行われる仕組みが構築されるよう関係機関に要望した。 | 機会を捉えて、制度の構築に向けた取組みが行われるよう要望していく。 【0円】 |

○リターナブル容器を積極的に導入・使用します。

個別指標:[分別回収における空きびん回収量]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指標 92【廃棄物対策課】 分別回収における空きビン回収量[t] | 58,385 | 51,215 | 49,860 | 43,160 | 36,505 |

○製品の修理・不用品の交換システムの構築に努めます。

■ごみの資源化

○資源分別回収をさらに進めます。

個別指標:[リサイクルステーション数][資源分別回収量][使用済み小型家電回収実績]
[ごみアプリダウンロード数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指標 93【廃棄物対策課】 リサイクルステーション数[箇所] | 1,347 | 1,362 | 1,377 | 1,392 | 1,389 |
| 指標 94【廃棄物対策課】 資源分別回収量[t] | 13,134 | 13,301 | 13,911 | 13,521 | 13,159 |
| 指標 95【廃棄物対策課】 使用済み小型家電回収実績[t] | 4.01 | 7.50 | 10.51 | 9.56 | 9.44 |
| 指標 96【廃棄物対策課】 ごみアプリダウンロード数 | 8,151 | 8,546 | 10,671 | 10,131 | 10,505 |

市の役割:その 180～その 182

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|--|
| (その180) 資源回収についての広報を継続し、資源に対する意識を啓発します。 【廃棄物対策課】 | 「家庭の資源とごみの分け方・出し方」パンフレット・カレンダーを全戸配布した。 | 転入世帯向けに「家庭の資源とごみの分け方・出し方」パンフレット・カレンダーを配布する。 【0円】 |
| (その181) ごみアプリを活用し、資源回収等の情報を広く提供します。 【廃棄物対策課】 | 多くの市民の皆様にご活用いただいている。 【累計ダウンロード数 83,434回】 | ごみカレンダーアプリを活用し、資源回収等の情報を広く提供する。 【アプリ保守点検委託予算額 253,000円】 |
| (その182) リサイクルステーションを増やすなど、資源分別回収システムの改善・拡充と安定化を図ります。 【廃棄物対策課】 | リサイクルステーションの増設を自治会や開発事業者に働きかけた。 | リサイクルステーションの増設を、自治会や開発事業者に働きかける。 【報奨金予算額 77,870,000円】 |

○中間処理段階での資源化を一層進めます。

個別指標:[中間処理資源化量]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 97【廃棄物対策課】 中間処理資源化量[t] | 983 | 1,021 | 1,160 | 1,026 | 951 |

市の役割:その 183

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---------------------------------------|-------------------------------|---|
| (その183) 資源化施設の整備を進めます。 【廃棄物対策課】 | 資源化施設が円滑に稼働するよう、補修計画に沿って補修した。 | 資源化施設が円滑に稼働するよう、補修計画に沿って補修する。 【資源選別所等維持補修予算額 7,552,000円】 |

■事業活動に伴う廃棄物の減量と資源化

○事業活動に伴って発生する廃棄物を減らします。

個別指標:[事業系ごみの搬入量(再掲)][下水汚泥の資源化量]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 指標 89 再掲 事業系ごみの搬入量[t] | 17,621 | 17,976 | 16,130 | 16,426 | 16,263 |
| 指標 98【水質管理センター】 下水汚泥の資源化量[t] | 20,126 | 21,251 | 20,671 | 21,041 | 20,865 |

市の役割:その 184・その 185

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|--|
| (その184) 事業活動に伴って発生する廃棄物の減量化・資源化を進めるため、排出実態の把握・指導・意識啓発などの施策を進めます。 【廃棄物対策課】 | 事業系ごみの適正処理についてパトロールを行い、必要に応じて適正処理・処分方法の案内や指導を行った。 | 事業系ごみの適正処理についてパトロールを行い、必要に応じて適正処理・処分方法の案内や指導を行う。 【8,268,000円】 |
| (その185) 下水道事業に伴って発生する汚泥等の減量化・資源化を進めます。 【水質管理センター】 | 下水汚泥をセメント原料等として資源化した。 【251,498,566円】 | 下水汚泥をセメント原料等として資源化する。 【272,871,642円】 |

15. 「エネルギー」

目 標： エネルギーを有効に利用するまち

数値目標： 住宅用太陽光発電システム補助累積件数 2,500 件

再生可能エネルギーの普及拡大を目的とし、平成 21 年度から開始した住宅用太陽光発電システム補助の累積件数

| 項 目 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 目標値 |
|-----------------------|----------|-------|---------|---------|---------|-------|
| 住宅用太陽光発電システム補助累積件数[件] | 1,611 | 1,723 | 1,789 | 1,862 | 1,952 | 2,500 |

【本年度の評価】

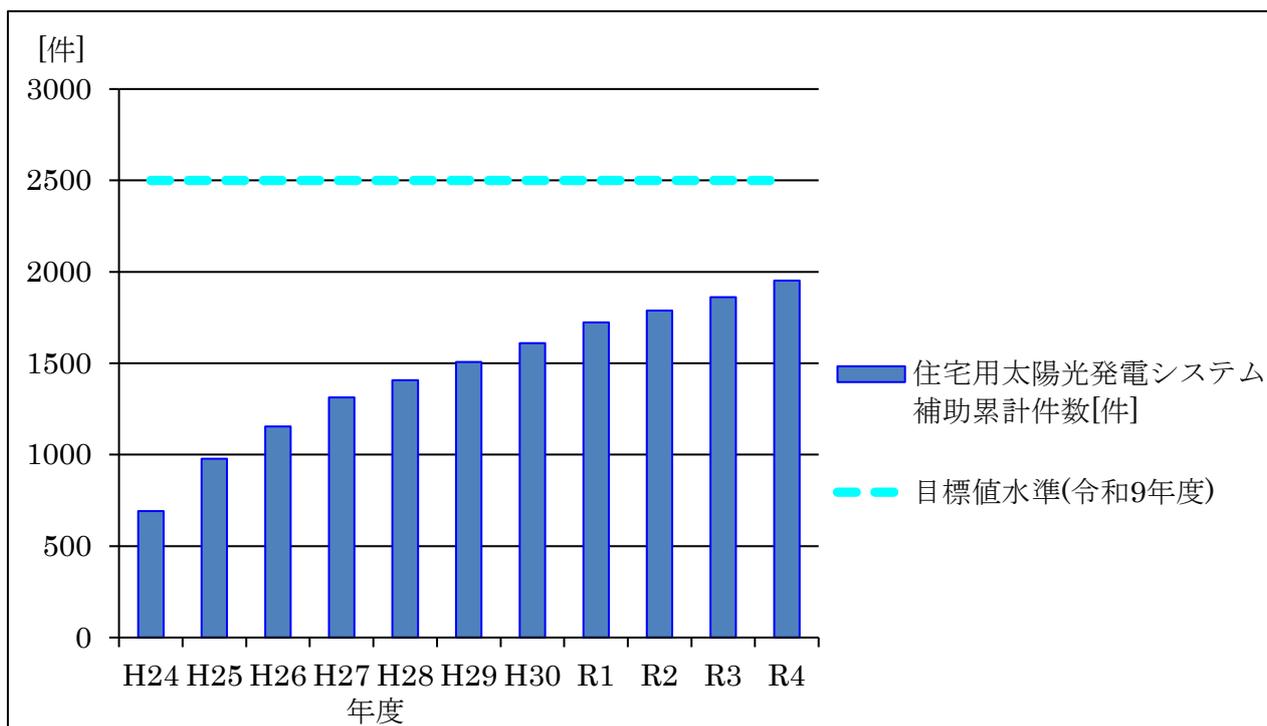
年当たりの補助件数が目標を達成していない

【評価の理由】

令和 9 年度累計目標達成には年間 100 件程度の補助が必要となるため

【目標の確認のための取組】

住宅用太陽光発電システム補助件数(累計)



(1) さらなる省エネルギーの推進

■産業での省エネルギーの推進

○電気使用量を節約します。

個別指標:[電気使用量]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------------------|---------|---------|---------|-------|-------|
| 指標 99【環境総務課】 電気使用量[千 MWh] | 1,048.0 | 1,021.6 | 1,063.7 | 968.7 | - |

※産業、家庭、運輸等の各分野の広域統計値から大和市分を案分して推計しています。推計は統計資料などを用いて作業する必要があることから、把握できる使用量の情報は2年遅れとなります。

○燃料使用量を節約します。

個別指標:[都市ガス使用量]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|----------|----------|----------|----------|-------|
| 指標 100【環境総務課】 都市ガス使用量[千 m ³] | 50,406.8 | 51,090.3 | 52,348.1 | 52,311.3 | - |

※経済産業省資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」より神奈川県内の各部門消費量を従業者数、出荷額または世帯数で大和市分を按分して算出したものを掲載しています。そのため、把握できる使用量の情報は2年遅れとなります。

○省エネルギー型製品・技術(燃料電池・コージェネレーションなど)を活用します。

○建物の省エネルギー化を進めます。

市の役割:その186・その187

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|---|
| (その186) 公共施設の省エネルギー診断等を進め、ZEBやBEMSの導入を検討します。 【公共建築課】 | 該当なし。 【0人日/0円】 | 事案発生時には積極的に省エネルギー化を図る。 【0円】 |
| (その187) 業務用ビルにおける省エネルギーへの配慮を促します。 【建築指導課】 | 非住宅の300m ² 以上は省エネ法適合判定で審査される。 住宅との複合建築物の省エネ法の届出において指導を行い、省エネ法の基準値より判断した場合、著しく不十分となる物件は無かった。 | 非住宅の300m ² 以上は省エネ法適合判定で審査される。 住宅との複合建築物の省エネ法の届出が出てきた場合において、著しく不十分に該当する建築物をなくし、よりよい計画となるよう指導を行う。 【0円】 |

■民生での省エネルギーの推進

○電気使用量を節約します。

○燃料使用量を節約します。

○省エネルギー型製品・技術(燃料電池・コージェネレーションなど)を活用します。

個別指標:[家庭用燃料電池システム設置件数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 101【環境総務課】 家庭用燃料電池システム 設置件数[件] | 125 | 129 | 92 | 74 | 131 |

※都市ガス事業者調べ

市の役割:その 188

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|--|
| (その 188) 市民の省エネルギー行動 を支援します。 【環境総務課】 | 家庭用燃料電池システムの補助制度や 環境配慮指針により、省エネルギーの普及 を促進した。 【家庭用燃料電池システム設置補助件数 49件】 | 家庭用燃料電池システムの補助制度や 環境配慮指針により、省エネルギーの 普及を促進する。 |

○建物の省エネルギー化を進めます。

市の役割:その 189・その 190

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|--|
| (その 189) 省エネルギーに配慮した 市営住宅を建設します。 【公共建築課】 | 該当なし。 【0人日/0円】 | 事案発生時には積極的に省エネルギー化 を図る。 【0円】 |
| (その 190) 新築住宅における省エネ ルギーへの配慮を促します。 【建築指導課】 | 省エネ法の届出において指導を行い、 省エネ法の基準値より判断した場合、 著しく不十分となる物件は無かった。 | 省エネ法の届出において著しく不十分に 該当する住宅を無くし、よりよい計画となる よう指導を行う。 【0円】 |

■省エネ意識の普及啓発

○省エネルギーに関する意識啓発を行います。

市の役割:その 191・その 192

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|--|
| (その 191) 省エネルギーに関する情報 提供を進めます。 【環境総務課】 | 広報やまと、ホームページ等において、省 エネルギーに関する情報の提供を行った。 | 広報やまと、ホームページ等において、 省エネルギーに関する情報の提供を行う。 |
| (その 192) 省エネルギーに関する意識 の啓発に努め、市民のライ フスタイルの転換を促しま す。 【環境総務課】 | 家庭用燃料電池システムの補助制度に より、省エネルギーの普及を促進した。 【家庭用燃料電池システム設置補助件数 49件】 ホームページで大和市環境配慮指針を 公表し、市民の意識啓発を行っている。 | 家庭用燃料電池システムの補助制度や 環境配慮指針により、省エネルギーの普及 を促進する。 |

■交通・運輸での省エネルギーの推進

○自動車交通量を低減します。(「空気」を参照してください。)

○自動車の利用方法を改善します。(「空気」を参照してください。)

(2) 再生可能エネルギーの普及促進

■再生可能エネルギーの活用

○再生可能エネルギーの活用に努めます。

個別指標:[公共施設への再生可能エネルギーの導入設備の累積容量]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 102【環境総務課】 公共施設への再生可能エネルギーの導入設備の累積容量[kW] | 203 | 233 | 233 | 263 | 309 |

市の役割:その 193・その 194

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|------------------------------------|
| (その 193) 再生可能エネルギーの活用などに向けた普及・啓発を図ります。 【環境総務課】 | 太陽光発電等の補助制度により、再生可能エネルギーの普及を促進した。 【太陽光設置補助(90件)、 リチウムイオン蓄電池設置補助(52件)】 | 太陽光発電等の補助制度により、再生可能エネルギーの普及を促進する。 |
| (その 194) 公共施設において再生可能エネルギーの導入に努めます。 【公共建築課】 | やまと公園に太陽光発電装置を設置した。 【77,473,000円】 | 新築や大規模改修等実施時の太陽光発電装置設置を図る。 【0円】 |

■廃棄物・廃熱の有効利用

○廃棄物・廃熱を有効利用します。

個別指標:[ごみ 1t 当たりの発電量]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 103【施設課】 ごみ 1t 当たりの発電量[kW] | 306 | 290 | 301 | 302 | 299 |

市の役割:その 195

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|---|
| (その 195) ごみ処理施設や下水道等でのエネルギーの有効利用を図ります。 【施設課】 | 焼却炉の稼働計画を作成し、効率的な発電を実施した。 当初計画通りの発電が行えた。 【43,552,888円】 | 焼却炉の稼働計画を作成し、効率的な発電を実施する。 【34,676,848円】 |
| (その 195) ごみ処理施設や下水道等でのエネルギーの有効利用を図ります。 【水質管理センター】 | 焼却炉の適正かつ効率的な運転を行い、エネルギーの有効利用を図った。 【141,617,185円】 | 焼却炉の適正かつ効率的な運転に努め、省エネを図る。 【153,081,000円】 |

16. 「環境保全活動」

目 標 : 環境にやさしい市民のまち

数値目標 : 市内全校のやまと みどりの学校プログラムへの参加

環境教育の定着を目的として市内小中学校(全 28 校)が「やまと みどりの学校プログラム」への参加を達成したかどうか

| 項 目 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 目標値 |
|-----------------------------|----------|-------|---------|---------|---------|-----|
| やまと みどりの学校 プログラムへの参加校[校] | 28 | 28 | 22 | 21 | 21 | 28 |

【本年度の評価】

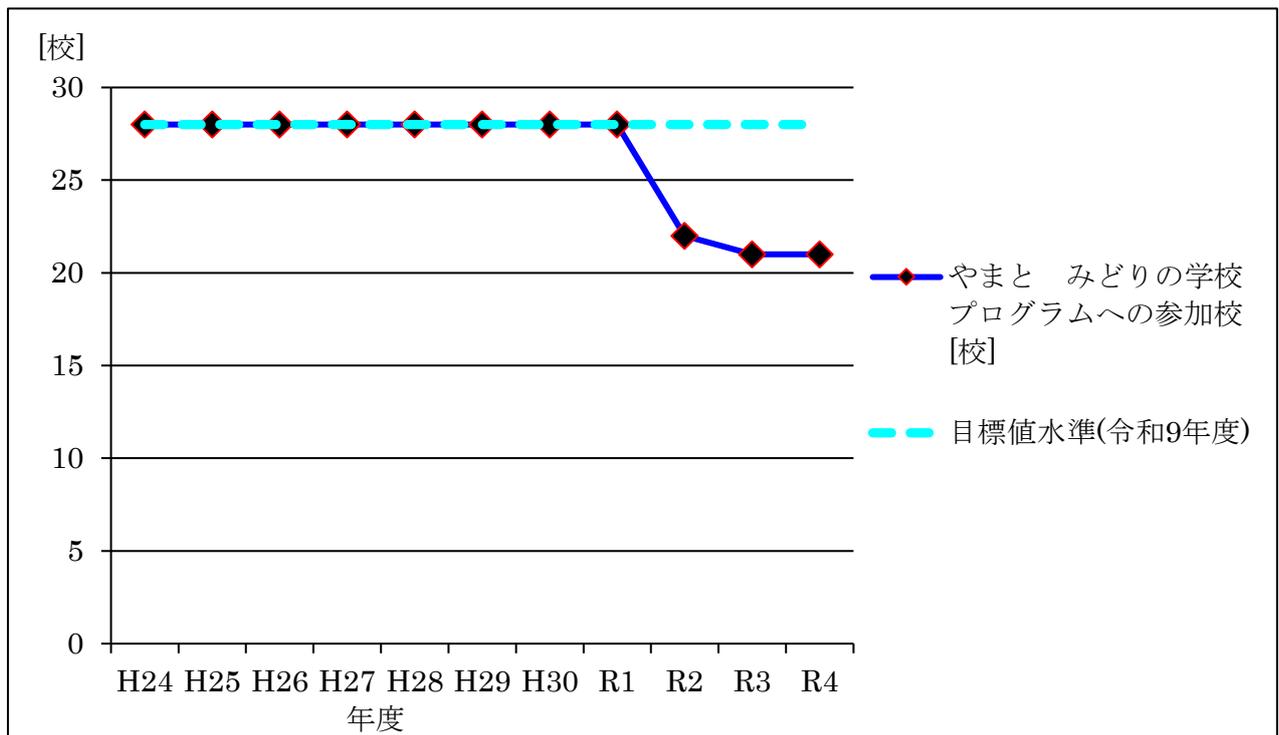
目標は未達成で、昨年度と同等だった

【評価の理由】

令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響によりみどりの学校プログラムへの参加を控えている学校があるため

【目標の確認のための取組】

やまと みどりの学校プログラムへのエントリーの確認



16. 「環境保全活動」

目 標 : 環境にやさしい市民のまち

数値目標 : 「環境に配慮したり、環境保全活動に取り組む人が多い」と感じる

市民割合 50%

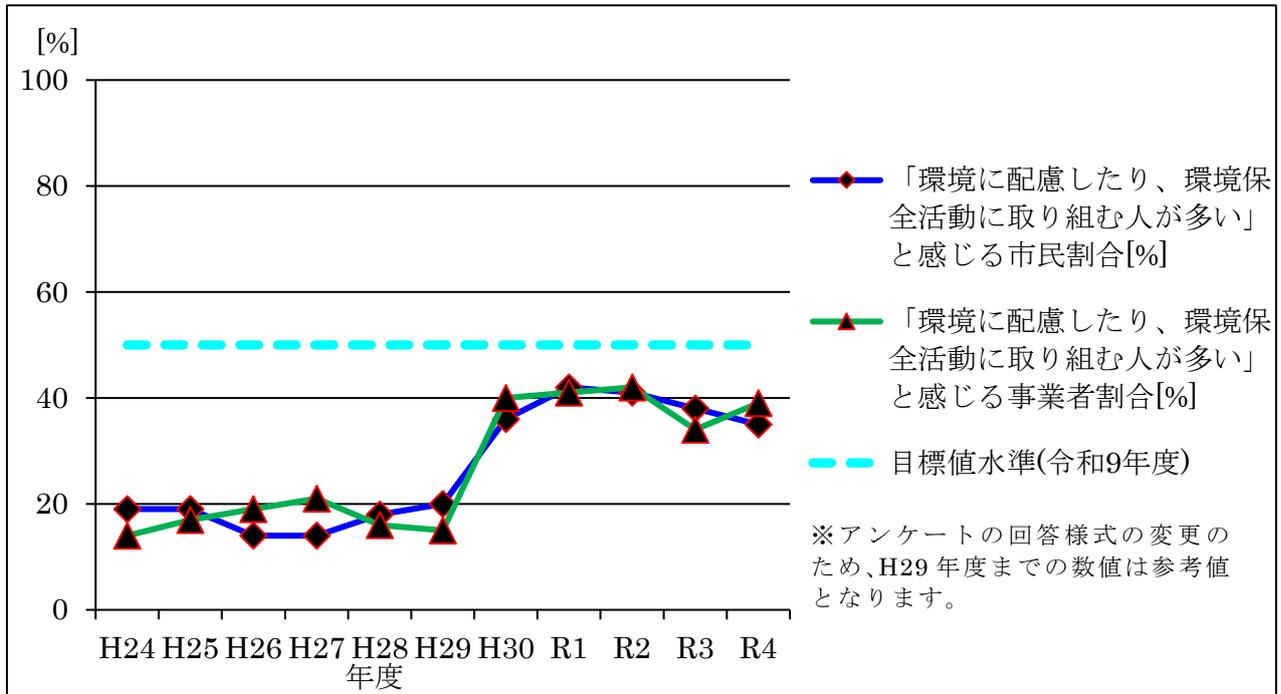
市が行う環境に関するアンケート調査結果

| 項 目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 目 標 値 |
|---|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 「環境に配慮したり、環境保全活動に取り組む人が多い」と感じる市民の割合[%] | 36 | 42 | 41 | 38 | 35 | 50 |
| 「環境に配慮したり、環境保全活動に取り組む人が多い」と感じる事業者の割合[%] | 40 | 41 | 42 | 34 | 39 | 50 |

【本年度の評価】 目標は未達成で、事業者割合は増加したが、市民割合は下がった

【評価の理由】 令和3年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響によって活動を控えた人がいたことが考えられる

【目標の確認のための取組】 市民・事業者アンケートの実施



(1) 持続可能なコミュニティづくりの推進

■環境学習の推進

○市民の環境学習の機会を増やします。

個別指標:[環境講座等参加人数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 104【図書・学び交流課】 環境講座等参加人数[人] | 309 | 154 | 21 | 277 | 113 |

市の役割:その 196・その 197

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|--|
| (その 196) 指定管理者に対して環境に関する講座に係る情報提供等を実施します。 【図書・学び交流課】 | 次年度事業計画作成時等に指定管理者へ情報提供を行った。 | 引き続き、指定管理者に対して、情報提供に努める。 |
| (その 197) 環境に関する学習機会の提供を図ります。 【環境総務課】 | やまと みどりの学校プログラムで出前授業を行った。 【電気自動車体験授業実施 小学校:3校】 また、セミに関する講習会を実施した。 【講習会参加者:34人】 | やまと みどりの学校プログラムで出前授業を行う。 また、セミに関する講習会を実施する。 |

○学校での環境教育を充実します。

個別指標:[やまとみどりの学校プログラム参加人員数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 105【環境総務課】 やまとみどりの学校プログラム参加人員数[人] | 5,887 | 6,839 | 3,222 | 2,127 | 2,672 |

市の役割:その 198～その 201

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|---|
| (その198) 持続可能な開発のための教育の考え方を採り入れて、学校での環境教育を支援します。 【環境総務課】 | 「やまと みどりの学校プログラム」によって、学校での環境教育を支援した。 参加校:中学校5校、小学校16校 計21校 参加生徒数:2,672人 | やまと みどりの学校プログラムで支援します。 |
| (その199) 総合的な学習の時間における実践に努めます。 【教育研究所】 | 依頼のあった相談に対応した。 | 総合的な学習の時間における環境学習について相談に応じ、関係各課の協力を得ながら支援をする。 |
| (その200) 体験的、問題解決的な学習の推進に努めます。 【教育研究所】 | 理科・環境学習について、相談・支援及び備品の貸し出しを行った。 | 環境学習について、相談に応じ関係各課の協力を得ながら支援をする。 |
| (その200) 体験的、問題解決的な学習の推進に努めます。 【指導室】 | 研究授業での協議会で指導助言を行い、概ね達成した。 【0円】 | 研究授業の協議会において指導助言を行う。 【0円】 |
| (その201) やまとみどりの学校プログラムを推進します。 【教育研究所】 | 環境総務課と協力して、「やまと みどりの学校プログラム」へのエントリーを呼びかけ、推進委員会開催、活動支援、活動報告書作成、登録証発行の支援を行うことができた。 | 環境総務課と協力して、「やまと みどりの学校プログラム」への継続的な取組・定着を目指す。 |

○職場での環境教育を行います。

市の役割:その 202

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|------------------------------------|-------------------------------|---|
| (その202) 職員への環境教育を行います。 【人財課】 | 新型コロナウイルスの影響により「環境セミナー」は中止した。 | 3年ぶりに「環境セミナー」を実施する。 定員:30名 講師:県職員2名 |

■活動の推進拠点の整備

○活動の拠点となる場を提供します。

市の役割:その 203・その 204

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|---|-------------------------------------|
| (その203) 環境に関する学習ができる場を提供します。 【図書・学び交流課】 | 指定管理者が学習センターで実施する講座にて、現代的課題として環境問題に関する学習機会の提供を行ったほか、成人期ではロスフラワーを用いたワークショップを行った。 | 指定管理者に対し、環境に係る講座の継続的な開催に向けた情報提供を行う。 |
| (その204) 情報交換の場の確保に努めます。 【図書・学び交流課】 | 環境に係る講座を開催することにより、市民に情報交換の場を提供した。 | 引き続き、情報交換の場づくりに努める。 |

(2) 参加の実現

■参加の実現

○各主体の自主的な取組みを進めます。

市の役割:その 205

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|-------------------------------------|----------------------|
| (その205) 環境配慮指針の普及啓発を行います。 【環境総務課】 | 環境配慮指針をホームページ、情報公開コーナー、図書館等で公開している。 | 引き続き環境配慮指針の普及・啓発を行う。 |

○環境保全団体の活動を促します。

市の役割:その 206

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|--|---|------------------------------|
| (その206) 環境保全団体に関する情報提供を進めます。 【環境総務課】 | ホームページに記載している環境保全団体に関する情報について、最新の情報に更新した。 | ホームページによって環境保全団体に関する情報を提供する。 |

○地域での環境保全活動を広げます。

個別指標:[環境モニタリング参加人数]

| 項目 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指標 106【環境総務課】 環境モニタリング参加人数[人] | 659 | 667 | 731 | 742 | 681 |

市の役割:その 207

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---------------------------------------|---|-----------------------------------|
| (その207) 環境のモニタリングを進めます。 【環境総務課】 | 大和の環境に関するアンケートにより、市民・事業者の意識調査を行った。 【回収率 市民アンケート:34.1% 事業者アンケート:27.7%】 | 大和の環境に関するアンケートにより、市民・事業者の意識調査を行う。 |

○地球環境を意識した活動に取組みます。(「地球環境」を参照してください。)

(3) 連携・協力による環境保全活動

■各主体の協力による取組み

○各主体が協力して環境保全活動を進めます。

市の役割:その 208～その 212

| 市の役割【担当課】 | 達成状況(令和4年度) | 取組計画(令和5年度) |
|---|--|--|
| (その 208) 各主体の参加によるイベントを開催します。 【環境総務課】 | 環境フェアを実施した。 市からは環境総務課等が参加し、環境保全団体は2団体が参加した。 | 環境フェアを実施する。 |
| (その 209) 各主体の参加による協働の仕組みを検討します。 【環境総務課】 | ホームページで環境保全団体の情報を提供するとともに、環境フェアへの参加を呼び掛けた。 | ホームページで環境保全団体の情報を提供するとともに、環境フェアへの参加を呼び掛ける。 |
| (その 210) 市民参加による環境調査を行います。 【環境総務課】 | セミのぬけがら調査を7～9月に行い、41名と1保育園が調査に参加した。 ツバメ情報調査は「やまとみどりの学校プログラム」の一環として実施した。 | セミのぬけがら調査を実施する。 ツバメ情報調査については「やまとみどりの学校プログラム」の一環として実施する。 |
| (その 211) 環境保全活動を行う団体の支援を行います。 【市民活動課】 | 市民活動団体が安心して環境保全活動に取り組めるよう、市民活動補償制度(ボランティア保険)の内容について、市民活動課、大和市民活動センターでのパンフレット配架及び市のホームページでの掲載を行い、周知に努めた。 制度に関する問い合わせが市民活動課窓口や電話に定期的であり、周知の効果が出ていると考える。 【423,120円】 | 引き続き、市民活動補償制度(ボランティア保険)の内容について市民に周知する。 【812,000円】 |
| (その 212) 環境情報の収集と提供を進めます。 【環境総務課】 | ホームページや刊行物で、環境情報の提供を行った。 | ホームページや刊行物、市のイベント等で、環境情報の提供を行う。 |

第4章

重点施策の進行状況

重点施策(1):地球温暖化対策の推進

■再生可能エネルギーの活用

| 令和4年度の評価 | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|---|-----------------------------|
| 構成事業 【担当課】 | 取組の大きさ 決算額/投入人員 | 取組の内容・成果 | 各事業での取組 の評価(理由) |
| 再生可能エネルギーの普及促進 【環境総務課】 | 【6,582,000 円】 | 太陽光発電等の補助制度により、再生可能エネルギーの普及を促進した。 【太陽光設置補助(90件)、リチウムイオン蓄電池設置補助(52件)】 | 目標件数(太陽光設置年間100件程度)より少なかった。 |
| 公共施設における再生可能エネルギー導入の推進 【公共建築課】 | 【77,473,000 円】 | やまと公園に太陽光発電装置を設置した。 | 新築時に太陽光発電装置を設置できた。 |
| 取組みの評価 (全体) | 概ね目標どおり事業が実施できた。 | | |
| 令和5年度の状況 | | | |
| 構成事業 | 取組成果の 到達目標 | 取組み計画 | 予算予定額 |
| 再生可能エネルギーの普及促進 【環境総務課】 | 太陽光発電等の補助制度により、再生可能エネルギーの普及を促進する。 | 従来の太陽光発電等の補助制度と、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した新しい補助制度により、再生可能エネルギーの普及を促進する。 | 【7,500,000 円】 |
| 公共施設における再生可能エネルギー導入の推進 【公共建築課】 | 新築や大規模改修等実施時に太陽光発電装置を設置する。 | 新築や大規模改修等実施時の太陽光発電装置設置を検討する。 | 【0 円】 |
| 令和6年度以降の計画 | | | |
| 構成事業 | 取組みの方向 | 見直しの必要性和理由 | |
| 再生可能エネルギーの普及促進 【環境総務課】 | 太陽光発電等の補助制度により、再生可能エネルギーの普及を促進する。 | なし | |
| 公共施設における再生可能エネルギー導入の推進 【公共建築課】 | 新築や大規模改修等実施時に太陽光発電装置を設置する。 | なし | |
| 将来の計画に対するコメント | 再生可能エネルギーの普及促進を継続する。 | | |

■自動車交通量の削減

| 令和4年度の評価 | | | |
|--|--|--|--|
| 構成事業 【担当課】 | 取組の大きさ 決算額/投入人員 | 取組の内容・成果 | 各事業での取組 の評価(理由) |
| 公共交通機関の 利用促進 【街づくり総務課】 | コミュニティバス 【410,574,904 円】 西鶴間・上草柳地域の 協働事業 【58,355,152 円】 | コミュニティバス「のろっと」及び「やまとん GO」 の継続した運行により、交通利便性の向上が 図られた。 西鶴間・上草柳地域の協働事業「のりあい」 の運行を継続することにより、交通利便性の 向上が図られた。 | 概ね計画通りに実行 でき、交通利便性の 向上が図られ、公共 交通の利用促進に つながった。 |
| 自転車利用の促進 【環境総務課】 | | 「かんきょうノート」の取組項目の一つとして 掲載し、その普及を図った。 「かんきょうノート」回収率:中学校 73.3% (4,104/5,600) また、環境配慮指針に掲載し、徒歩や 自転車利用を促している。 | 環境配慮行動を推進 した。 「かんきょうノート」 に関して、小学生は「大 和市気候非常事態 宣言ロゴマーク」募集 を代わりに行った。 |
| 低公害車や次世代 自動車への転換促 進 【生活環境保全課】 | | 低公害車の保有台数を調査した。 その結果、市で所有している低公害車は 202 台だった。 更新の際は、低公害車や次世代自動車へ の切り替えを検討するよう、関係機関へ周 知を図った。 | 消防車などの特殊車 両を含めた全車両の うち、低公害車の保 有率は 85.2%であっ た。 |
| 取組みの評価 (全体) | 概ね計画通り事業が進行している。 | | |
| 令和5年度の状況 | | | |
| 構成事業 | 取組成果の 到達目標 | 取組み計画 | 予算予定額 |
| 公共交通機関の 利用促進 【街づくり総務課】 | コミュニティバス「のろ っと」及び「やまとん GO」の運行を継続 する。 西鶴間・上草柳地域 の協働事業「のりあ い」の運行を継続す る。 | コミュニティバス「のろっと」及び「やまとん GO」 の運行を継続する。 西鶴間・上草柳地域の協働事業「のりあい」 の運行を継続する。 | 【455,052,000 円】 【52,647,000 円】 |
| 自転車利用の促進 【環境総務課】 | 環境配慮指針や「かん きょうノート」を通じ て広く普及を図る。 | 環境配慮指針や「かんきょうノート」を通じて 広く普及を図る。 | |
| 低公害車や次世代 自動車への転換促 進 【生活環境保全課】 | 低公害車の保有台 数を調査し、公用車 の更新の際は、低公 害車や次世代自動 車への切り替えを検 討するよう、関係機 関へ周知を図る。 | 低公害車の保有台数を調査し、公用車の 更新の際は、低公害車や次世代自動車へ の切り替えを検討するよう、関係機関へ周 知を図る。 | |

令和6年度以降の計画

| 構成事業 | 取組みの方向 | 見直しの必要性と理由 |
|--------------------------------|--|------------|
| 公共交通機関の利用促進 【街づくり総務課】 | コミュニティバス「のろっと」及び「やまとんGO」の運行を継続する。 西鶴間・上草柳地域の協働事業「のりあい」の運行を継続する。 | なし |
| 自転車利用の促進 【環境総務課】 | 環境配慮指針や「かんきょうノート」を通じて広く普及を図る。 | なし |
| 低公害車や次世代自動車への転換促進 【生活環境保全課】 | 低公害車の保有台数を調査し、公用車の更新の際は、低公害車や次世代自動車への切り替えを検討するよう、関係機関へ周知を図る。 | なし |
| 将来の計画に対するコメント | 引き続き事業を進行する。 | |

■省エネルギー化の推進

| 令和4年度の評価 | | | |
|------------------------------|---|---|--|
| 構成事業 【担当課】 | 取組の大きさ 決算額/投入人員 | 取組の内容・成果 | 各事業での取組 の評価(理由) |
| 省エネルギーに関する意識啓発 【環境総務課】 | 家庭用燃料電池システム設置補助 50件【1,800,000円】 | 広報やまと、ホームページ等において、省エネルギーに関する情報の提供を行った。 家庭用燃料電池システムの補助制度や環境配慮指針により、省エネルギーの普及を促進した。 【家庭用燃料電池システム設置補助:49件】 | 省エネルギーに関する情報提供や補助制度により、省エネルギーの普及の促進を行った。 |
| 民間建築物の省エネルギー化促進 【建築指導課】 | 【0円】 | 省エネ法の届出において指導を行い、省エネ法の基準値より判断した場合、著しく不十分となる物件は無かった。 | 省エネ法の基準値より判断した場合、著しく不十分となる物件は無かった。 |
| 公共施設における省エネルギー化推進 【公共建築課】 | | 事案発生時には積極的に省エネルギー化を図る予定であったが、該当がなかった。 | 該当なし |
| 取組みの評価 (全体) | 概ね計画通り事業が進行している。 | | |
| 令和5年度の状況 | | | |
| 構成事業 | 取組成果の 到達目標 | 取組み計画 | 予算予定額 |
| 省エネルギーに関する意識啓発 【環境総務課】 | 広報やまと、ホームページ等において、省エネルギーに関する情報の提供を行う。 家庭用燃料電池システムの補助制度や環境配慮指針により、省エネルギーの普及を促進する。 | 広報やまと、ホームページ等において、省エネルギーに関する情報の提供を行う。 家庭用燃料電池システムの補助制度や環境配慮指針により、省エネルギーの普及を促進する。 | 家庭用燃料電池システム設置補助 30件 【900,000円】 |
| 民間建築物の省エネルギー化促進 【建築指導課】 | 省エネ法の届出において著しく不十分に該当する建築物をなくし、よりよい計画となるよう指導を行う。 | 省エネ法の届出において著しく不十分に該当する建築物をなくし、よりよい計画となるよう指導を行う。 | 【0円】 |
| 公共施設における省エネルギー化推進 【公共建築課】 | 事案発生時には積極的に省エネルギー化を図る。 | 事案発生時には積極的に省エネルギー化を図る。 | 【0円】 |

令和6年度以降の計画

| 構成事業 | 取組みの方向 | 見直しの必要性と理由 |
|------------------------------|---|------------|
| 省エネルギーに関する意識啓発 【環境総務課】 | 広報やまと、ホームページ等において、省エネルギーに関する情報の提供を行う。 家庭用燃料電池システムの補助制度や環境配慮指針により、省エネルギーの普及を促進する。 | なし |
| 民間建築物の省エネルギー化促進 【環境総務課】 | 省エネ法の届出において著しく不十分に該当する建築物をなくし、よりよい計画となるよう指導を行う。 | なし |
| 公共施設における省エネルギー化推進 【公共建築課】 | 事案発生時には積極的に省エネルギー化を図る。 | なし |
| 将来の計画に対するコメント | 引き続き事業を進行する。 | |

■緑の保全とまちなかの緑化推進

| 令和4年度の評価 | | | |
|------------------------------|--|--|---------------------------------------|
| 構成事業 【担当課】 | 取組の大きさ 決算額/投入人員 | 取組の内容・成果 | 各事業での取組 の評価(理由) |
| 緑の拠点、緑のネットワークの形成 【みどり公園課】 | 【25,330,002 円】 【136,275,000 円】 | 令和3年度と同等の保全緑地面積を確保できるよう、所有者との賃貸借契約を引き続き締結した。 保全緑地の保全と管理を行い、現状維持をすることができた。 | 緑の拠点となる大規模緑地を現状維持することができた。 |
| 都市型緑化の推進 【みどり公園課】 | 【0 円】 | 大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対し、緑地の確保について指導・協力依頼することができた。 | 都市型緑化を推進することができた。 |
| 取組みの評価 (全体) | 前年度と同等の保全緑地面積を確保できた。 緑地の確保について、適正に指導を行った。 | | |
| 令和5年度の状況 | | | |
| 構成事業 | 取組成果の 到達目標 | 取組み計画 | 予算予定額 |
| 緑の拠点、緑のネットワークの形成 【みどり公園課】 | 大和市の緑の拠点である「6つの森」及びふるさと軸(境川・引地川沿い)の緑地を保全する。 ビオトープを意識した緑のネットワークの形成を行う。 | 令和4年度と同等の保全緑地面積を確保できるよう、所有者との賃貸借契約を引き続き締結する。 緑の拠点となる保全緑地の維持管理に努める。 | 【25,334,000 円】 【102,104,000 円】 |
| 都市型緑化の推進 【みどり公園課】 | 大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対し、緑地の確保について指導・協力依頼する。 | 大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対し、緑地の確保について指導・協力依頼する。 | 【0 円】 |
| 令和6年度以降の計画 | | | |
| 構成事業 | 取組みの方向 | 見直しの必要性和理由 | |
| 緑の拠点、緑のネットワークの形成 【みどり公園課】 | 現在と同等の保全緑地面積を確保できるよう、所有者との賃貸借契約を引き続き締結する。 ビオトープを意識した緑のネットワークの形成を行う。 | なし | |
| 都市型緑化の推進 【みどり公園課】 | 大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対し、緑地の確保について指導・協力依頼する。 | なし | |
| 将来の計画に対するコメント | 保全緑地契約の締結と緑地の確保について、引き続き、適正に指導を行う。また、ビオトープの新規設置につながるよう、PRを積極的に取組む。 | | |

■気候変動に適応したまちづくり

| 令和4年度の評価 | | | |
|--------------------------------|--------------------|--|------------------------------|
| 構成事業 【担当課】 | 取組の大きさ 決算額/投入人員 | 取組の内容・成果 | 各事業での取組 の評価(理由) |
| 熱中症・感染予防に向けた情報提供 【健康づくり推進課】 | | 下記の通り、熱中症予防の普及啓発を行うことで、市民が熱中症になるリスクを軽減させた。 ・熱中症予防ポスターを掲示した。 (広報 PR ボード 7 月、市内 165 か所 6 月～9 月) ・熱中症予防チラシを配布した。 (1.2 万枚) ・ホームページや広報(6 月)、塵芥収集車放送(6～9 月)、FM やまと(6 月)を通して、熱中症予防について普及啓発を行った。 ・民生委員児童委員等に対し、熱中症予防についての周知を行った。(7 月) ・熱中症予防に関する健康教育を実施した。 (37 回、延べ 752 名) ・最寄りの観測地点の暑さ指数予測 33 以上で熱中症警戒アラートが発表された際に、PS メール配信や庁内放送、防災行政無線を活用し、熱中症に関する注意喚起を実施した。 (2 回) | 熱中症になるリスクの軽減がはかれた。 |
| 【医療健診課】 | | 蚊媒介感染症等について、市ホームページに掲載した。 感染症の流行状況に合わせ、情報提供を実施した。 感染症の発生に備え、備蓄物品の見直しおよび入れ替えを実施した。 | 感染症にかかるリスク、重症化するリスクの軽減がはかれた。 |
| 自然災害に対する備えの充実 【危機管理課】 | | 防災マップを市民に提供したほか、防災講話、防災セミナー、防災協力員研修の実施や月一学園祭の出展等により、防災に関する意識啓発を行った。 | 予定通り行った。 |
| ヒートアイランド現象の緩和 【街づくり総務課】 | 【19,560 円】 | 本取組に係わる基本方針となる都市計画マスタープランの進行管理の指標を設定し、モニタリングを実施した。 | 目標通り |
| 【みどり公園課】 | 【16,585,288 円】 | 緑の広場の賃貸借契約を更新することができた。 | 設置数を1か所増やすことができた。 |
| 【道路安全対策課】 | 【0 円】 | 市街化区域内の市民緑地を適正に維持・管理することができた。 保水性舗装道路の整備を実施しなかった。 | 目標通り 実施しなかった。 |
| 取組みの評価 (全体) | 概ね計画通り事業が進行している。 | | |

令和5年度の状況

| 構成事業 | 取組成果の到達目標 | 取組み計画 | 予算予定額 |
|--|--|--|---|
| <p>熱中症・感染予防に向けた情報提供 【健康づくり推進課】</p> <p>【医療健診課】</p> <p>【環境総務課】</p> | <p>多くの手段を通して普及啓発を行う。</p> <p>正しい知識の普及啓発を行う。</p> <p>全庁的な熱中症対策を推進する</p> | <ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防ポスターを掲示する。 熱中症予防チラシを配布する。 ホームページや広報、塵芥収集車放送、FM やまとを通して、熱中症予防について普及啓発する。 民生委員児童委員等に対して熱中症予防について周知する。 熱中症予防に関する健康教育を実施する。 神奈川県に熱中症警戒アラートが発表された際に、PSメール配信や庁内放送、防災行政無線を活用し、熱中症に関する注意喚起を実施する。 市民が暑さを避け、一時的に休息できる場所として「ひと涼みスポット」を提供する。 感染症について、市ホームページ等を活用し、市民への情報提供等を実施する。 感染症の発生に備え、備蓄物品の更新等を実施する。 <p>改正気候変動適応法の全面施行(令和6年4月予定)に向けて準備する。</p> | |
| <p>自然災害に対する備えの充実 【危機管理課】</p> | <p>更新した防災マップを市民に提供するほか、防災講話、防災セミナー、防災協力員研修の実施により、防災に関する意識啓発を行う。</p> | <p>防災マップを市民に提供するほか、防災講話、防災セミナー、防災協力員研修の実施により、防災に関する意識啓発を行う。</p> | |
| <p>ヒートアイランド現象の緩和 【街づくり総務課】</p> <p>【みどり公園課】</p> <p>【道路安全対策課】</p> | <p>オープンスペースの確保</p> <p>オープンスペースの確保</p> <p>敷地、屋上、壁面の緑化を進める</p> <p>市街化区域内にある保存樹林や市民緑地を確保し、涼しい風を町なかに送り込めるようにする。</p> <p>保水性舗装道路の整備。</p> | <p>本取組に関わる基本方針となる都市計画マスタープランの進捗管理を行う。</p> <p>緑の広場の賃貸借契約を5年ごとに更新する。</p> <p>大和市開発事業の手續及び基準に関する条例により、開発面積に応じた緑地の確保について適正に指導、協力依頼をする。</p> <p>市街化区域内にある保存樹林や市民緑地を確保し、涼しい風を町なかに送り込めるようにする。</p> <p>令和5年度は該当する工事はなし。</p> | <p>【22,000円】</p> <p>【17,808,000円】</p> <p>【0円】</p> <p>【保存樹林：30,083,000円】 【市民緑地：0円】</p> |

令和6年度以降の計画

| 構成事業 | 取組みの方向 | 見直しの必要性と理由 |
|--|---|---|
| <p>熱中症・感染予防に向けた情報提供 【健康づくり推進課】</p> <p>【医療健診課】</p> <p>【環境総務課】</p> | <p>多くの手段を通して普及啓発を行う。</p> <p>正しい知識の普及啓発を行う。</p> <p>全庁的な熱中症対策を推進する。</p> | <p>改正気候変動適応法の全面施行を受け、熱中症対策のより一層の推進を図るため</p> |
| <p>自然災害に対する備えの充実 【危機管理課】</p> | <p>防災講話等で防災に関する意識啓発を行う。</p> | <p>なし</p> |
| <p>ヒートアイランド現象の緩和 【街づくり総務課】</p> <p>【みどり公園課】</p> <p>【道路安全対策課】</p> | <p>都市計画マスタープランの進捗管理を行う。</p> <p>緑の広場の賃貸借契約を5年ごとに更新する。</p> <p>。</p> <p>大和市開発事業の手續及び基準に関する条例により、開発面積に応じた緑地の確保について適正に指導、協力依頼をする。</p> <p>市街化区域内にある保存樹林や市民緑地を確保し、涼しい風を町なかに送り込めるようにする。</p> <p>保水性舗装道路の整備を実施する。</p> | <p>なし</p> |
| <p>将来の計画に対するコメント</p> | <p>気候変動に適応したまちづくりを推進する。</p> | |

■地球温暖化問題に対する意識啓発

| 令和4年度の評価 | | | |
|---|---|--|--------------------|
| 構成事業 【担当課】 | 取組の大きさ 決算額/投入人員 | 取組の内容・成果 | 各事業での取組 の評価(理由) |
| 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づく各主体の取組みを促進 【環境総務課】 | 【0円】 | 改定した地球温暖化対策実行計画を公表し、地球温暖化防止に努めた。 また、国の算定マニュアルに従って、大和市長及び大和市役所の二酸化炭素排出量を算定し、市のHPで公表した。 市のHPで大和市環境基本計画及び大和市環境配慮指針の普及・啓発を行った。 | 予定通り。 |
| 取組みの評価 (全体) | 大和市環境基本計画及び大和市環境配慮指針をホームページ等で公表しているが、より一層の周知を図る必要がある | | |
| 令和5年度の状況 | | | |
| 構成事業 | 取組成果の 到達目標 | 取組み計画 | 予算予定額 |
| 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づく各主体の取組みを促進 【環境総務課】 | 大和市環境基本計画及び大和市環境配慮指針の普及・啓発を行う。 | 地球温暖化対策実行計画に従って、地球温暖化防止に努める。 大和市環境基本計画及び大和市環境配慮指針の普及・啓発を行う。 国「重点対策加速化事業」交付金を活用し、地域脱炭素施策を推進する。 | 【0円】 |
| 令和6年度以降の計画 | | | |
| 構成事業 | 取組みの方向 | 見直しの必要性と理由 | |
| 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づく各主体の取組みを促進 【環境総務課】 | 地球温暖化対策実行計画に従って、地球温暖化防止に努める。 大和市環境基本計画及び大和市環境配慮指針の普及・啓発を行う。 国「重点対策加速化事業」交付金を活用し、地域脱炭素施策を推進する。 | 地域脱炭素事業をより一層推進する。 | |
| 将来の計画に対するコメント | より効果的な周知方法の検討が必要である。 | | |

重点施策(2):循環型社会の構築

■ 廃棄物の減量化・資源化の推進

| 令和4年度の評価 | | | |
|---------------------------|---|---|---------------------------------|
| 構成事業 【担当課】 | 取組の大きさ 決算額/投入人員 | 取組の内容・成果 | 各事業での取組の評価(理由) |
| ごみの減量化・資源化 【廃棄物対策課】 | 【614,578,262 円】 | パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用しごみ減量化・資源化を啓発した。 ごみは前年度比約 0.8%減%減。 資源化率は前年度比約 0.1%増。 | 引き続きごみ減量化・資源化について啓発を続けていく必要がある。 |
| 資源循環型の消費活動の促進 【廃棄物対策課】 | | 一般廃棄物処理基本計画のリサイクル率の目標の達成及び家庭系ごみ排出量の更なる減量を達成するため、広報やまと、FM やまと等による市民への啓発活動を行った。 | 目標通り |
| 資源化施設の整備 【廃棄物対策課】 | | 資源化施設が円滑に稼働するよう、補修計画に沿って補修した。 | 計画通り |
| 取組みの評価 (全体) | 計画通り事業が進行している。 | | |
| 令和5年度の状況 | | | |
| 構成事業 | 取組成果の到達目標 | 取組み計画 | 予算予定額 |
| ごみの減量化・資源化 【廃棄物対策課】 | パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用しごみ減量化・資源化を啓発する。 | パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用しごみ減量化・資源化を啓発する。 | 【702,946,000 円】 |
| 資源循環型の消費活動の促進 【廃棄物対策課】 | リサイクル率の目標達成と、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の更なる削減。 | 一般廃棄物処理基本計画のリサイクル率の目標達成と、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の更なる削減のため、引き続き市民に対しての啓発活動と情報提供を行う。 | 【330,000 円】 |
| 資源化施設の整備 【廃棄物対策課】 | 補修計画に沿って補修する。 | 資源化施設が円滑に稼働するよう、補修計画に沿って補修する。 | 【資源選別所等維持補修予算額 7,552,000 円】 |
| 令和6年度以降の計画 | | | |
| 構成事業 | 取組みの方向 | 見直しの必要性と理由 | |
| ごみの減量化・資源化 【廃棄物対策課】 | パンフレット・ごみカレンダーアプリ等を活用しごみ減量化・資源化を啓発する。 | なし | |
| 資源循環型の消費活動の促進 【廃棄物対策課】 | 引き続き市民に対しての啓発活動と情報提供を行う。 | なし | |
| 資源化施設の整備 【廃棄物対策課】 | 資源化施設が円滑に稼働するよう、補修計画に沿って補修する。 | なし | |
| 将来の計画に対するコメント | 資源分別回収の継続的な実施、生ごみ処理容器等設置費補助金制度等により、廃棄物の減量化・資源化の促進を図っていく。また、ライフスタイルの変化や高齢者の増加に伴い、資源回収方法の変更等を検討していく必要がある。 | | |

■再生資源の活用の促進

| 令和4年度の評価 | | | |
|------------------------------|--|---|--------------------|
| 構成事業 【担当課】 | 取組の大きさ 決算額/投入人員 | 取組の内容・成果 | 各事業での取組 の評価(理由) |
| リサイクル製品の 情報提供 【廃棄物対策課】 | | 一般廃棄物処理基本計画のリサイクル率の 目標の達成及び家庭系ごみ排出量の更なる 減量を達成するため、広報やまと、FM やまと 等による市民への啓発活動を行った。 | 目標通り |
| リサイクル製品の 利用促進 【廃棄物対策課】 | | 一般廃棄物処理基本計画のリサイクル率の 目標の達成及び家庭系ごみ排出量の更なる 減量を達成するため、広報やまと、FM やまと 等による市民への啓発活動を行った。 | 目標通り |
| 取組みの評価 (全体) | 市民へ再生資源の活用の促進を行うことができた。 | | |
| 令和5年度の状況 | | | |
| 構成事業 | 取組成果の 到達目標 | 取組み計画 | 予算予定額 |
| リサイクル製品の 情報提供 【廃棄物対策課】 | リサイクル率の目標 達成と、市民1人1日 当たりの家庭系ごみ 排出量の更なる削減。 | 一般廃棄物処理基本計画のリサイクル率の 目標達成と、市民1人1日当たりの家庭系ご み排出量の更なる削減のため、引き続き市民 に対しての啓発活動と情報提供を行う。 | 【330,000円】 |
| リサイクル製品の 利用促進 【廃棄物対策課】 | リサイクル率の目標 達成と、市民1人1日 当たりの家庭系ごみ 排出量の更なる削減。 | 一般廃棄物処理基本計画のリサイクル率の 目標達成と、市民1人1日当たりの家庭系ご み排出量の更なる削減のため、引き続き市民 に対しての啓発活動と情報提供を行う。 | 【330,000円】 |
| 令和6年度以降の計画 | | | |
| 構成事業 | 取組みの方向 | 見直しの必要性和理由 | |
| リサイクル製品の 情報提供 【廃棄物対策課】 | 引き続き市民に対しての啓発活動と情報提供 を行う。 | なし | |
| リサイクル製品の 利用促進 【廃棄物対策課】 | 引き続き市民に対しての啓発活動と情報提供 を行う。 | なし | |
| 将来の計画に 対するコメント | 引き続き市民に対しての啓発活動と情報の周知を行う。 | | |

重点施策(3):緑の保全・創出

■骨格となる緑の保全

| 令和4年度の評価 | | | |
|----------------------|-----------------------------|---------------------------|--------------------|
| 構成事業 【担当課】 | 取組の大きさ 決算額/投入人員 | 取組の内容・成果 | 各事業での取組 の評価(理由) |
| 緑地の確保の推進 【みどり公園課】 | 【25,330,002円】 | 保全緑地の賃貸借契約を更新するための交渉を進めた。 | 現状維持できた。 |
| 取組みの評価 (全体) | 令和3年度と同等の保全緑地面積を確保することができた。 | | |
| 令和5年度の状況 | | | |
| 構成事業 | 取組成果の 到達目標 | 取組み計画 | 予算予定額 |
| 緑地の確保の推進 【みどり公園課】 | 保全緑地面積を確保。 | 保全緑地の賃貸借契約を更新するための交渉を進める。 | 【25,334,000円】 |
| 令和6年度以降の計画 | | | |
| 構成事業 | 取組みの方向 | 見直しの必要性と理由 | |
| 緑地の確保の推進 【みどり公園課】 | 保全緑地の賃貸借契約を更新するための交渉を進める。 | なし | |
| 将来の計画に対するコメント | 保全緑地面積の現状維持を確保する。 | | |

■まちなかの緑の育成

| 令和4年度の評価 | | | |
|---|---------------------------------------|---|--|
| 構成事業 【担当課】 | 取組の大きさ 決算額/投入人員 | 取組の内容・成果 | 各事業での取組 の評価(理由) |
| 公共施設の緑化推進 【みどり公園課】 | 【4,630,000 円】 | 公園愛護会への新規登録が2件あった。 | 目標通り |
| 住宅地・商工業地の 緑化推進 【みどり公園課】 | 【15,500 円】 【47,000 円】 | 住宅地における接道部緑化(生垣等設置)に対する助成を実施した。 申請件数:設置費用1件、現物支給0件 「やまとの環境をよくする会」の活動を支援。同会は、緑地の清掃活動、樹木の植栽活動、緑化の普及啓発活動等を行った。 | 目標(申請件数2件)に届かなかった。 目標通り |
| 都市型緑化(屋上 緑化・壁面緑化)の 推進 【みどり公園課】 | 【0 円】 | 大和市開発事業の方法及び基準に関する条例により、開発協議案件に対して指導・協力依頼により、壁面・屋上緑化を確保することができた。 | 目標通り |
| 市民農園の拡充 【農政課】 | | 意欲的な農業者に対し、積極的に農地の貸し借りを推進し、農地の集約化等を図ることで良好な農業景観を保全した。 市が設置する市民農園のほか、民間事業者が運営する市民農園が開催され、選択の幅が広がった。 | 計画通り実施出来た。 農園数等の維持及び拡充に努めることができた。 |
| 公園等整備の推進 【みどり公園課】 | 【842,465,126 円】 【41,596,514 円】 | 令和2年度に着手したやまと公園の大規模改修工事が完了した。 【842,465,126 円】 緑野青空子ども広場跡地を公園として整備し、星の子ひろばを拡張した。 | 目標通り 目標通り |
| 取組みの評価 (全体) | 概ね計画通り事業が進行している。 | | |

令和5年度の状況

| 構成事業 | 取組成果の到達目標 | 取組み計画 | 予算予定額 |
|---------------------------------|---|--|--|
| 公共施設の緑化推進 【みどり公園課】 | 公共施設における花の植栽 公園愛護会とみどりの愛護会の新規登録 | 公園愛護会とみどりの愛護会に花苗を配布し、公共施設に花を植えてもらう。 公園愛護会とみどりの愛護会への新規登録を呼びかける。 | 【3,178,000円】 【0円】 |
| 住宅地・商工業地の緑化推進 【みどり公園課】 | 【接道部緑化に対する助成申請件数：2件】 緑化に関する相談体制を整える 「やまとの環境をよくする会」の活動支援を通じた緑化推進 【協議件数：60件】 | 住宅地における接道部緑化(生垣等設置)に対する助成を実施し、この制度を広報紙やホームページ等でPRする。 グリーンアップセンター内にみどりの相談コーナーを設け、市民からの緑化の相談に対して助言を行う。 「やまとの環境をよくする会」への補助金等の活動支援を通じて、会員事業者により工業地の緑化のほか、緑化に関する普及啓発や技術習得などを行う。 大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対し、緑地の確保について指導・協力依頼をする。 | 【費用助成：50,000円 現物支給：70,000円】 【1,858,000円】 【補助金：102,000円】 【0円】 |
| 都市型緑化(屋上緑化・壁面緑化)の推進 【みどり公園課】 | 壁面・屋上緑化を確保する | 大和市開発事業の手続及び基準に関する条例により、開発協議案件に対して指導・協力依頼により、壁面・屋上緑化を確保する。 | 【0円】 |
| 市民農園の拡充 【農政課】 | 良好な農景観を保全する。 農園数等の維持及び拡充に努める。 | 意欲的な農業者に対し、積極的に農地の貸し借りを推進し、農地の集約化等を図ることで良好な農業景観を保全する。 市が設置する農園を維持していくとともに、民間事業者が開設する市民農園の区画数を考慮した上で、農園数の維持等に努める。 | 【207,000円】 【4,761,000円】 |
| 公園等整備の推進 【みどり公園課】 | 公園等整備の推進 | 中央の森2号緑地を街区公園として整備を行う。 | 【8,774,000円】 |

令和6年度以降の計画

| 構成事業 | 取組みの方向 | 見直しの必要性と理由 |
|---|---|------------|
| <p>公共施設の緑化推進 【みどり公園課】</p> | <p>公園愛護会とみどりの愛護会に花苗を配布し、公共施設に花を植えてもらう。 公園愛護会とみどりの愛護会への新規登録を呼びかける。</p> | <p>なし</p> |
| <p>住宅地・商工業地の緑化推進 【みどり公園課】</p> | <p>住宅地における接道部緑化(生垣等設置)に対する助成を実施し、この制度を広報紙やホームページ等でPRする。</p> <p>グリーンアップセンター内にみどりの相談コーナーを設け、市民からの緑化の相談に対して助言を行う。</p> <p>「やまとの環境をよくする会」への補助金等の活動支援を通じて、会員事業者により工業地の緑化のほか、緑化に関する普及啓発や技術習得などを行う。</p> <p>大和市開発事業の方法及び基準に関する条例により、開発協議案件に対し、緑地の確保について指導・協力依頼をする。</p> | <p>なし</p> |
| <p>都市型緑化(屋上緑化・壁面緑化)の推進 【みどり公園課】</p> | <p>大和市開発事業の方法及び基準に関する条例により、開発協議案件に対して指導・協力依頼により、壁面・屋上緑化を確保する。</p> | <p>なし</p> |
| <p>市民農園の拡充 【農政課】</p> | <p>意欲的な農業者に対し、積極的に農地の貸し借りを推進し、農地の集約化等を図ることで良好な農業景観を保全する。</p> <p>農園数等の維持及び拡充に努める。</p> | <p>なし</p> |
| <p>公園等整備の推進 【みどり公園課】</p> | <p>計画的に公園等整備の推進をする。</p> | <p>なし</p> |
| <p>将来の計画に対するコメント</p> | <p>今後も緑化啓発に努め、まちなか緑化を図っていく。</p> | |

重点施策(4):環境保全活動の推進

■環境に配慮する意識の形成

| 令和4年度の評価 | | | |
|---------------------------------|---------------------------------------|---|---------------------|
| 構成事業 【担当課】 | 取組の大きさ 決算額/投入人員 | 取組の内容・成果 | 各事業での取組 の評価(理由) |
| 市民の環境学習の 機会の確保 【図書・学び交流課】 | | 指定管理者が学習センターで実施する講座 にて、現代的課題として環境問題に関する 学習機会の提供を行ったほか、成人期では ロスフラワーを用いたワークショップを行った。 | 学習機会の提供が できた。 |
| 学校での環境教育 の充実 【教育研究所】 | | 理科・環境学習について、種をまく時期や 肥料の使い方への助言等、依頼のあった 相談に対応した。 | 依頼のあった相談に 対応できた。 |
| 環境配慮指針の普 及啓発 【環境総務課】 | | 環境配慮指針をホームページ、情報公開 コーナー、図書館等で公開している。 | 普及・啓発を行った。 |
| 取組みの評価 (全体) | 概ね計画通り事業が進行している。 | | |
| 令和5年度の状況 | | | |
| 構成事業 | 取組成果の 到達目標 | 取組み計画 | 予算予定額 |
| 市民の環境学習の 機会の確保 【図書・学び交流課】 | 各学習センターにお ける講座は指定管理 者で実施する。 | 指定管理者に対し、環境に係る講座の 継続的な開催に向けた情報提供を行う。 | |
| 学校での環境教育 の充実 【教育研究所】 | 相談に応じ関係各 課の協力を得ながら 支援をする。 | 環境学習について相談に応じ、関係各課の 協力を得ながら支援をする。 | |
| 環境配慮指針の普 及啓発 【環境総務課】 | 引き続き環境配慮 指針の普及・啓発を 行う。 | 引き続き環境配慮指針の普及・啓発を行う。 | 【0円】 |
| 令和6年度以降の計画 | | | |
| 構成事業 | 取組みの方向 | 見直しの必要性と理由 | |
| 市民の環境学習の 機会の確保 【図書・学び交流課】 | 各学習センターにおける講座は指定管理者 で実施する。 | なし | |
| 学校での環境教育 の充実 【教育研究所】 | 環境学習について、相談に応じ関係各課の 協力を得ながら支援をする。 | なし | |
| 環境配慮指針の普 及啓発 【環境総務課】 | 引き続き環境配慮指針の普及・啓発を行う。 | なし | |
| 将来の計画に 対するコメント | 環境へのさらなる啓発のため、引き続き市民に対して情報の提供を 行う。 | | |

■地域の美化活動の推進

| 令和4年度の評価 | | | |
|---------------------------------|---|---|---|
| 構成事業 【担当課】 | 取組の大きさ 決算額/投入人員 | 取組の内容・成果 | 各事業での取組 の評価(理由) |
| 不法投棄・ポイ捨ての 防止 【生活環境保全課】 | 【519,687 円】 【230,810 円】 | 不法投棄防止の啓発看板等の作成や パトロールを行うとともに、ボランティア袋を 市民に配布し散乱ごみや不法投棄防止の ための意識啓発を行った。 小学校全学年に対して環境ポスターを募集 し、優秀作品の表彰式及び展示等を行う予 定であったが、新型コロナウイルス感染拡大 防止のため、表彰式を中止した。 | 不法投棄防止の啓発 看板などにより、意識 啓発を行うことが出来 た。 新型コロナウイルスの 影響により、優秀作品 の表彰式は中止となっ た。 |
| 美化活動の推進 【生活環境保全課】 | 【1,463,765 円】 | 年間クリーンキャンペーンとして、新型コロ ナウイルス感染拡大防止のため、清掃の日 のみ中止したが、例月まち並み清掃、美化 推進月間クリーンキャンペーンを行い、美 化活動を推進した。 | 年間クリーンキャンペ ーンにより美化活動 を推進することができ た。 |
| 市民・事業者の美化 意識の啓発 【生活環境保全課】 | 【0 円】 | FM やまみや広報やまなどで美化に関する 取組みを発信した。 | 目標通り |
| 取組みの評価 (全体) | 計画通り事業が進行している。 | | |
| 令和5年度の状況 | | | |
| 構成事業 | 取組成果の 到達目標 | 取組み計画 | 予算予定額 |
| 不法投棄・ポイ捨て の防止 【生活環境保全課】 | 散乱ごみや不法投棄 防止のための意識 啓発を図る。 環境ポスターを募集 することで、子供たち に美化意識を高めて もらう。 | 不法投棄防止の啓発看板等の作成や パトロールを行うとともに、ボランティア袋を 市民に配布し散乱ごみや不法投棄防止の ための意識啓発を行う。 環境ポスターを募集することで、子供たちに 美化意識を高めてもらう。また、最優秀作品 をポスター化し、市内公共機関や金融機関 に掲示することで市民への美化意識啓発を 行う。 | 【555,000 円】 【313,000 円】 |
| 美化活動の推進 【生活環境保全課】 | 市民、自治会、事業 者、団体の清掃活動 を支援する。 | 年間クリーンキャンペーンとして、清掃の日、 例月まち並み清掃、美化推進月間クリー ンキャンペーンを通じて市民、自治会、事業者、 団体の清掃活動を支援する。 | 【4,000,000 円】 |
| 市民・事業者の美化 意識の啓発 【生活環境保全課】 | FM やまみや広報やま などで美化に関する取 組みを発信する。 | FM やまみや広報やまなどで美化に関する取 組みを発信する。 | 【0 円】 |

令和6年度以降の計画

| 構成事業 | 取組みの方向 | 見直しの必要性と理由 |
|-----------------------------|--|------------|
| 不法投棄・ポイ捨ての防止 【生活環境保全課】 | 不法投棄防止の啓発看板等の作成やパトロールを行うとともに、ボランティア袋を市民に配布し、散乱ごみや不法投棄防止のための意識啓発を図る。 環境ポスターを募集することで、子供たちに美化意識を高めてもらう。 また、最優秀作品をポスター化し、市内公共機関や金融機関に掲示することで市民への美化意識啓発を行う。 | なし |
| 美化活動の推進 【生活環境保全課】 | 年間クリーンキャンペーンとして、清掃の日、例月まち並み清掃、美化推進月間クリーンキャンペーンを通じて市民、自治会、事業者、団体の清掃活動を支援する。 | なし |
| 市民・事業者の美化意識の啓発 【生活環境保全課】 | FM やまみや広報やまなどで美化に関する取組みを発信する。 | なし |
| 将来の計画に対するコメント | 引き続き不法投棄防止の各種取組みやクリーンキャンペーンを実施し意識啓発を行う。 | |

■各主体の協力による環境保全活動の推進

| 令和4年度の評価 | | | |
|-----------------------------------|--|--|---------------------|
| 構成事業 【担当課】 | 取組の大きさ 決算額/投入人員 | 取組の内容・成果 | 各事業での取組 の評価(理由) |
| 各主体の自主的な 取組みの推進 【環境総務課】 | 【0円】 | 環境配慮指針をホームページ、情報公開 コーナー、図書館等で公開している。 | 計画通り、普及・啓発 を行った。 |
| 各主体の協力による 環境保全活動の推進 【環境総務課】 | 【0円】 | ホームページで環境保全団体の情報を提供 するとともに、環境フェアへの参加を呼び掛け た。 | 目標どおり |
| 取組みの評価 (全体) | 目標通りの取組みができた。 | | |
| 令和5年度の状況 | | | |
| 構成事業 | 取組成果の 到達目標 | 取組み計画 | 予算予定額 |
| 各主体の自主的な 取組みの推進 【環境総務課】 | 引き続き環境配慮 指針の普及・啓発を 行う。 | 引き続き環境配慮指針の普及・啓発を行う。 | 【0円】 |
| 各主体の協力による 環境保全活動の推進 【環境総務課】 | 環境保全団体の情報 を提供する。 | ホームページで環境保全団体の情報を提供 するとともに、環境フェアへの参加を呼び掛け る。 | 【0円】 |
| 令和6年度以降の計画 | | | |
| 構成事業 | 取組みの方向 | 見直しの必要性と理由 | |
| 各主体の自主的な 取組みの推進 【環境総務課】 | 引き続き環境配慮指針の普及・啓発を行う。 | なし | |
| 各主体の協力による 環境保全活動の推進 【環境総務課】 | ホームページで環境保全団体の情報を提 供するとともに、環境フェアへの参加を呼び 掛ける。 | なし | |
| 将来の計画に 対するコメント | より効果的な周知方法の検討が必要である。 | | |

第 5 章

資料

1. 市の環境政策等の変遷

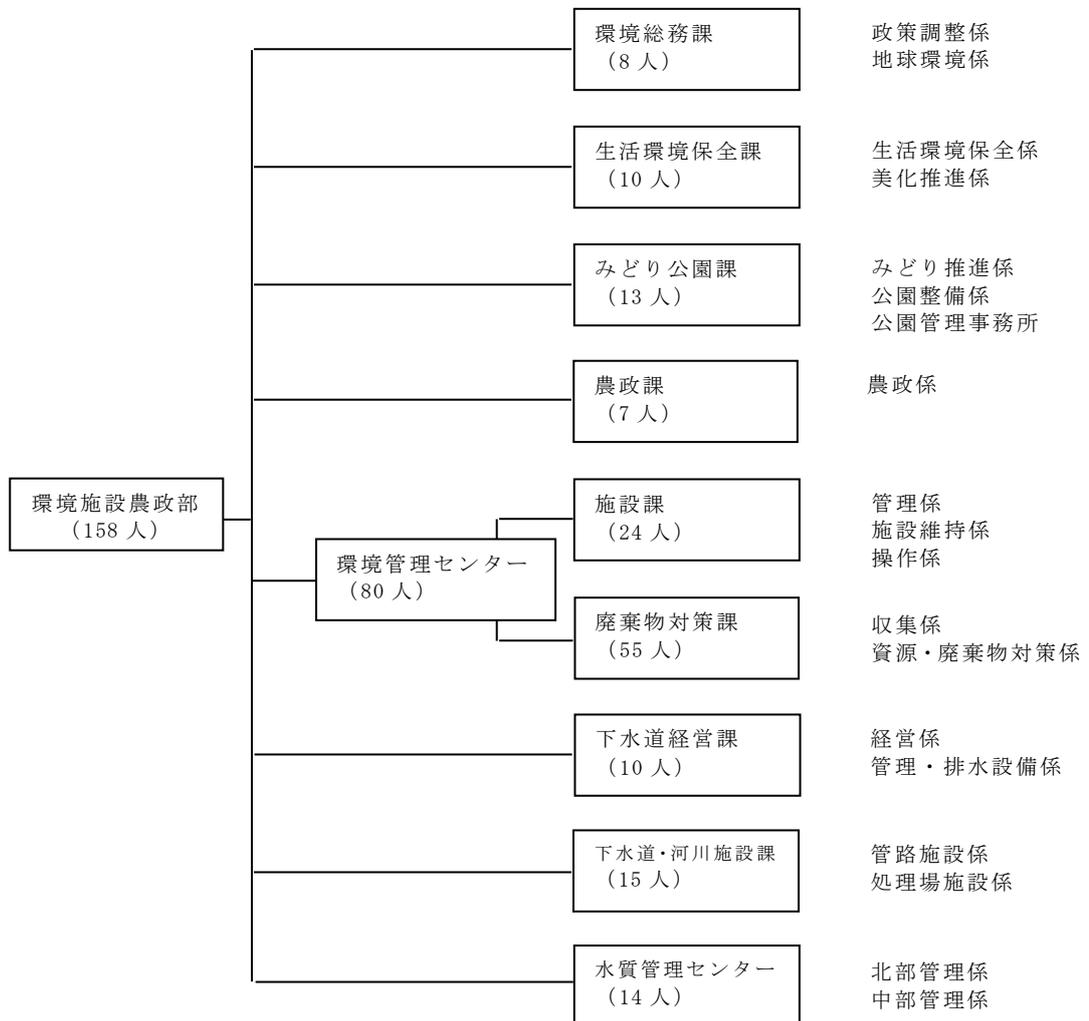
| 年 | 大 和 市 | 年 | 国 ・ 県 |
|---------|---|---------|---|
| 昭和 29 年 | 大和町清掃条例公布 | | |
| 昭和 34 年 | 公共下水道に着手 | | |
| 昭和 36 年 | 大和市制施行 塵芥の焼却処理を開始 | 昭和 39 年 | 神奈川県公害の防止に関する条例 公布 |
| 昭和 42 年 | 大和市清掃公社設立（塵芥収集開始） | 昭和 42 年 | 公害対策基本法 制定 |
| 昭和 44 年 | 中部下水処理場供用開始 | 昭和 43 年 | 大気汚染防止法、騒音規制法 制定 |
| 昭和 45 年 | 都市公園条例 公布 | 昭和 45 年 | 水質汚濁防止法など公害関係 14 法 制定 県一般大気測定局の設置（大和市役所） |
| 昭和 46 年 | 境川・引地川の水質調査を開始 90t/24h 機械炉運転開始 | 昭和 46 年 | 悪臭防止法 制定 環境庁設置 |
| 昭和 47 年 | 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 公布 | | 良好な環境の確保に関する基本条例 公布 |
| 昭和 48 年 | 緑化の推進、緑の保全に関する条例 公布 | 昭和 47 年 | 自然環境保全法 制定 |
| 昭和 51 年 | みどりの協定実施要綱 制定 | 昭和 48 年 | 航空機に係る環境基準 |
| 昭和 52 年 | 120t/24h 機会炉運転開始 集団資源回収の奨励金制度を開始 | 昭和 50 年 | 新幹線鉄道に係る環境基準 |
| 昭和 55 年 | 引地台公園供用開始 公害分析室の設置（大気・水質の検査を開始） | 昭和 54 年 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 制定 |
| 昭和 56 年 | 生垣保存指定要綱 制定 | | |
| 昭和 59 年 | 緑のマスタープラン策定 | | |
| 昭和 61 年 | 不燃物リサイクル施設運転開始 大和市みどり基金創設 | 昭和 63 年 | 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 公布 県自動車排ガス測定局の設置（深見台交差点） |
| 昭和 62 年 | 夏休み環境教室を開始 | | |
| 昭和 63 年 | 騒音計の貸出制度を開始 北部下水処理場供用開始 | | |
| 平成 1 年 | 合併処理浄化槽設置事業費補助制度を開始 緑のマスタープランの見直し 引地川水系自然公園基本計画策定 | 平成 2 年 | ダイオキシン類発生防止等ガイドライン |
| 平成 2 年 | 生垣助成の開始 | 平成 3 年 | 地球温暖化防止行動計画策定 |
| 平成 3 年 | 資源分別回収をモデル地区で開始 やまとの環境をよくする会結成 かながわ都市緑化大和フェアを開催 | 平成 4 年 | 再生資源の利用の促進に関する法律 |
| 平成 4 年 | 廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例 公布 | | |
| 平成 5 年 | （財）大和市みどりのまちづくり振興財団設立 引地川草柳護岸着手 下水汚泥焼却設備の運転開始 | 平成 5 年 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 公布 |
| 平成 6 年 | グリーンアップセンターオープン 粗大ごみ収集の有料化 全市域で資源分別回収を実施 | 平成 5 年 | 環境基本法 公布 |
| 平成 8 年 | 120t/24h 機械炉 3 基の運転開始 住民参加型公園「なかよし公園」オープン（初） | 平成 6 年 | 環境基本計画 閣議決定 |
| 平成 9 年 | 大和市環境を守り育てる基本条例 公布 自然観察センターしらかしのいえオープン ごみ搬出袋の半透明化 保全緑地要綱 制定 地域いきいき公園要綱 制定 市民緑地設置要綱 制定 親水広場の整備完了 | 平成 7 年 | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 公布 |
| 平成 10 年 | 緑の基本計画の策定 上和田・下和田境川緑地の保全に着手 みんなの街づくり条例の公布 | 平成 8 年 | 生物多様性国家戦略 閣議決定 神奈川県環境基本条例 公布 環境影響評価法 公布 |
| 平成 11 年 | 大和市環境基本計画の策定 遊びの森整備完了 大和市ローカルアジェンダ 21 環境配慮指針の策定 | 平成 9 年 | 神奈川県環境基本計画策定 県生活環境の保全等に関する条例 |
| 平成 12 年 | 特例市への移行に伴い、水質汚濁防止法等の権限委譲 大和市廃棄物の減量、資源化、適正処理に関する条例の改正 | 平成 10 年 | 特定家庭用機器再商品化に関する法律 公布 地球温暖化対策の推進に関する法律 公布 |
| | | 平成 11 年 | 地球温暖化対策推進大綱 策定 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 |
| | | 平成 12 年 | 地球温暖化対策に関する基本方針 策定 建設リサイクル法、資源有効利用促進法、食品リサイクル法、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、循環型社会形成推進基本法 公布 |

| 年 | 大 和 市 | 年 | 国 ・ 県 |
|---------|---|---------|--|
| 平成 13 年 | 環境省体験的環境学習推進事業を受託 ごみ半減化計画について市民・事業者へアンケート | 平成 13 年 | 環境省発足 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 公布 |
| 平成 14 年 | ISO14001 認証取得 大和市ごみ半減化計画策定 大和市市民環境調査員制度開始 大和市役所地球温暖化対策実行計画策定 | 平成 14 年 | 京都議定書の締結に向けた今後の方針について決定 新たな地球温暖化対策推進大綱 決定 新・生物多様性国家戦略 決定 土壌汚染防止法、自動車リサイクル法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 公布 神奈川県廃棄物処理計画 策定 |
| 平成 15 年 | 事業系一般廃棄物指定ごみ袋収集開始 | 平成 15 年 | 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 公布 循環型社会形成推進基本計画 閣議決定 神奈川県地球温暖化防止実行計画 策定 かながわ新エネルギービジョン 策定 |
| 平成 16 年 | 「環境立市 大和」宣言 | 平成 16 年 | ヒートアイランド対策大綱 決定 景観法、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 公布 |
| 平成 17 年 | 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例一部改正 | 平成 17 年 | 京都議定書発効、京都議定書目標達成計画 閣議決定 地球温暖化対策の推進に関する法律 全面施行 神奈川県環境基本計画、神奈川県廃棄物処理計画改定 |
| 平成 18 年 | 戸別収集及び家庭系有料指定ごみ袋収集開始 「その他プラスチック製容器包装（その他プラ）」の資源回収開始 | 平成 18 年 | 第 3 次環境基本計画 閣議決定 神奈川みどり計画策定 神奈川県景観条例 施行 |
| 平成 19 年 | 環境基本計画改定基本方針策定 | 平成 19 年 | 第 3 次生物多様性国家戦略 決定 神奈川県地球温暖化防止実行計画 改定 |
| 平成 20 年 | 環境基本計画改定 大和市廃棄物の減量化・資源化・適正処理等に関する条例施行規則の一部改正 大和市役所地球温暖化対策実行計画改定 大和市路上喫煙の防止に関する条例 公布 大和市役所環境マネジメントシステム運用開始 | 平成 20 年 | 生物多様性基本法 公布 地球温暖化対策の推進に関する法律 一部改正 第二次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定 神奈川県廃棄物処理計画 改訂 |
| 平成 21 年 | 大和市環境配慮指針の策定 電気自動車の導入 住宅用太陽光発電システムへの補助金交付開始 住宅用太陽光発電売電補助金の交付開始 | 平成 21 年 | 神奈川県地球温暖化対策推進条例 公布 家電エコポイント制度開始 エコカー減税開始 |
| 平成 22 年 | 大和市グリーンニューディール基金条例 大和市ポイ捨て等の防止に関する条例 大和市緑の基本計画 改定 | 平成 22 年 | 生物多様性国家戦略 2010 決定 神奈川県地球温暖化対策計画 策定 住宅エコポイント開始 |
| 平成 23 年 | 大和市地球温暖化対策実行計画策定 大和市環境配慮指針修正 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正 大和市都市公園条例の一部改正 | | |
| 平成 24 年 | 大和市環境審議会規則の一部改正 大和ポイ捨て等の防止に関する条例の一部改正 住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付開始 | 平成 24 年 | 第 4 次環境基本計画 閣議決定 生物多様性国家戦略 2012-2020 決定 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 公布 神奈川県廃棄物処理計画を神奈川県循環型社会づくり計画として改定 神奈川県地球温暖化対策推進条例 一部改正 |
| 平成 25 年 | 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正 | 平成 25 年 | 第三次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定 地球温暖化対策の推進に関する法律 一部改正 2020 年に向けた我が国の新たな温室効果ガス排出削減目標 発表 神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例 公布 |

| 年 | 大 和 市 | 年 | 国 ・ 県 |
|---------|---|---------|---|
| 平成 26 年 | 大和市都市公園条例の一部を改正する条例 | 平成 26 年 | エネルギー基本計画 閣議決定 水循環基本法、雨水の利用の推進に関する法律 公布 かながわスマートエネルギー計画 策定 |
| 平成 27 年 | 大和市都市公園条例の一部を改正する条例 住宅用太陽光発電システム設置補助対象機器拡大 | 平成 27 年 | 日本の約束草案（2020 年以降の温室効果ガス削減目標）発表 気候変動の影響への適応計画 閣議決定 |
| 平成 28 年 | 大和市一般廃棄物処理計画 改定 | 平成 28 年 | 地球温暖化対策計画 閣議決定 地球温暖化対策の推進に関する法律 一部改正 神奈川県環境基本計画（2016-2025） 策定 かながわ生物多様性計画 策定 神奈川県地球温暖化対策推進条例 一部改正 神奈川県地球温暖化対策計画 改定 |
| 平成 30 年 | 大和市環境基本計画 改定 | 平成 29 年 | 水銀に関する水俣条約発効 |
| 平成 31 年 | 大和市環境配慮指針 修正 | 平成 30 年 | 気候変動適応法 施行 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律 施行 かながわスマートエネルギー計画 改定 |
| 令和 3 年 | 大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正 | 令和 2 年 | 容器包装リサイクル法 改定 「かながわ気候非常事態宣言」発表 |
| 令和 4 年 | 「大和市気候非常事態宣言」を表明 大和市地球温暖化対策実行計画 改定 | 令和 3 年 | 地球温暖化対策計画 改訂 神奈川県地球温暖化対策推進条例 一部改正 |
| | | 令和 4 年 | 地球温暖化対策の推進に関する法律 一部改正 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 一部改正 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 一部改正 |

2. 現在の環境施設農政部の組織

令和5年4月1日現在



3. 大和市環境審議会（令和5年度）

令和5年7月7日現在
順不同 敬称略

| | |
|----------------|-------------|
| 池田 勝彦 (会長) | 専門的知識者 |
| 南條 隆 (職務代理) | 自然環境保全団体推薦者 |
| 坂本 勇二 | 公募 |
| 前 美詩 | 公募 |
| 南 真美 | 公募 |
| 羽染 久 | 公募 |
| 服部 健太郎 | 自然環境保全団体推薦者 |
| 高橋 一雄 | 廃棄物減量団体推薦者 |
| 石井 敏英 | 福祉団体推薦者 |
| 馬場 智志 | 教育関係者 |
| 小川 道子 | 農業協同組合推薦者 |
| 内山 和子 | 公的機関職員 |

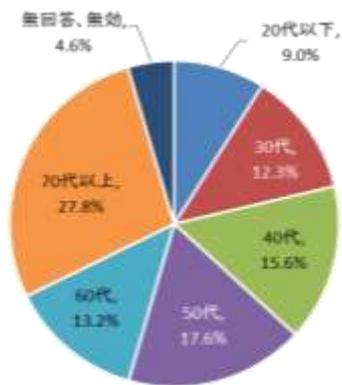
4. 環境に関する市民アンケート結果

(1) 実施概要

- ・ 調査対象地域 大和市全域
- ・ 調査対象者 市民 2,000 人
- ・ 標本抽出方法 完全無作為抽出
- ・ 調査方法 郵送配布、郵送回収
- ・ 調査期間 令和 4 年 7 月 1 日～7 月 31 日
- ・ 回収率 34.1%

- ・ 回答者の内訳等

年齢



職業



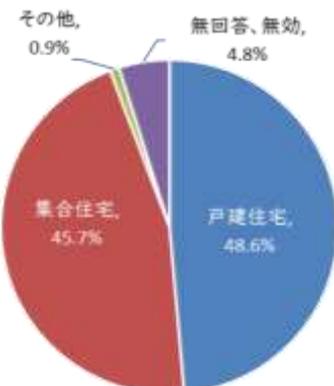
通勤・通学方法



世帯人数



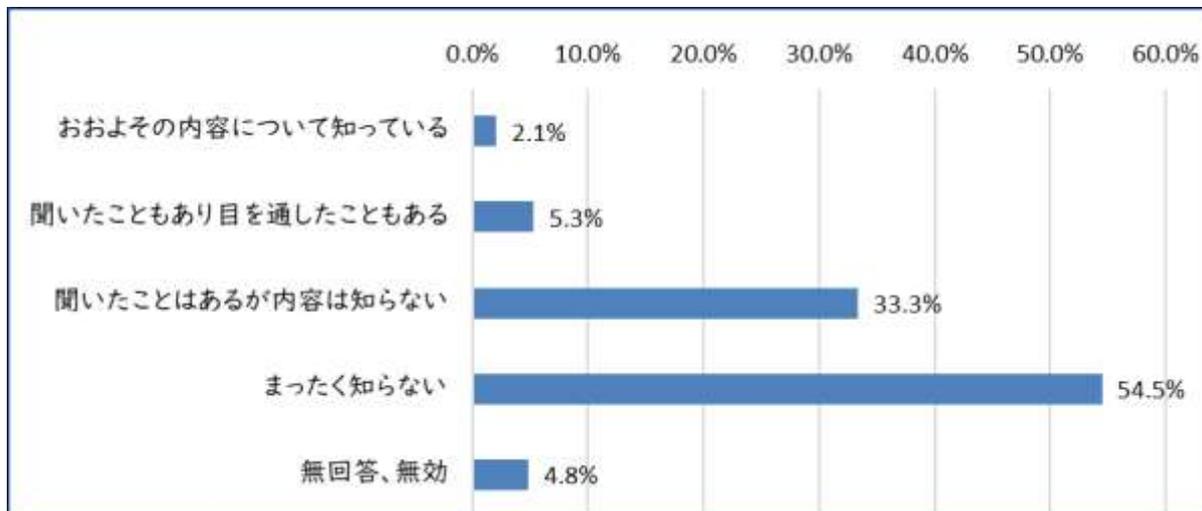
住居形態



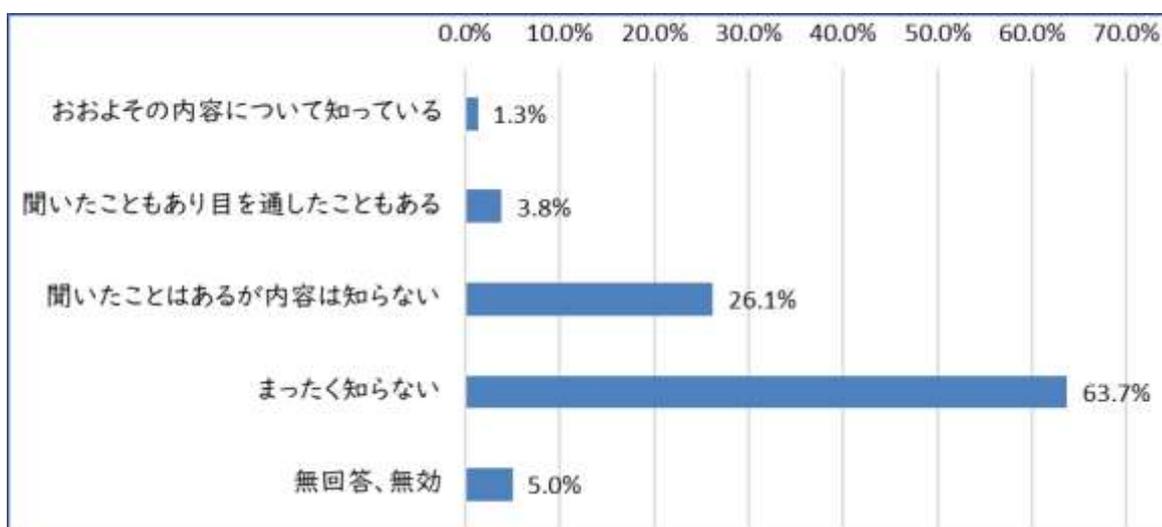
(2) アンケート結果

大和市環境基本計画及び大和市環境配慮指針の認知度について

- ・大和市の環境行政の方向性を示している「大和市環境基本計画」を知っていますか。



- ・市民、事業者、行政それぞれによる環境配慮の取組みについて定めた「大和市環境配慮指針」を知っていますか。

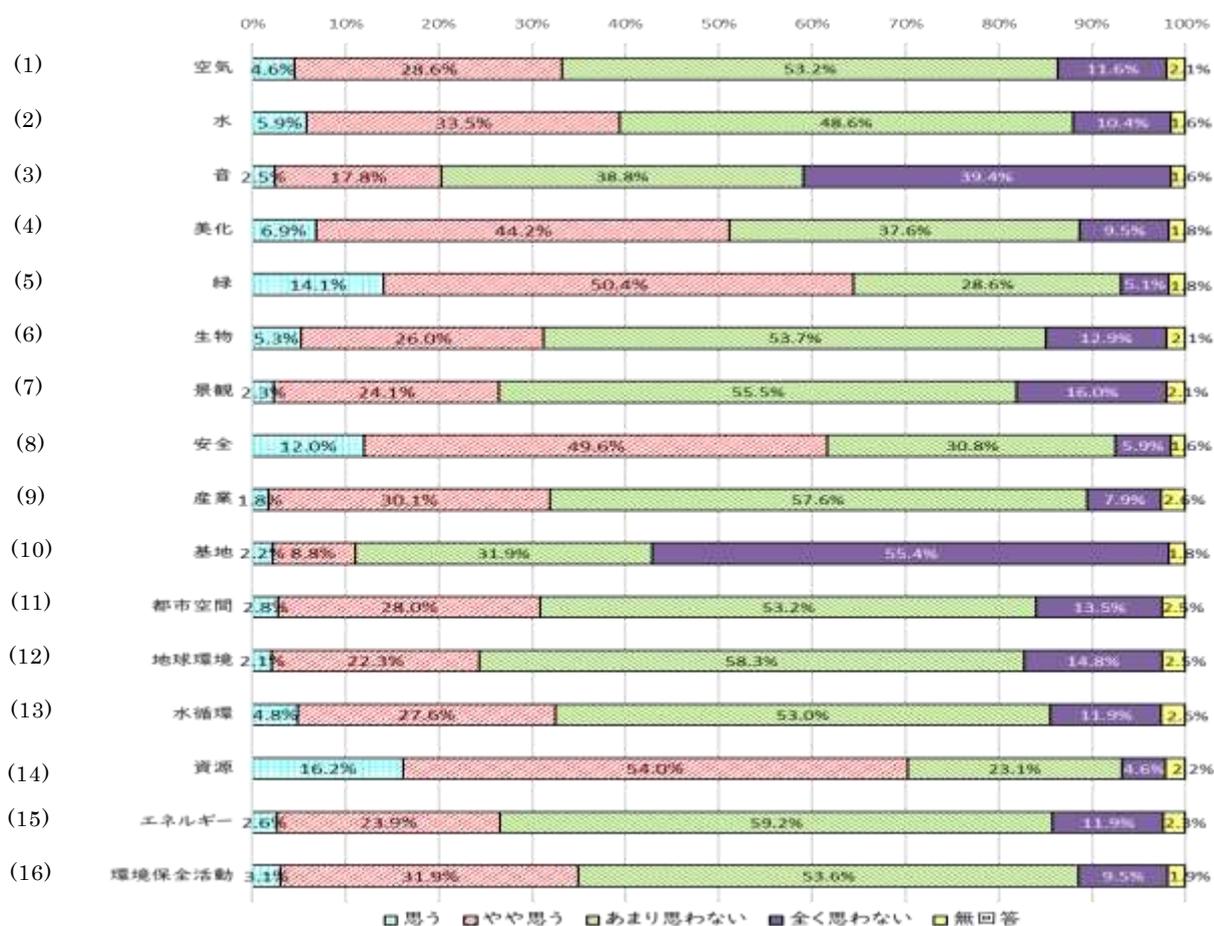


「大和市環境基本計画」について、「おおよその内容について知っている」、「聞いたこともあり、目を通したこともある」と回答した市民は5.1%で、「まったく知らない」、「聞いたことはあるが内容は知らない」と回答した市民は、全体の約9割という結果でした。

「大和市環境配慮指針」について、「おおよその内容について知っている」、「聞いたこともあり、目を通したこともある」と回答した市民は5.7%で、「まったく知らない」、「聞いたことはあるが内容は知らない」と回答した市民は、全体の約9割という結果でした。

「大和市環境基本計画」と「大和市環境配慮指針」の認知度は依然として低く、市民への普及・啓発の方法を見直す必要があると思われます。

現在の大和市の環境について



- ①空気について、大和市が「深呼吸したくなるまち」だと思いますか。
- ②水について、大和市が「きれいな川のあるまち」だと思いますか。
- ③音について、大和市が「静けさを感じるまち」だと思いますか。
- ④美化について、大和市が「散乱ごみの少ないきれいなまち」だと思いますか。
- ⑤緑について、大和市が「緑豊かなまち」だと思いますか。
- ⑥生物について、大和市が「身近に多くの種類の動植物とのふれあいのあるまち」だと思いますか。
- ⑦景観について、大和市が「魅力ある街並みを持っているまち」だと思いますか。
- ⑧安全について、大和市が「自然災害や有害化学物質のリスクのない安心して生活できるまち」だと思いますか。
- ⑨産業について、大和市が「環境配慮型の事業活動が行われている農・工・商の調和するまち」だと思いますか。
- ⑩基地について、大和市が「航空機騒音のないまち」だと思いますか。
- ⑪都市空間について、大和市が「都市空間のゆとりのあるまち」だと思いますか。
- ⑫地球環境について、大和市が「温室効果ガスの削減に取り組むなど地球市民としての自覚を持って行動するまち」だと思いますか。
- ⑬水循環について、大和市が「水との親しみのあるまち」だと思いますか。
- ⑭資源について、大和市が「リサイクルなど物質循環のなされているまち」だと思いますか。
- ⑮エネルギーについて、大和市が「エネルギーを有効に利用するまち」だと思いますか。

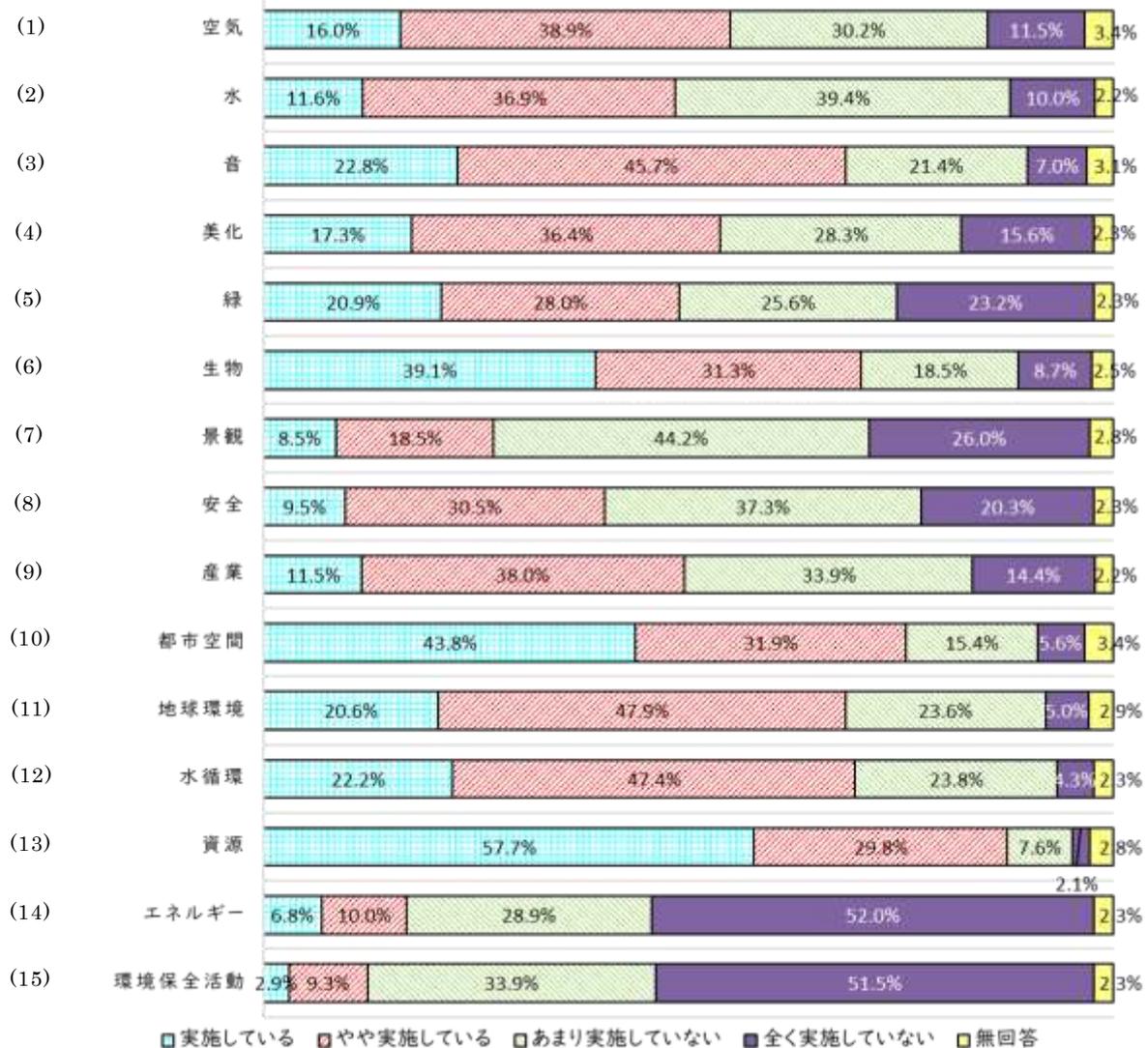
⑩環境保全活動について、大和市が「環境に配慮したり、環境保全活動に取り組む人が多いまち」だと思いますか。

緑、安全、資源について、「緑豊かなまち」「自然災害や有害化学物質のリスクのない安心して生活できるまち」「リサイクルなど物質循環のなされているまち」だと思う、やや思うと回答した市民は全体の6割以上で高い割合となっています。

美化についても「散乱ごみの少ないきれいなまち」だと思う、やや思うと回答した市民が全体の半数以上で、他の環境要素のなかでは比較的高い割合となっています。

それに対し、基地について、「航空機騒音のないまち」と全く思わない、あまり思わないと回答した市民が約8割以上、音についても、「静けさを感じるまち」と全く思わない、あまり思わないと回答した市民が8割近くであり、依然として厚木基地の騒音の影響を大きく受けていることが分かります。

環境に関する日頃の取組みについて



- ① [空気] 公共交通機関の利用やエコドライブなどの取組みをしていますか。
- ② [水] 石けんの利用や生活排水が河川を汚さないような取組みをしていますか。
- ③ [音] 生活騒音の防止や運転騒音の防止などの取組みをしていますか。
- ④ [美化] 地域清掃などの美化の取組みをしていますか。
- ⑤ [緑] 緑地の保全や、庭に草木を植えるなどの緑化活動の取組みをしていますか。
- ⑥ [生物] 生息場所を荒らさない、動植物をむやみに採集しないなどの取組みをしていますか。
- ⑦ [景観] 景観に配慮した地域づくりなどの取組みをしていますか。
- ⑧ [安全] 防災対策や防災訓練への参加などの取組みをしていますか。
- ⑨ [産業] 地元の農産物や環境に配慮した商品を購入するなどの取組みをしていますか。
- ⑩ [都市空間] 違法駐車・駐輪防止、混雑時に自動車利用を控えるなどの取組みをしていますか。
- ⑪ [地球環境] 省エネなどの取組みをしていますか。
- ⑫ [水資源] 節水などの取組みをしていますか。
- ⑬ [資源] 資源分別の徹底などの取組みをしていますか。
- ⑭ [エネルギー] 太陽光発電や燃料電池の導入などの取組みをしていますか。
- ⑮ [環境保全活動] 環境教育の取組みやボランティア活動への参加をしていますか。

「資源について、資源分別の徹底などの取組み」を「実施している」、「やや実施している」と回答した市民は(87.5%)で、高い意識を持って取り組んでいることがわかります。次いで「都市空間について、違法駐車・駐輪をせず混雑時の車の利用を控える」(75.7%)、「生物について、生物の生息場所を荒らさない、動植物をむやみに採集しない」(70.4%)と7割以上の市民が取り組んでいます。

そのほか約6割以上の市民が「水循環について、節水などの取組み」(69.6%)、「音について、生活騒音、運転騒音の防止」及び「地球環境について、省エネなどの取組み」(68.5%)に取り組んでいると回答していました。

一方、「環境保全活動について、環境教育やボランティアへの参加などの取組み」を「全く実施していない」「あまり実施していない」と答えた市民は(85.4%)、「エネルギーについて、太陽光発電や燃料電池の導入などのエネルギーの有効活用についての取組み」を「全く実施していない」「あまり実施していない」と回答した市民は(80.9%)で、どちらも難しい取組みであることがわかります。一方、「環境保全活動について、環境教育やボランティアへの参加などの取組み」を「全く実施していない」「あまり実施していない」と答えた市民は(85.4%)、「エネルギーについて、太陽光発電や燃料電池の導入などのエネルギーの有効活用についての取組み」を「全く実施していない」「あまり実施していない」と回答した市民は(80.9%)で、どちらも難しい取組みであることがわかります。

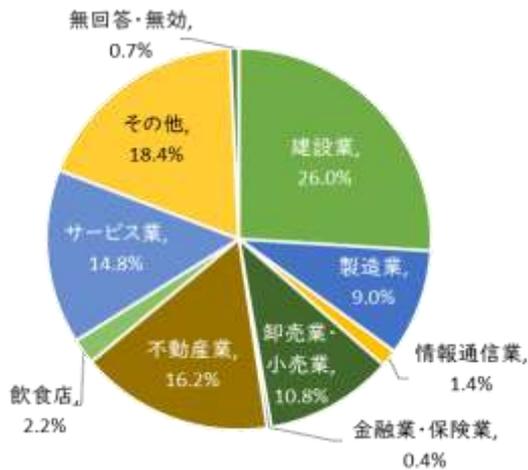
5. 環境に関する事業者アンケート結果

(1) 実施概要

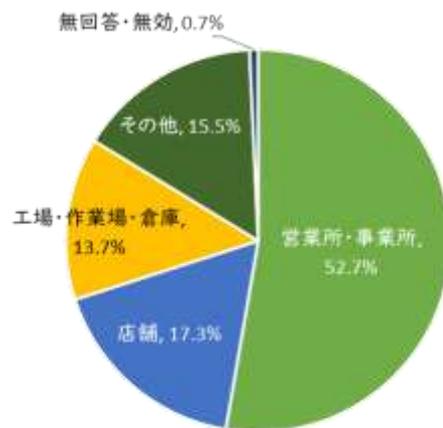
- ・ 調査対象地域 大和市全域
- ・ 調査対象者 市内に住所を置く事業者 1,000 社
- ・ 標本抽出方法 完全無作為抽出
- ・ 調査方法 郵送配布、郵送回収又は電子申請で回答
- ・ 調査期間 令和4年7月1日～7月31日
- ・ 回収率 27.7%

- ・ 回答者の内訳等

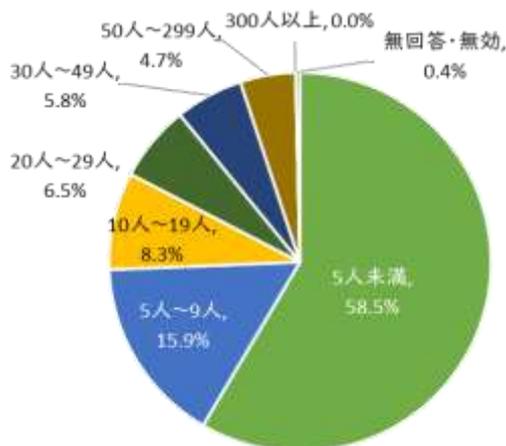
業種



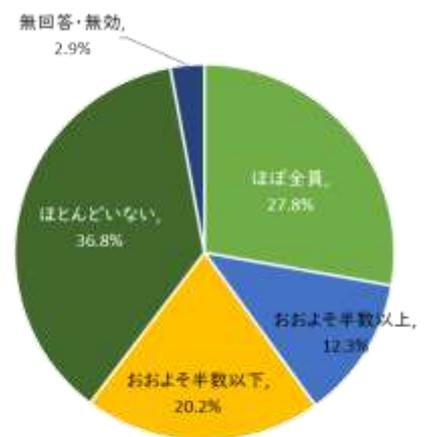
事業所形態



従業員数



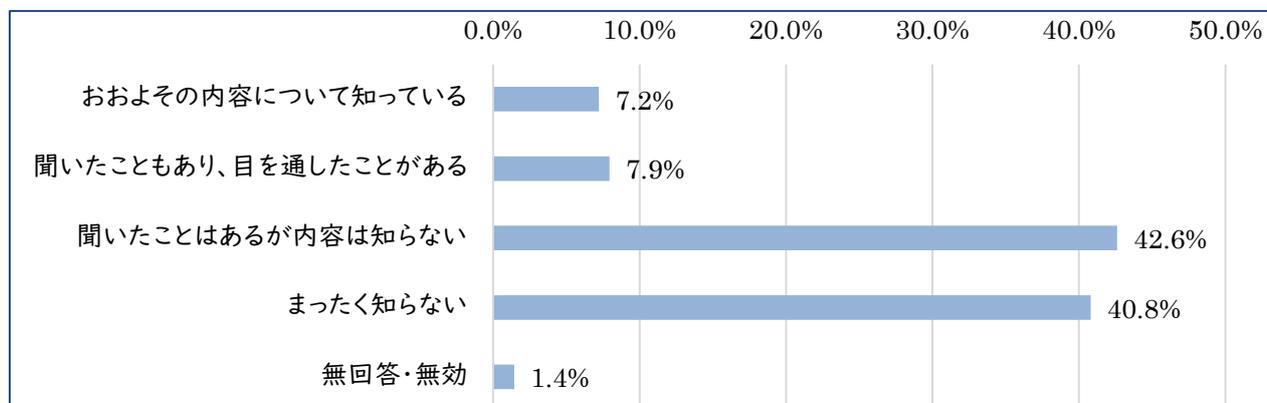
マイカー通勤者の割合



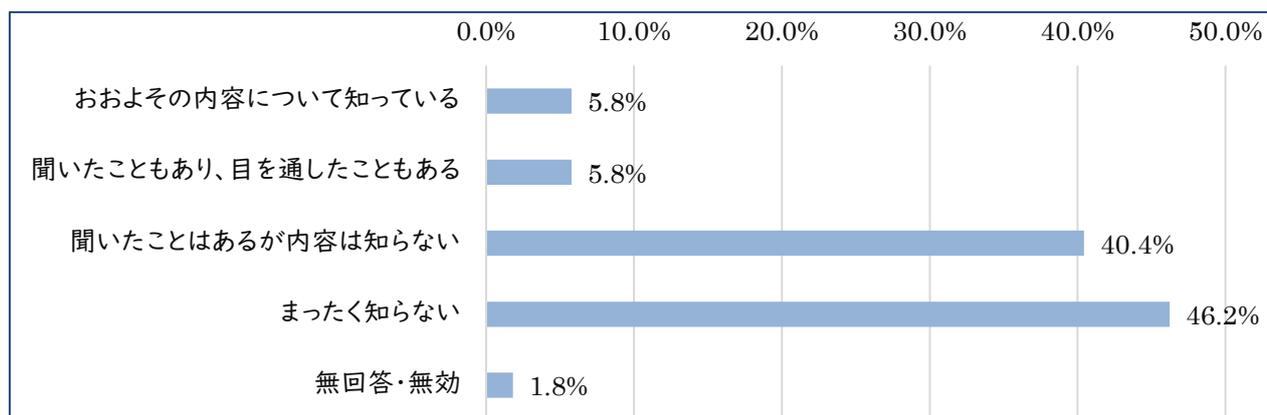
(2) アンケート結果

大和市環境基本計画及び大和市環境配慮指針の認知度について

- ・大和市の環境行政の方向性を示している「大和市環境基本計画」を知っていますか。



- ・市民、事業者、行政それぞれによる環境配慮の取組みについて定めた「大和市環境配慮指針」を知っていますか。



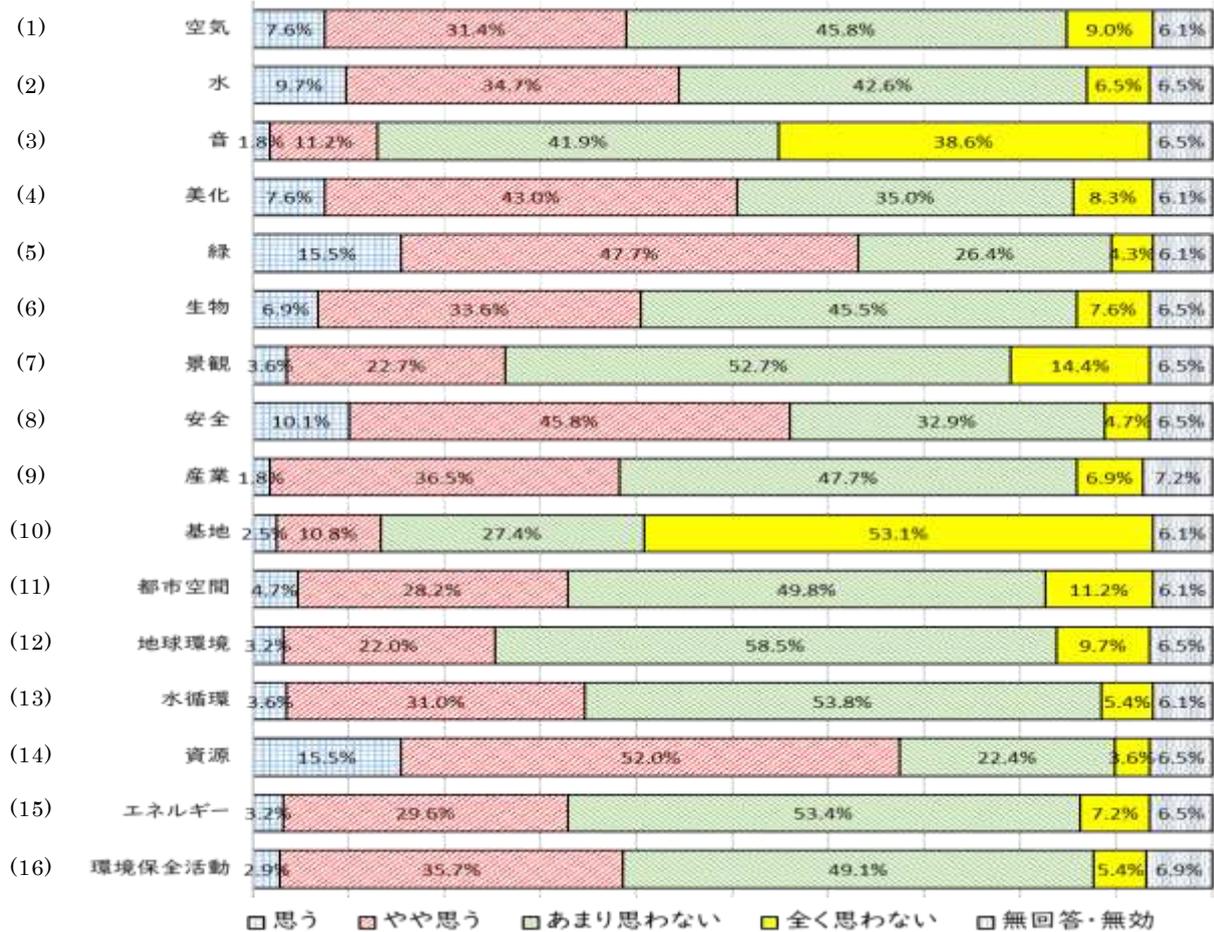
「大和市環境基本計画」について、「おおよその内容について知っている」、「聞いたこともあり、目を通したことがある」と回答した事業者は(15.1%)でした。

一方「聞いたことはあるが内容は知らない」、「まったく知らない」と回答した事業者は(83.4%)という結果でした。

「大和市環境配慮指針」について、「おおよその内容について知っている」、「聞いたこともあり、目を通したことがある」と回答した事業者は(11.6%)で、「聞いたことはあるが内容は知らない」、「まったく知らない」と回答した事業者は(86.6%)でした。

「環境基本計画」と「大和市環境配慮指針」の認知度は共に十分とは言えず、今後も機会を捉えた啓発活動に努め、事業者の皆様のご協力を得て、大和の環境をより良くする必要があります。

現在の大和市の環境について



- ①空気について、大和市が「深呼吸したくなるまち」だと思いますか。
- ②水について、大和市が「きれいな川のあるまち」だと思いますか。
- ③音について、大和市が「静けさを感じるまち」だと思いますか。
- ④美化について、大和市が「散乱ごみの少ないきれいなまち」だと思いますか。
- ⑤緑について、大和市が「緑豊かなまち」だと思いますか。
- ⑥生物について、大和市が「身近に多くの種類の動植物とのふれあいのあるまち」だと思いますか。
- ⑦景観について、大和市が「魅力ある街並みを持っているまち」だと思いますか。
- ⑧安全について、大和市が「自然災害や有害化学物質のリスクのない安心して生活できるまち」だと思いますか。
- ⑨産業について、大和市が「環境配慮型の事業活動が行われている農・工・商の調和するまち」だと思いますか。
- ⑩基地について、大和市が「航空機騒音のないまち」だと思いますか。
- ⑪都市空間について、大和市が「都市空間のゆとりのあるまち」だと思いますか。
- ⑫地球環境について、大和市が「温室効果ガスの削減に取り組むなど地球市民としての自覚を持って行動するまち」だと思いますか。
- ⑬水循環について、大和市が「水との親しみのあるまち」だと思いますか。
- ⑭資源について、大和市が「リサイクルなど物質循環のなされているまち」だと思いますか。
- ⑮エネルギーについて、大和市が「エネルギーを有効に利用するまち」だと思いますか。

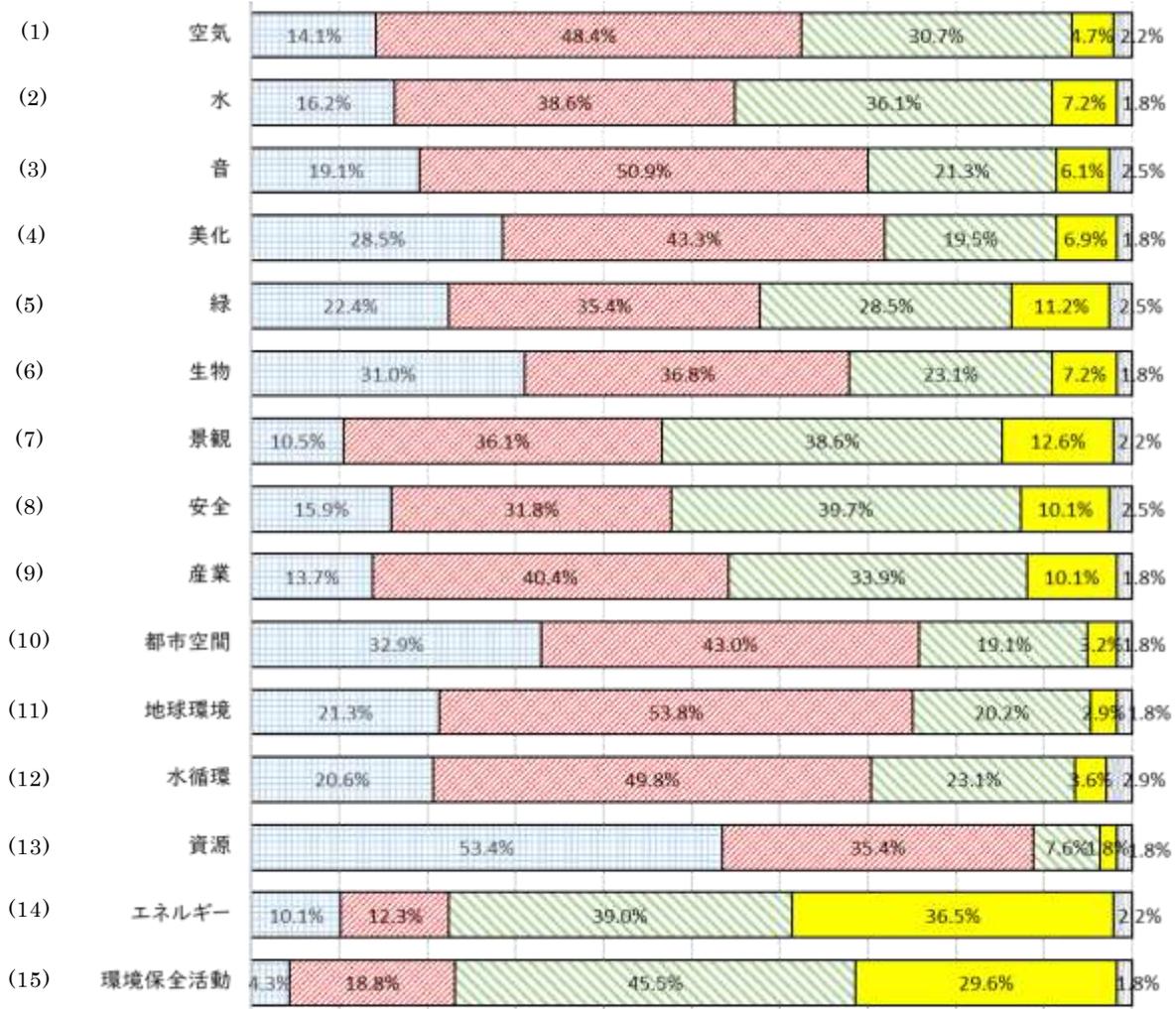
⑩環境保全活動について、大和市が「環境に配慮したり、環境保全活動に取り組む人が多いまち」だと思いますか。

資源について「リサイクルなど物質循環のなされているまち」だと思う、やや思うと回答した事業者は(67.5%)、緑について「緑豊かなまち」だと思う、やや思う(63.2%)、安全について「安心して生活できるまち」だと思う、やや思う(55.9%)という結果になりました。

比較的多くの事業者が、大和市は資源循環がなされていて、緑豊かで安心して生活できるまちだと感じているようです。

その一方で、音や基地については、「よいと思わない」などと回答した事業者が「音」(80.5%)、「基地」(80.5%)と他の環境要素に比べるとかなり多く、厚木基地等の騒音の影響を大きく受けていると考えられます。

環境に関する日頃の取組みについて



実施している
 やや実施している
 あまり実施しない
 全く実施していない
 無回答・無効

- ① [空気] 公共交通機関の利用やエコドライブなどの取組みをしていますか。
- ② [水] 石けんの利用や生活排水が河川を汚さないような取組みをしていますか。
- ③ [音] 生活騒音の防止や運転騒音の防止などの取組みをしていますか。
- ④ [美化] 地域清掃などの美化の取組みをしていますか。
- ⑤ [緑] 緑地の保全や、庭に草木を植えるなどの緑化活動の取組みをしていますか。
- ⑥ [生物] 生息場所を荒らさない、動植物をむやみに採集しないなどの取組みをしていますか。
- ⑦ [景観] 景観に配慮した地域づくりなどの取組みをしていますか。
- ⑧ [安全] 防災対策や防災訓練への参加などの取組みをしていますか。
- ⑨ [産業] 地元の農産物や環境に配慮した商品を購入するなどの取組みをしていますか。
- ⑩ [都市空間] 違法駐車・駐輪防止、混雑時に自動車利用を控えるなどの取組みをしていますか。
- ⑪ [地球環境] 省エネなどの取組みをしていますか。
- ⑫ [水資源] 節水などの取組みをしていますか。
- ⑬ [資源] 資源分別の徹底などの取組みをしていますか。
- ⑭ [エネルギー] 太陽光発電や燃料電池の導入などの取組みをしていますか。
- ⑮ [環境保全活動] 環境教育の取組みやボランティア活動への参加をしていますか。

「資源について、資源分別の徹底などの取組み」を「実施している」、「やや実施している」と回答した事業者は(88.8%)で、日頃からリサイクルなど資源の分別を徹底しているということがわかります。

次いで「都市空間について、違法駐車・駐輪をせず混雑時の車の利用を控える」(75.9%)、「地球環境について、省エネなどの取組み」(75.1%)、「美化について、地域清掃などの美化の取組み」(71.8%)、「水循環について、節水などの取組み」(70.4%)、「生物について、生物の生息場所を荒らさない、動植物をむやみに採集しない」(67.8%)、「音について、生活騒音、運転騒音の防止」(70.0%)と6割以上の事業者が取り組んでいると回答していました。

一方、「エネルギーについて、太陽光発電や燃料電池の導入などのエネルギーの有効活用についての取組み」を「全く実施していない」「あまり実施していない」と回答した事業者は(75.5%)、「環境保全活動について、環境教育やボランティアへの参加などの取組み」を「全く実施していない」「あまり実施していない」と答えた事業者は(75.1%)で、どちらも難しい取組みであることがわかります。

6. 大和市環境を守り育てる基本条例

平成9年12月22日公布
条例第21号

私たちのまち大和は、境川とその流れの源を大和に発する引地川に囲まれ、水と緑の豊かな自然環境に恵まれるとともに、市域の中央を走る鉄道や道路による交通の便利な神奈川の中核都市として発展してきた。

しかし、人口の集中、産業の拡大などによる都市としての発展に伴い、自動車の排出ガスによる大気の汚染、身近な自然である緑の減少、廃棄物の増大など都市生活型の環境問題が深刻化してきており、加えて、基地をめぐる様々な問題も存在している。

さらに、私たちの日常生活や事業活動を通じての利便さや豊かさの追求により、地球の温暖化、オゾン層の破壊など、環境問題は地球規模へと拡大し、将来の世代に重大な影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っている。

このように、私たちは、自然生態系の微妙な均衡の中で、限りある良好な環境の恵みを受ける一方、私たちの日常生活や事業活動による影響は、この自然生態系の復元力を超えるまでに拡大してきた。

しかしながら、この健全で恵み豊かな環境の恵沢は、将来にわたって維持されなければならない。

私たちは、ここに改めて望ましい大和のまちや環境の姿、すなわち「自然の恵みを取り入れた、健康に生活できる、一生を安心して暮らせるふるさと」の実現を目指し、連帯して努力していかなければならない。

このような認識の下、環境について深く理解するために学び、これまでの生活及び事業活動並びにそれらに連なる体系を見直し、並びに人、動物、植物などすべての生命の基盤である良好な環境の保全及び創造をしていくことに継続して取り組むため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来のすべての市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境の有限性を認識することによって、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる、循環を基調とした社会を構築することを目的として行われなければならない。
 - 3 環境の保全等は、市民、事業者及び市のそれぞれの公平な役割分担の下に協力し、自主的かつ積極的に行われなければならない。
 - 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、すべての市民にとって、良好な環境を確保する上での重要な自らの問題でもあることから、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、及び自然環境を適正に保全する措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源等の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、市域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、市域を超えた広域的な取組を要する施策を策定し、及び実施するときは、国及び他の地方公共団体と協力し、その施策の推進に努めなければならない。

(施策の方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項が達成されるよう努めるものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭を未然に防止すること。

(2) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、水辺、樹林、農地等を適正に保全し、生態系に配慮した身近な自然を創出すること。

(3) 潤いと安らぎのある安全で快適な都市環境を創造するため、水と緑を生かした都市施設の整備及び地域の特性を生かした都市景観の形成を促進し、並びに歴史的文化的遺産の保全及び活用を図ること。

(4) 環境の美化を推進するとともに、環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進すること。

(5) 国、他の地方公共団体その他の関係行政機関及び市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)と連携し、市域の自然的社会的条件に応じた地球環境保全を推進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向その他必要な事項について定めなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境への配慮指針の策定)

第9条 市は、環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市がそれぞれの役割に応じて環境に配慮した行動をするための指針を策定するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全等に関して理解を深め、並びに環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めなければならない。

(自発的な活動の促進)

第11条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第12条 市は、第10条に規定する環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進を図るため、環境の保全等に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

(年次報告書)

第13条 市長は、毎年、環境の現況及び環境基本計画に基づく施策の進行状況等を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(監視、調査等の実施)

第14条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、調査等の実施に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協働して環境の保全等に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

附 則 一抄一

(施行期日)

この条例は、平成10年2月1日から施行する。

7. 大和市環境基本計画

本計画は、「大和市環境を守り育てる基本条例」に定められた様々な施策を、柔軟な連携を保ちつつ、すべての主体の公平な役割分担の下に、将来を展望しながら総合的、計画的に推進し、市が実施する境の保全と創造に関する施策の基本的な方向を示すとともに、市民、事業者に期待される取組みを明らかにするものです。

(1) 計画の基本理念

<環境の恵みの享受と次世代への継承>

きれいな空気や水をもつ良好な環境は、私たちに自然と触れて得られる人間性の回復や心身の休養といった恵みをもたらしてくれます。この良好な環境を守り、将来の市民へと引き継いでいきます。

<持続的に発展する循環を基調とした社会の構築>

自然生態系の復元力には限りがあることを認識し、人と自然が共生した、環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる、循環を基調とした社会の構築を目指します。

<市民、事業者、市の協働>

環境の保全と創造は、市民、事業者、市が、それぞれの公平な役割分担の下に協力し、自主的かつ積極的に行っていきます。

<地球環境保全の推進>

地球規模の環境問題は、人類共通の課題であると同時に、私たち市民一人ひとりにとっての問題でもあります。日常生活や事業活動のあらゆる場面で、地球環境の保全を積極的に進めていきます。

(2) 計画の期間

本計画は、望ましい環境像の実現に向けて、長期的な視点での取組みを目指しますが、そのステップとして平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年を計画期間とします。

なお、他の計画との整合や取組みの進捗状況などとの調整、環境問題を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

(3) 計画の対象範囲

環境問題の空間的・時間的な広がりや踏まえ、社会のニーズや市民の意識の変化に対応し、必要な施策を講じられるように、生活環境や自然環境など身近な環境の保全と創出をはじめとし、安全で快適な都市環境基盤の整備、さらには、地球環境問題までを見渡してそれぞれの要素を設定します。

これらの個別の環境課題への取組みを、各主体の環境保全活動によって支えられる、環境への負荷の少ない循環型社会の構築という視点より束ねます。

8. 用語集

英数字

BEMS

Building Energy Management System の略で、事務所ビルなどにおける省エネルギーを目的として、情報技術を活用してエネルギーの使用状況をリアルタイムに表示したり、室内の明るさや温度・湿度などをセンサーで把握したりして、照明の自動調節や空調の最適な運転を行い、建物のエネルギー需要を管理するシステムです。

BOD

「生物化学的酸素要求量」の英語の頭文字をとった略称で、水中の有機物を微生物が一定時間内に分解する際に消費される酸素の量をいいます。BOD が大きいほど、浄化に多くの酸素が必要で、それだけ水中に有機物があることになり、河川などの水の汚れを表わす代表的な指標となっています。

COP

1992年の地球サミット(国連環境開発会議)で採択された国連気候変動枠組条約の締約国が、温室効果ガス排出量の削減方策等を協議するために、毎年開催される国際会議のことで、条約に関する最高決定機関に位置づけられています。

dB (デシベル)

騒音や振動の強さを示す尺度として用いられ、環境基準や各種の規制値もデシベル表示で定められています。デシベルが用いられる理由の一つとして、人体の外界の刺激に対する感じ方(小さな刺激なら少しの違いにも敏感ですが、刺激が大きくなると多少変化しても気づきにくいこと)が、デシベル表示と相性がよいことがあげられます。

FIT 法

再生可能エネルギーの導入促進のため、電力会社による再生可能エネルギーの固定価格買取制度などを定めた法律です。固定価格買取制度は、コストの高い再生可能エネルギーの導入促進を図るため、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定期間買い取ることを国が約束する制度のことで、買い取り費用の一部は、電気を使用する消費者が賦課金という形で負担しています。

HEMS

Home Energy Management System の略で、家庭における省エネルギーを目的として、人に代わってエアコンや冷蔵庫などの家電機器の最適運転を行ったり、エネルギー使用状況をリアルタイムで表示したりして、住宅等で消費するエネルギー需要を管理するシステムです。

IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設置された組織。

ISO14000 シリーズ/ISO14001

ISO14000 シリーズは、ISO(国際標準化機構)が定めた、環境マネジメントシステムをはじめとする、環境に関する一連の国際規格です。その中の一つである ISO14001 は、組織が環境マネジメントシステムの規格に適合していることを表明するために、何が必要かを示した仕様書です。

KES (Kyoto Environmental management system Standard)

京都議定書の発祥地、京都から発信された「環境マネジメントシステム」の規格です。シンプルかつ低コストで取り組めるシステムです。

LAeq (等価騒音レベル)

不規則かつ大幅に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内の騒音レベルのエネルギーを時間平均したものです。規則で大幅に変動する騒音の評価値の一つで、人の感じ方との対応が良いとされています。

Lden

騒音の程度をエネルギー積分によって評価する指標の一つで、我が国では、航空機騒音の評価指標として用いられています。時間帯補正等価騒音レベルともいい、夕方や夜間の騒音に重み付けしたものとなっています。

NLP

Night Landing Practice の略で、航空機の夜間着陸訓練です。

PM2.5 (微小粒子状物質)

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は1ミリの千分の1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さいものを指します。PM2.5 は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系・循環器系への影響が心配されています。

ppm

濃度を表す単位で、100 万分の1を1ppmといます。例えば 1m^3 の大気中に 1cm^3 、もしくは 1kg の水に 1mg の物質が含まれる場合が1ppmです。

PRTR

「環境汚染物質排出・移動登録」の英語の頭文字をとった略称で、環境汚染の恐れのある化学物質がどのような発生源からどの程度環境中に排出されているか、また、廃棄物になっているのかというデータをまとめたものです。

PTIO 法

大気測定の一種で、 NO_2 と NO_x を捕集するための吸収薬を含ませたる紙一対を 1.5m の高さに固定し、一定期間大気に暴露した後に測定する方法。

Sv (シーベルト)

Sv(シーベルト)は放射線を受けたときの身体への影響の度合いを表します。Sv/h は一時間あたりに受けるシーベルトの量を示します。また、シーベルトの $1,000$ 分の1がミリシーベルト (mSv)、その $1,000$ 分の1がマイクロシーベルト (μSv) です。

TEQ

ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も強い毒性を有する 2,3,7,8-TCDD (4 塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン) の量に換算していることを示す記号です。

ZEB・ZEH

Net Zero Energy Building の略で、断熱や採光性などを工夫してエネルギー消費量を減らす一方で、太陽光発電等でエネルギーをつくり、見かけ上のエネルギー使用量をゼロにしたビルのことです。また、同様の考え方を一般住宅に当てはめたものを ZEH (Net Zero Energy House) と呼んでいます。

3R

「ごみを出さない」(リデュース: Reduce)、「一度使って不要になった製品等を再び使う」(リユース: Reuse)、「ごみを資源として再生利用する」(リサイクル: Recycle) という廃棄物処理や再生利用の優先順位のことを、それぞれの頭文字をとって「3R」と呼んでいます。

6つの森

市の緑の拠点となる6つの緑地のことで、具体的には、泉の森(泉の森+ふれあいの森)、歴史の森(深見歴史の森)、野鳥の森(上和田野鳥の森+谷戸頭・谷戸緑地)、つるまの森(つるま自然の森)、久田の森(久田緑地)、中央の森をいいます。

あ

アイドリングストップ

自動車の駐停車中に、エンジンをかけっぱなしにしないことです。ガソリン等の燃料消費量を抑えるとともに、大気汚染物質や温室効果ガスの排出量を減らす効果があります。

アダプトプログラム

「里親制度」と訳され、市民が道路、公園・緑地等、公共施設の里親となり、土地管理者との契約に基づき、維持管理や活用を行っていくボランティア活動です。

一酸化炭素

燃料などの不完全燃焼に伴って発生する気体で、人体に極めて有害です。

一定限度以上の航空機騒音

航空機騒音の内、70 dB以上が5秒以上継続している騒音を一定限度以上として定めています。

雨水浸透枳

屋根などで集めた雨水をそこから地中にしみこませる「ます」のことをいい、底をコンクリートでふさがず、くだいた石などを詰め込んであります。雨水の流出を抑制するとともに、地下水のかん養などの効果が期待できます。

雨水調整槽

下水道に接続して、雨水を一時的に貯留することで流量を調整する施設です。

雨水貯留槽

屋根に降った雨水を雨どいを通して引き入れ一時的に溜める装置のことで、庭木の水撒きや洗車、また災害時には消火用水や生活用水に利用できます。

エコアクション 21

主に中小企業向けとして、環境省が策定した環境マネジメントシステムの認証・登録制度です。要求事項が簡略化されており、認証取得費用も安価であるため、環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001に比べて、取り組みやすいものとなっています。本市独自の制度として「やまとエコアクション21」があります。

エコステージ

エコステージは環境経営をサポートする目的で作られたシステムです。5つのステージからレベルにあわせてチャレンジできる等の特徴を持っています。

エコドライブ

急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど、燃料の無駄の少ない運転や、燃費の良い車種の選択、相乗りなど、省エネルギーと排気ガスの低減に役立つ運転の総称です。

エコマーク

広くは、商品の環境面での情報を提供し、消費者が環境に配慮して選択できるように、商品につけるマークのことをいいます。日本のエコマークは、製造、使用、廃棄等による環境への負荷が相対的に少ない商品や、それ自体で環境保全効果を持つ商品が対象とされています。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

一般に「省エネ法」とも呼ばれ、2050年カーボンニュートラル目標に向けて、非化石エネルギーを含めた全てのエネルギーを対象として、エネルギーを使用する工場等、輸送、建築物及び機械器具等において、エネルギーの合理化と非化石エネルギーの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律です。

オープンスペース

河川や緑地・都市公園など、一般の人々の出入りが自由な解放された空間です。

オゾン層

オゾン濃度が比較的高い成層圏のことで、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護する働きがあります。

温室効果ガス

地球の温度は、太陽の日射により流入するエネルギーと、暖められた地表面が赤外線として宇宙へ放射するエネルギーのバランスによって定まりますが、温室効果ガスは、赤外線を宇宙に逃がさず、地表の温度を上昇させます。人間活動による大気中濃度の増加が問題視されている温室効果ガスとしては、二酸化炭素のほか、メタンや亜酸化窒素、HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）、SF₆（六ふっ化硫黄）があげられます。

か

カーシェアリング

予め登録した会員だけが利用できる自動車を貸し出しするシステムで、主に、短時間の利用を目的としています。また、車を財産として所有するのではなく経費としてとらえることによって、公共交通手段等とのコスト比較意識が働き、過剰な自動車の利用を抑制する働きがあるといわれます。

ガーデンシュレッダー

動力を利用して庭木の剪定枝・落葉等を粉砕チップ化する器具。

街区公園

主に街区内に居住している人が利用することを目的として設置されるもっとも身近な公園です。

拡大生産者責任制度

生産者が、製品の生産・使用・廃棄・リサイクルまで責任を負うという考え方（EPR: Extended Producer Responsibility）に基づき、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担する制度です。

合併処理浄化槽

し尿浄化槽の一種で、し尿とその他の生活排水を一緒に処理する浄化槽です。単独処理浄化槽では、し尿だけしか処理できません。

神奈川県生活環境の保全に関する条例

神奈川県が、工場及び事業場の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための処置その他環境保全上の支障を防止するために、必要な事項を定めた条例です。

環境基準

健康の保護と生活環境の保全のために維持されることが望ましい基準で、取組みを進める上での行政上の目標として政府により定められるものです。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、環境上の条件（大気中の汚染物質の濃度など）として定められています。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（環境教育推進法）を継承する法律で、「環境教育等促進法」とも呼ばれます。生命を尊ぶことや循環型社会の形成などを基本理念とし、協働による環境保全の取組みの推進などについて規定しています。

環境定期（券）制度

地球温暖化の防止や大気汚染の改善を図るため、マイカーの代わりにバスなどの公共交通機関を利用すると、運賃の割引等の特典を受けられる制度です。

かんきょうノート

本市独自の取組みで、チェック項目にしたがって、環境を大切にしているいくつかの行動を2週間にわたり実践、記録するものです。それにより、二酸化炭素の削減量と、家計の節約効果を数値として確認することができます。

環境負荷（環境への負荷）

「大和市環境を守り育てる基本条例」では、「人の活動により環境に加えられる原因であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定義しています。人間活動の結果としてもたらされ、直接的、あるいは集積・蓄積して、様々な環境悪化を引き起こす、排出物質や自然の改変などをいいます。

環境放射線量

生活環境中にある放射線量。環境放射線は自然放射線と人口放射線に分類される。

環境保全型農業

化学肥料や農薬の使用量を減らし、できる限り環境への負荷を低減するよう配慮した農業・農法のことです。たい肥を使った有機農業等が一般的に普及しています。

環境マネジメントシステム

企業など組織の活動の環境面を管理するためのシステムで、そのための方針や体制、手順を定めた文書類などから構成されます。

環境リスク

人間活動による環境への負荷が、環境中の経路を通じ、人の健康への被害や生態系の破壊などの悪影響を及ぼすおそれのことです。不確実な環境問題に対して、「悪影響が起りうる不確かさの程度」と「起こった場合の影響の大きさの程度」の両面から、科学的知見に基づいた評価を行うことで、被害等を未然に防止しようとする考え方の基礎となるものです。

基幹公園

市民の日常生活に密着し、計画的に配置される基本的な公園です。比較的小規模で住区を基本にした公園（街区公園など）から、都市の全体像を形成するようなスケールの大きな公園まであります。

気候変動枠組条約

地球温暖化を防止するための国際的な枠組みを定めた条約です。1994(平成6)年3月に発効され、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としています。なお、気候変動は、地球温暖化とほぼ同じ意味で用いられることが多く、国連気候変動枠組条約では、「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生じるもの」と定義されています。

協働

市民、事業者、市といった、立場や時には利害関係の異なる主体が、環境問題などの課題に対し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、共通の認識を持って、相互に協力・連携していくことです。

共同輸配送

複数の事業者が共同で輸送、または配送を行うことをいい、これにより、輸送効率が高まり、車両数や走行量の削減につながります。

クリーンキャンペーン

「ごみが捨てられにくい、きれいなまち並み」を維持するために、市民、事業者等の協力を得て、年間を通して本市が推進する地域美化活動です。

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

経営耕（作）地

農林業を営む事業者が耕作している農地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）のことで、自ら所有して耕作している自作地と、他から借りて耕作している借入耕地があります。

景観形成方針

本市の景観の望ましい姿を示し、建築物の建築等、工作物の建設等及びその他景観形成に関わる行為において配慮すべき事項を定めたものです。本市の景観形成方針には、全市共通のものに加えて、商業地、複合市街地、住宅地、田園・緑地といった土地利用の特性に応じたものがあります。

下水汚泥

下水処理の過程で発生する汚泥のことで、微生物による下水の処理中に発生する余剰汚泥(微生物やその死骸、付着物など)のほか、沈殿などにより、流入した下水から、最初に取り除いたごみや固形物質なども含まれます。下水処理場の浄化処理は、下水に含まれる有機物質を、微生物の呼吸により空気中に二酸化炭素として放出させるほかは、下水汚泥へ固形分として移すことによって行われます。

結節点

交通結節点ともいい、人や物の輸送において、複数の交通手段が接続する場所です。

健康都市やまと都市計画マスタープラン

まちづくりの主体である市民、企業、行政がコンセプトを共有し、どのような方向でまちづくりに取り組むかを示すことを目的とした計画です。また、都市計画法第18条の2に位置づけられた都市計画制度としてのマスタープランであり、「市の都市計画に関する基本的な方針」の性格を有するものです。

現状趨勢ケース

本計画では、温室効果ガス排出量の将来推計において、地球温暖化防止に向けた新たな追加対策を講じない場合のことであります。

原単位

1世帯あたりの電力使用量、製造品出荷額あたりの温室効果ガス排出量など、世帯での消費や、工場等での生産に必要なエネルギー量のことであり、エネルギーに関する効率を表す指標です。

建築協定

良好な環境のまちづくりを促進するために、住民の発意で締結するもので、区市町村が条例で定める区域内における建築物を対象として、建築基準法に基づき、敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備などに関する基準を定めるものです。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

建築物のエネルギー消費量が著しく増加していることを背景に定められた法律で、住宅以外の一定規模以上の建築物に対して、エネルギー消費性能基準への適合を義務づけています。

光化学オキシダント

自動車や工場などが排出した炭化水素や窒素酸化物などの大気汚染物質に、太陽の紫外線が反応（光化学反応）して生成される大気汚染ガス（オゾンなどから構成されるオキシダント）のことをいいます。目のチカチカや喉の痛み、植物への被害などの影響をもたらします。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが、大気中に霧状に滞留したものです。

交通政策基本法

国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという認識の下に、「豊かな国民生活の実現」、「国際競争力の強化」、「地域の活力の向上」、「大規模災害への対応」など、政府が推進する交通に関する施策についての基本理念を定めた法律です。

合流式下水道

汚水と雨水を同一の管きよで排除する下水道のことです。別々の管きよで排除する分流式下水道に比べ、整備にかかる費用が安いことが特長です。晴天時には下水は全て処理場へ送られますが、雨天時にはポンプ場や雨水吐で、一定量を超える下水が河川に放流されてしまうことがあります。

コージェネレーション

石油や都市ガスなどのエネルギー源から、熱と電気など複数のエネルギーを併せて発生させるシステムです。廃熱も利用できることから、エネルギーを有効に利用できます。

コミュニティバス

公共交通機関が運行していない地域や、運行していても利用が不便な地域の解消を図るため、市町村等が自ら運営または事業者へ委託して運行するバスです。

コンポスト

生ごみや落ち葉、あるいは脱水した下水汚泥とわらやもみがらなどを、空気を通しながら発酵させて作られる堆肥で、有機肥料や土壌の改良などの用途に使えます。

さ

サーマルリサイクル

資源のリサイクル方法の一つです。廃棄物を素材や部品など物として再生させるのではなく、燃焼させることにより、熱や電力として物質の持つエネルギーを回収するものです。

再生可能エネルギー

地中から取り出される石油や石炭などの化石燃料は、量に限りがあり使った分だけ減っていきます。これに対し、太陽光・太陽熱、風力、水力、地熱、波力、潮力などの自然エネルギーは、半永久的に利用できます。また、植物や動物の排泄物等を発酵させて取り出すバイオマスも循環的に利用できます。これらを総称し、再生可能エネルギーといえます。

酸性雨

二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）などの酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象のことで、生態系への悪影響や建造物・文化財などへの被害を与えることが問題となっています。

次世代自動車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少なく（または全く排出しない）、燃費性能が優れている環境にやさしい自動車です。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などが該当します。

持続可能な開発目標（SDGs）

「Sustainable Development Goals：SDGs」とも呼ばれ、2015年9月にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた行動計画を示す17の目標と169のターゲットのことであります。

自転車活用推進法

自転車が二酸化炭素等を発生せず、災害時においては機動的であることや、自動車依存の低減による健康増進・交通混雑の緩和等の経済的・社会的効果を持つことなどを踏まえ、自転車の活用を総合的・計画的に推進することを目的とした法律です。

市民緑地制度

都市内の民有地の緑を確保し、市民に公園機能の提供を行うことを目的に設けるものです。この制度では、地方公共団体等が樹林地等の所有者と契約し、施設を整備・管理して、住民に公開します。この場合、土地所有者には一定の優遇措置が与えられます。

循環型社会

資源を循環的に利用することによって、天然資源の消費を抑え、環境への負荷ができる限り低減される社会です。

使用済小型家電

これまで不燃ごみとして廃棄されていた小型家電製品のうち、携帯電話、デジタルカメラなどのように、金・銀・白金などの貴金属や有用金属を含むものです。「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）に基づいて、回収された後に再資源化が図られています。

親水性護岸

河川や海辺などの水による浸食から岸を守る機能を持ち、人々が水に親しみ楽しめるように配慮した土木構造物で、緩傾斜型、階段型、捨石型などのタイプがあります。

水質汚濁防止法

工場・事業場等の排水や地下浸透の規制とともに、生活排水対策の推進などによって、公共用水域及び地下水の水質悪化を防止することを目的とした水質汚濁対策の基本となる法律です。

水洗化人口

排水設備の整備やくみ取り便所の改造により、下水道に接続した水洗化世帯の人口を意味しています。

清掃の日

大和市クリーンキャンペーンの一環で、自治会連絡協議会との共催により、年一回、市民参加の下で、市内の一斉清掃を行う日です。

生物化学的酸素要求量

→BOD

生物多様性

生物の豊かさを表す言葉で、遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルの3つの段階の多様性があります。

生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として、2008(平成20)年に国が定めた法律です。

セットバック

建築物の位置をそろえ良好な空間を創出するなどの目的で、壁面などの工作物を一定の位置まで後退して設けることをいいます。

全窒素濃度

河川水・地下水・湧水中に溶け込んだ窒素化合物は、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、溶存性窒素、懸濁性有機性窒素といった様々な形で存在しています。これらを合計した量を全窒素量と呼び、全窒素濃度はその水中の濃度のことです。

全リン濃度

窒素と同様に、水中のリン化合物も、有機化合物または無機化合物など様々な形で存在しており、それらを合計した量を全リン量と呼び、全リン濃度はその水中の濃度のことです。

創エネルギー

省エネルギーに対する表現で、再生可能エネルギーなどエネルギーを創ることです。

騒音規制法

工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する騒音を規制するとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めた騒音対策の基本となる法律です。

た

ダイオキシン類

炭素と塩素を含む有機化学物質の一種で、合わせて210種類からなる化学物質群の総称です。ある範囲の条件下での燃焼や化学物質の製造過程などから不純物として発生します。動物実験により、強い急性毒性を持つことが明らかになっているほか、人に対する発がん性や奇形を発生させる可能性(催奇形性)が疑われています。毒性が種類によって異なるため、量を表わす際には、最も毒性の強い種類に換算した「TEQ」という単位が用いられます。

大気汚染防止法

工場・事業場から排出されるばい煙や、自動車排出ガスを規制し、国民の健康を保護することなどを目的とした大気汚染対策の基本となる法律です。

多自然川づくり

河川等の土木工事において、自然環境の保全・復元を目指した整備手法のことです。

単独処理浄化槽

し尿浄化槽の一種で、し尿とその他の生活排水を一緒に処理する合併処理浄化槽に対して、し尿だけしか処理できない浄化槽のことです。

地球温暖化対策計画

温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づいて国が策定する計画であり、国連に提出した約束草案に掲げる中期目標達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにしています。長期的目標として2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを位置づけた地球温暖化に関する総合計画です。

地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項において位置づけられた地方自治体が策定する計画で、国の計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的な施策を示す計画です。

地区計画

地区レベルで、その特性にふさわしい良好な市街地の整備を図ろうとするもので、その居住者の利用する道路、公園、広場といった施設の配置や規模、建築物の形態、用途、敷地等に関する事項を総合的な計画として、市町村が地区住民の意向を反映しながら策定する都市計画です。

窒素酸化物

NO（一酸化窒素）とNO₂（二酸化窒素）等の総称であり、これらをあわせた表現であるNO_x（ノックス）とも略称されます。大気汚染物質の一つで、呼吸器系に対する有害性があり、また、酸性雨や光化学オキシダントなどの大気汚染の原因ともなります。自動車や工場・事業場の排出ガスが発生源で、燃料中の窒素分のほか、空気中の窒素が、燃焼により酸素と結びついて発生します。

低周波音

周波数が、100Hz以下の低い音をいい、船やバス、トラックなどのエンジン音などに多く含まれています。低周波音によって不快感や圧迫感などの人への影響や、窓や戸の揺れ、がたつきなどで、建具への影響がでる場合があります。

低炭素化

経済発展を妨げることなく、温室効果ガスの排出を大幅に削減することです。

適応

気候変動の影響によって、深刻化する局地的な豪雨や洪水、渇水・土砂災害、熱中症や感染症による健康被害等に対し、防災対策や予防的措置をとることで、リスクの最小化を図ることです。

透水性舗装

雨水がしみこみやすいように、すきまの多い混合物を用いて道路を舗装することです。雨水の流出抑制とともに、街路樹の保護育成、水ハネがなくなるなど歩行性の向上、地下水へのかん養などの効果、また、路面の隙間が音を吸収することで、自動車騒音の低減にも効果がみられます。

特定外来生物

本来、その地域に生育・生息していない生き物（例：オオクチバス、ブルーギルなど）のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、「外来生物法」という。）に基づき指定された生物種のことです。外来生物の侵入により本来の生態系が壊され、元々その地域に生育・生息する生き物が、絶滅などの危機にさらされています。

特定建設作業

建設工事の作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業で、法律により内容が定められています。事前の届出が必要で、敷地境界での騒音や振動の基準値、作業日時が規制されています。

特定フロン

特にオゾン層を破壊する力の強い5種類のフロンのことです。モントリオール議定書により、日本などの先進国では製造を全廃しましたが、既に製品中に使用されている場合があります。

都市公園

都市公園法による、地方公共団体等が設置する公園や緑地などをいいます。

都市計画マスタープラン

本報告書では健康都市やまと都市計画マスタープランのことを指す。

な

生ごみ処理容器

家庭から出る生ごみなどを減容したり、たい肥化したりして処理する容器のことです。

二酸化硫黄

硫酸酸化物の一種の大気汚染物質で、呼吸器系に対する有害性があり、また、酸性雨の原因ともなります。化石燃料中の硫黄分が、燃焼により酸素と結びついて発生します。

二酸化炭素

現在の地球の大気中におよそ 0.037%存在し、地表の温度を上昇させる温室効果を持つガスの一つです。日本での主な発生源には化石燃料の燃焼のほか、セメントの製造や廃棄物の焼却があります。無色無臭で、炭酸ガスとも呼ばれます。

二酸化窒素

→窒素酸化物

は

ばい煙

大気汚染防止法に基づく規制の対象となる硫酸化物、ばいじん及び窒素酸化物などの有害物質をいいます。

排水性舗装

アスファルト表面に細かいすきまを設けて路面に溜まった水を排水する構造により、水はねや水しぶきを緩和し安全対策効果を高めた舗装です。タイヤと路面の摩擦音を吸収するなど、騒音低減効果もあります。

破碎残さ

現在、大和市環境管理センターでは、搬入されてきた不燃ごみ・粗大ごみを、埋立や輸送などの後処理を容易にするために、中間処理の一過程として、破碎しています。破碎された廃棄物を、破碎残さといっています。

バリアフリー

障害のないという意味で、加齢に伴う身体機能の低下や、身体障害の有無などにかかわらず、誰もが障害を感じない施設づくり、都市づくりをバリアフリーと呼んでいます。障害者は、本来その人自身が障害を持っているのではなく、施設や都市のあり方により、障害を受けてしまっているという考え方にに基づきます。

パリ協定

温室効果ガス削減の国際的枠組みとして、2015年12月フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された協定のことです。21世紀後半には、温室効果ガス排出量を森林・海洋等による吸収量とバランスさせること、気温上昇を産業革命前と比べて2℃より低く抑え、1.5℃未満に抑えるための取組みを推進すること、各国が2018年までに温室効果ガス削減のための計画を提出し、5年ごとに進捗を点検することなどが主な内容で、2016年11月4日に発効しました。

ヒートアイランド（現象）

都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房などの空調、比熱の大きいコンクリートやアスファルトによる熱吸収、窓の反射の輻射熱などにより温度が上がってしまう現象です。

ビオトープ

ドイツ語での「生命」と「場所」とを合成した言葉が普及したもので、野生の動植物や微生物が生きている空間をいいます。有機的にネットワークすることにより、生物の移動に貢献し地域生態系全体の質の向上に寄与します。野生生物が生息可能な環境状況を積極的に復元・創造していくという意味あいでも用いられます。

光害（ひかりがい）

道路灯や防犯灯などの照明光が明るくて眠れない、道路灯などの街灯によって農作物が生育不良を起こす、ゴルフ場などの屋外施設の照明による周辺への悪影響など、良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されることです。

微小粒子状物質

→PM2.5

ふるさと軸

市の東西を流れる境川、引地川と緑地で構成された2本の軸（幅広のゾーン）をいい、貴重な自然資源であると同時に郷土景観を形づくっています。一方、小田急線を中心とした軸をやまと軸としています。

粉じん

物の破碎・選別などの機械的処理や堆積に伴って発生し、大気中に飛散する物質です。

防災マップ

本市では、広域避難場所、避難生活施設、医療救護所等、防災に関わりの大きい施設や洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域などを記載。

保水性舗装

雨水を保水性舗装材に吸収・蒸散させ、舗装面の温度を抑えることにより、ヒートアイランド現象を抑制する舗装のことです。吸収能力以上の余分な雨水は地中に浸透されるため、豪雨時などに起こる下水や河川の氾濫の防止や、植生・地中生態の改善、地下水の涵養などの効果があります。

保全緑地

一般的に地域の自然を保全するために残すべき緑地の総称で、「大和市緑の基本計画」や本計画では、久田緑地などの大規模緑地を指しています。

保存生垣

「大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例」に基づき、保存の対象として指定されている生垣です。

保存樹木

「大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例」に基づき、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れている樹木で、保存の対象として指定されている樹木です。

保存樹林

「大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例」に基づき、保存の対象として指定されている樹林地です。主に市街化区域内に残存する小規模な樹林地を念頭にしています。

ま

街づくり協定

地域の住民同士が話し合い、合意をして自ら締結する街づくりのルールであり、「大和市みんなのまちづくり条例」に基づき、市が認定します。また、建築物の色彩、高さ、用途に加えて、壁面の後退距離、塀の種類なども定めることができ、運営は、その地域の住民などが組織するまちづくり委員会が中心に行います。

街づくり賞

すぐれた景観づくりに寄与していると認められる施設デザインや景観づくりの活動・提案、快適な空間づくりに貢献した事例等を毎年表彰するものです。

水循環基本法

水が人類共通の財産であることを踏まえ、健全な水循環の維持・回復に向けた施策を包括的に推進していくため、国が2014(平成26)年に定めた法律で、国による水循環基本計画の策定などを規定しています。

みどりの愛護会

花や緑で大和市を美しくしている緑に関する活動団体や、地域の公園などを美しくしている公園の維持管理団体で、市に登録したものです。登録することにより、市などによる情報提供や支援を受けることができます。

緑のカーテン

アサガオ、ヘチマ、ゴーヤなどのつる性の植物でつくる自然のカーテンです。ベランダや軒下に生育させて、真夏の強い日差しを避けることで、過度な冷房を控え、温室効果ガスの削減に寄与することが期待されています。

緑のネットワーク

河川などの自然の緑や、公園・緑地等の点在する緑の間にある道路・水路等を緑化することによって、昆虫や小動物が行き来できる緑の連続性が確保されている空間です。

メッシュ調査

ある調査において、対象地域を一定間隔で正方形の網目状（メッシュ）に区切り、それぞれのメッシュでデータ等を収集する調査手法です。

や

やまと エコアクション 21

大和市が、市内事業者の方が環境に配慮した事業活動に取り組んでいただくために、環境省のガイドラインに基づいて設けた独自のシステムです。

大和市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第3条第2項の規定に基づき策定されるもので、本市の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となる計画です。

大和市環境配慮指針

大和市環境基本計画に基づいて、環境に配慮した具体的な実践行動を示したものです。暮らしやすく魅力あふれる本市の環境づくりに向け、一人ひとりが環境配慮型のライフスタイルやビジネススタイルを見つけ、切り替えていくための「きっかけ」を整理した内容となっています。

大和市総合計画

本市がその事務を処理するにあたって、総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定されるものです。計画は、将来に向けての基本的な方向を示す基本構想などから構成されています。

大和市総合交通施策

『もっと移動が楽しくなる「やまと」を目指して』を基本方針として、2013(平成25)年3月に本市が策定したものです。「大和市地球温暖化対策実行計画」などの関連計画と連携し、公共交通サービスの充実や自転車利用の促進を図ることとしています。

大和市ポイ捨て等禁止条例

ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進するために、本市が独自に定めた条例で、公共の場所等で、ごみ箱など決められた回収容器以外の場所に物を捨てることと、犬の飼い主が犬のふんを放置することを禁止しています。

大和市緑の基本計画

都市緑地法に基づいて、本市が緑地の適正な保全・整備や緑化の推進等について、様々な取組みを計画的に進めていくために定めた計画です。

やまと自転車憲章

手軽に乗れ、環境に優しく、健康的で身近な交通手段である自転車を有効に活用し、一人ひとりが健(すこ)やかで康(やす)らかな生活を送ることができるまちを目指して定めたものです。

やまと みどりの学校プログラム

市内の小中学校における環境教育を推進し、環境保全に関する自発的な実践活動が行われるようその活動を支援する仕組みとして、本市が独自に平成16年度から設けたプログラムです。

有害化学物質

環境を経由して、人の健康または動植物の生息・生育に有害な作用を及ぼす化学物質の総称です。

有収水量

水道の給水量のうち、料金収入を伴った水量をいいます。浄水場より供給される水のうち、漏水などにより有効に利用されず失われた分が除かれます。

誘導用床材

視覚障がい者などを安全に誘導するため、建物等の床に敷設するブロックです。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力に拘らず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方にたってデザインすることをさし、その対象は、ハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたります。

ら

ライフサイクル

製品等に関して、資源の調達・製造・流通・使用・リサイクル・廃棄といった一連の工程等のことです。

ライフサイクルアセスメント

製品などがもたらす環境への潜在的な悪影響を、資源の調達・製造・流通・使用・リサイクル・廃棄といった、そのライフサイクルを通じ、関連する過程を含めて、総合的に推定・評価しようとする手法です。

ラダーパターン

はしごの形状のことで、本計画では、都市間交通を担うラダーパターンの幹線道路を指しています。

リターナブル容器

中身を生産販売するボトル等において再充てんされる容器のこと。ビールビンをはじめ、洗浄と再使用の容易なビン容器で採用されていることが多く、生きビンと呼ばれます。ビールビンなどでは、生産者が容器を資産として管理し、容器代を含めて商品の価格を設定して回収システムを構築しています。

緑地保全地区

都市の緑地を保全するために指定する地区で、無秩序な市街化や公害・災害の防止効果があるもの、伝統的文化的意義を持つもの、風致景観が優れるなど地域住民の生活環境確保に必要なものなどが対象となります。



大和市気候非常事態宣言ロゴマーク

やまとの環境

大和市環境基本計画年次報告書

令和5年度版（令和4年度実績）

発行 大和市

監修 大和市環境施設農政部環境総務課

神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

電話046-263-1111（代表）